



平成30年 第3回
本別町議会定例会会議録

自 平成30年 9月11日
至 平成30年 9月21日

本別町議会

平成30年本別町議会第3回定例会会議録（第1号）

平成30年9月11日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第65号	町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第65号	町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝君	副議長	11番	藤田直美君
	1番	水谷令子君		2番	柏崎秀行君
	3番	梅村智秀君		4番	石山憲司君
	5番	篠原義彦君		6番	大住啓一君
	7番	山西二三夫君		8番	黒山久男君
	9番	方川一郎君		10番	阿保静夫君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
会計管理者	花房永実君	総務課長	村本信幸君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	飯山明美君
住民課長	田西敏重君	子ども未来課長	大橋堅次君
建設水道課長	大槻康有君	企画振興課長	高橋哲也君
老人ホーム所長	井戸川一美君	国保病院事務長	藤野和幸君

総務課主幹	小坂祐司	君	総務課長補佐	三品正哉	君
建設水道課長補佐	小出勝栄	君	教育次長	久保良一	君
社会教育課長	阿部秀幸	君	学校給食共同調理場所長	坪忠男	君
農委事務局長	郡弘幸	君	代表監査委員	畑山一洋	君
選管事務局長	村本信幸	君			

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹	君	総務担当主査	越後忠	君
------	------	---	--------	-----	---

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝君） ただいまから、平成30年第3回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、黒山久男君、山西二三夫君、及び石山憲司君を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長方川一郎君、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎君）〔登壇〕 報告いたします。

平成30年8月10日第3回臨時会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、9月11日から9月25日までの15日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、9月13日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、2件の提出がありました。

臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。以上、1件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、回覧に供することといたします。

次に、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出の陳情。以上、1件については、議会運営基準138運用例1によることとし、本別町林活議連の発議に向けた取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝君） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9月11日から9月25日までの15日間とすることとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月11日から9月25日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長(高橋利勝君) お諮りします。

議事の都合により、9月12日から18日及び22日から24日の計10日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、9月12日から18日及び22日から24日の計10日間は休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時04分 休憩

午前10時06分 再開

○議長(高橋利勝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 諸般の報告

○議長(高橋利勝君) 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第10号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、報告を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長(大槻康有君) 報告第10号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明を申し上げます。

本事故は、除雪作業中における除雪車の事故でございます。

平成30年2月15日午前10時50分頃、公用車両、モーターグレーダー、帯広〇〇〇〇が、中川郡本別町新町17番地29地先の町道新町通り道路上において除雪作業中に、除雪プラウの接触により電柱を破損したものでございます。

事故後直ちに北海道電力株式会社により電柱の応急処置を行ない、電柱の補修工事を完了し、5月25日に示談が成立しており、先の6月議会におきまして、報告第6号として専決処分報告をさせていただいたところであります。

また、この破損した電柱は北海道電力が所有し、東日本電信電話株式会社も利用する共架柱でございます。この度、共用する東日本電信電話株式会社共架部分の補修工事が完了しましたので損害額が確定し、8月30日に示談が成立しております。民法第695条の規定に基づき、和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては和解の相手方、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1、和解の相手方ではありますが、住所は札幌市中央区大通西14丁目7番地、氏名は東日本電信電話株式会社北海道事業部設備部長、〇〇〇〇氏でございます。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金22万7,200円と定め、本別町が東日本電信電話株式会社北海道事業部に対し、支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後このような事故を起こさないよう、交通安全に十分注意を払い、より一層の安全運行に努めてまいります。

以上、報告第10号の専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） これで報告済みといたします。

次に、報告第11号平成30年度本別町一般会計補正予算（第9回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 報告第11号専決処分報告、平成30年度本別町一般会計補正予算（第9回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,342万1,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段にあります、2、歳出であります、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費22節補償補填及び賠償金22万8,000円の補正は、電柱修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段に戻りまして、1、歳入であります、19款諸収入4項1目7節雑入22万8,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から平成30年7月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、平成29年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が教育長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議員派遣結果報告書が、広報広聴常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成30年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成30年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長の動静の報告について。

平成30年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝君） 日程第5 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 冒頭、9月6日に発生しました北海道胆振東部地震により、犠牲になられました方々、御遺族に対しまして衷心より哀悼の意を表するとともに、今なお避難等不自由な生活を余儀なくされていらっしゃる方々に心より御見舞いを申し上げます。

平成30年9月6日午前3時7分、胆振地方中東部を震源としたマグニチュード6.7の地震が発生し、最大震度は胆振管内厚真町の震度7を記録したところであります。

本別町につきましては、震度3でありましたことから、各施設の被害がなかったところではありますが、発生時刻とほぼ同時に町内全域が停電になったことから、水道施設におきましては、安定的な水の供給を行なうべく発電機を設置するなどの対応を行ない、国保病院、老人ホームなど入院、入所者のある施設につきましては、入院、入所者の安全確保はもとより、水の確保や給食の調理等、最低限の生活が送れるよう対応してきたところであります。

なお、国保病院におきましては、停電の影響により十分な診察ができないと判断し、停電当日の6日につきましては、外来診療を休診し、救急患者のみの受け入れとさせていたしましたが、電力復旧後には速やかに診療を再開したところであります。

また、緊急通報システムを設置されている方など、支援を必要とされている方につきましては個別に訪問し、状況を把握するとともに、お一人での生活が困難であると判断し、または、御本人からの要請があった場合等には、小規模多機能型居宅介護施設などへの受け入れにつきまして、本別町社会福祉協議会と協議を行なってきたところであります。

小中学校の対応についてであります。地震当初におきましては、施設に被害がなかったことから、通常の学校運営を行なうよう給食提供の確保に努めたところでありますが、引き続いた停電により、登校時間に町内の信号機全てが稼働していなかったことから、登校時における児童、生徒の安全確保の観点から臨時休校としたところであります。

なお、7日におきましては、警察の協力を得ながら、交差点等に職員を配置し、登下校時の安全を確保した上で通常授業とさせていただいたところであります。

停電で大きな被害が出ました酪農家の生乳の搾乳、出荷の対策につきましては、JA本別町と連携を取りながら、各個別酪農家との連絡調整等につきまして支援をしてきたところであります。

さらに、7日夕方にはNTT基地局において電力が不足したことにより、固定電話や携帯電話のほとんどが使用不能となり、消防署などへの緊急連絡手段が途絶えたことから、人命に相当の影響をあたえる問題の発生と判断し、同日午後6時に災害対策本部を設置し、北海道電力やNTTに早期復旧に向けた取り組みの要請を行ない、また、通信手段が使用できないことにつきまして同報無線で周知するとともに、民生委員児童委員、自治会長宅を訪問し、何か起きた場合における協力をお願いをさせていただいたところであります。

幸い緊急の連絡はなく、8日夕方には固定電話、携帯電話ともに通常の使用が可能となったところであります。

なお、町内の停電におきましても、7日未明から段階的に解消され、8日未明には町内全戸において復旧したところであります。

また、揺れの大きかった地域においては、本震クラスの余震の恐れもあり、再度の停電も可能性はゼロではないことから、引き続き情報に注視し、非常時におきましては迅速に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町におきましては長期間に渡った停電は予想もしない初めての経験でありましたが、今後は想定される災害として、非常時における住民生活への支援等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても特段の御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、平成30年度普通交付税の算定結果について報告いたします。

7月24日に総務省から普通交付税の算定結果の通知が示されたところでありますが、本町は対前年比4.9パーセント、1億2,995万3,000円減額の25億3,930万5,000円となったところであります。道内におきましては、交付団体である178市町

村のうち155市町村で減額となっており、減額率は、対前年比、北海道の町村では2.8パーセント、十勝の町村では2.8パーセントとなったところであります。

昨年度より大幅な減額となった主な要因については、基準財政需要額の算定において、リーマンショック後の地方経済、雇用情勢の悪化を踏まえた緊急時の経済対策として導入された歳出特別枠の廃止に伴い、地域経済・雇用対策費が6,556万5,000円の減となり、平成28年度に導入されましたトップランナー方式等による各費目の単位費用改正に伴う減額に加え、本町の特殊要因として過疎対策事業債等の償還額算入の減少や、町民税所得割、法人税割等の基準財政収入額が増加となったことが挙げられています。

地方交付税の減収等による一般財源の不足分を補う財政調整基金及び減債基金は、本年度の当初予算において、3億8千万円の取り崩しを計上しておりますが、今後の収支見込から判断しますと、同額の積み戻しは困難であり、年度末残高は昨年度と比較して減少する見込みとなっております。今後も地方交付税の増額は見込めない状況であり、税収の伸びも期待できないため、財政運営は一層厳しい状況となることが予想されます。

これからの財政運営の方針といたしましては、地方財政対策、地方交付税制度改正の動きに注視しますとともに、基金依存度の縮小や経常経費の削減等、行政改革の推進により財政運営の安定化を図りつつ、地域の活性化や諸課題を解決していくために、予算の重点化、効率化の徹底が不可欠であると認識しているところであります。

今後も、町民が夢と希望を持てる施策の展開を進める所存でありますので、町民の皆様をはじめ、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、池北三町行政事務組合の解散及び平成31年度以降のごみ処理について報告いたします。

初めに、池北三町行政事務組合の解散についてですが、平成31年4月以降のごみ処理体制と銀河クリーンセンターの運営、維持管理につきましては、池北三町行政事務組合を解散し、ごみ処理事務及び組合が所有している財産について足寄町が承継することで、6月定例会において議決をいただき、7月2日に組合の解散届、財産処分の協議書及び組合解散後における事務の承継先を定める規約変更の申請につきまして、北海道知事へ提出し、同18日に規約変更の許可及び解散届、事務を承継する足寄町に事務を委託することにつきまして受理されたところであります。

次に、平成31年4月以降のごみ処理についてですが、帯広市のくりりんセンターにおいては、燃やすごみ、燃やさないごみ、危険ごみ、有害ごみ、粗大ごみの処理を行ない、足寄町の銀河クリーンセンターにおいては、最終処分場の維持管理、資源ごみの中間処理と小動物の焼却処理を行ないます。

また、足寄町と本別町の事業系一般廃棄物や個人が直接搬入する家庭系ごみにつきましては、これまでと同じく銀河クリーンセンターで受け入れを行ない、一時保管の上くりりんセンターへ搬送し、処理することとしております。

今後におきましては、ごみの分別方法が変更になることから、ごみ分別パンフレットの原案が出来上がり次第、住民説明会を開催して周知を図ってまいりますので、議員各位の

御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新年度からのごみ収集運搬業務を円滑に遂行するため、委託業者の決定が必要となりますことから、関係予算につきまして本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、国保病院に設置する地域連携室について報告いたします。

本町ではこれまで、町民の皆さまが住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりとして、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりましたが、地域包括ケアを推進するためには、医療と介護の連携が重要でありまして、本町の基幹病院である国保病院の果たす役割が大きいことから、更なる充実を図るため地域連携室を設置することといたしました。

これまで、患者や家族からの療養の相談や入退院の調整につきましては、事務部門の職員又は看護師が対応しておりましたが、今後は、社会福祉士の資格を有する医療ソーシャルワーカーを1名配置し、地域連携室において、患者がスムーズに医療機関への受診、入院および退院や転院ができるように、医療機関や介護施設をはじめ、行政や福祉に関わる多くの施設をつなぐ役割を果たし、また、介護保険、福祉制度に関する相談、経済的、心理的、社会的問題に関する相談や病院の広報活動に関する業務を担ってまいりたいと考えております。

なお、開設時期につきましては、10月1日から業務を開始する予定としております。詳しい業務内容等につきましては、町広報等で周知させていただきます。

地域連携室の設置につきましては、町民皆さまの健康と福祉の向上につながるものと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、台風21号の農業被害及び農作物の作況状況について報告いたします。

9月5日に北海道の日本海側近海を通過しました台風21号の強風によりまして農作物への被害状況についてであります。同日に営農指導対策協議会で被害状況調査を実施しております。大きく被害を受けた作物は、加工用スイートコーンで、8月中旬から収穫作業が始まっておりますが、収穫が残る畑におきまして約26ヘクタールの倒伏被害が出ており、収穫はできるものの作業時間や手間の増えることが懸念される状況となっております。また、豆類では、大豆18ヘクタール、小豆で2ヘクタールの倒伏、デントコーンでは15ヘクタールの倒伏、53ヘクタールでなびきの状態となっており、収穫作業には多少の影響がでるものと見込まれます。

次に、農作物の作況状況について報告いたします。

営農指導対策協議会によりまして2回目の定期作況調査につきましては、本日実施をされておりますので、7月20日に実施しました営農指導対策協議会による定期作況調査と農業改良普及センターによりまして9月1日現在の農作物生育状況定期調査報告に基づき報告をさせていただきます。

本町のこれまでの気象経過であります。植え付け期の5月の気温は高温で経過し、日照時間は平年を上回り、降水量が少なかったため乾燥傾向で推移しておりましたが、6月

に入ると一転し、中旬以降から7月中旬までの約1カ月間、低温と極端な日照不足、降雨も多く降水量は平年を大きく上回る状況となりました。

それ以降、天候は回復したものの、天候不順の影響が大きく、豆類全般で茎の長さは低く、葉の数も少ないといった生育量不足が多くみられ、大豆、手亡は不良、小豆、金時でかなり不良としており、豆類全般においては3日から7日遅れとなっております。

馬鈴薯は、茎葉の一部黄色く変色などがみられるものの、生育は平年並み。てん菜も平年並みとしております。

小麦につきましては、1穂粒数が平年の8割程度となっており、生育はやや不良としております。また、JAの収穫作業は7月30日に始まり、8月6日には収穫を終え、その結果、平均反収は10.1俵で品質、製品歩留まりにつきましては、現在製品の調整中ではありますが、製品歩留まりは平年よりやや悪い状況にあります。

また、飼料作物につきましては、関係機関、普及センターからの情報として、1番牧草は天候不順と収穫遅れによる品質の低下が懸念されまして、デントコーンは草丈が短く、茎が細い傾向がみられ、1週間程度の遅れで、やや不良の生育となっております。

現在のところは、豆類を中心に天候不順の影響を受け、生育遅延や湿害によります減収が想定されますが、これから収穫時期に向け、好天に恵まれ作柄が回復することを願い、少しでもよい出来秋となることを期待しているところであります。

次に、元職員が住民課税務担当として在職中の平成22年10月から平成26年8月までの間に犯した業務上横領事件につきまして、公判においてその罪状を認め、平成30年3月1日に本町の代理人弁護士に弁済のあった町税225万1,400円および遅延利息57万2,476円、合計282万3,876円の取り扱いについて報告いたします。

弁済金の収納処理といたしましては、すでに欠損されている125万1,519円につきましては損害賠償金として、現在も滞納となっている国民健康保険税41万100円、固定資産税10万3,600円、町民税14万1,699円、合計65万5,399円につきましては、町税収納金として収納し、町民税とあわせて徴収している道民税につきましては、北海道に対し34万4,482円を払い込むこととしております。

また、遅延利息57万2,476円につきましては、税を収納しなかったことによる賠償として、損害賠償金として取り扱います。

なお、元職員による町税の業務上横領に伴う弁済金につきましては、本定例会に補正予算として提案しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、本別町議会第3回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第65号

○議長（高橋利勝君） 日程第6 議案第65号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第65号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約締結にあたりましては、予定価格が5千万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、橋梁長寿命化計画に基づく中央橋における補修工事で、工事内容は、支取替え、ひび割れ補修等を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は平成30年8月1日に開催し、指名業者は、株式会社野田組、中前建設株式会社、株式会社本別建設工業、株式会社岡崎組、鎌田建設工業株式会社、株式会社鹿島組、小川建設工業株式会社の7者を選考いたしました。

平成30年8月9日に指名通知を行ない、平成30年8月29日に入札を執行しております。

契約金額は9,223万2,000円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、株式会社野田組、代表取締役野田仁でございます。

仮契約は、平成30年8月29日に行なっております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成31年3月20日でございます。

以上、議案第65号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約についての提案にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 中央橋の橋りょうの長寿命化の契約について、今説明がございました。中央橋は御承知のとおり、新町、栄町の住居区域から、小学校、中学校、高校の文教地域に通う、町道の中でも極めて大きな幹線町道でございます。

私どもよくわかりませんことがありますけれども、橋りょうの工事で、工期が今3月の二十日までということになりますから、約半年ほどございます。この工事の中で通行止めをすることに、私の考えとしてはあると思うのですけれども、その辺どのように考えておられるのか。契約の案件だから関係ないだろうということになるかもしれませんが、設計内にそういうことも入っていると思いますので、その辺を踏まえて、地域の住民の方々への周知、交通の形態を考えた中での通行止めの考え方についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 大住議員の御質問にお答えします。

まず1点目の工事で通行止めになるかという点でございますけれども、まず交通規制でございます。交通規制につきましては、基本車道部分は片側の通行で、車両の走行は可能

とさせていただきます。あと、歩道の部分です。これにつきましても文教地区、住宅街でございますので、歩道の部分につきましては常時通行可能というふうになっております。

ただしですが、工事の内容、先ほど大住議員からありました、通行止めになるのかということでございますので、一時的に橋の桁をジャッキアップをして行なう作業がございます。桁の下に支承材というのがございまして、その取り替え作業のときに、ジャッキアップ作業のときに1日程度。あと上げてからの作業期間中については片側通行で、舗装だとかの、段差が低いものですから、その擦りつけをしながら解放していくということで。そのあと最後に作業が終了しましたら、ジャッキをダウンするという作業で1日程度のことが出てきますので、今回橋脚2橋の支承材の補修をしますので、4日間程度は通行止めになるのかなということでございます。

また、現場の関係でございます。現場におきましてもですね、交通整理人の配置は橋の前後や歩道の部分、またその付近の町道に接道する部分だとかも含めまして、交通整理人の配置をしていきたいなというふうに思っております。

また、住民周知ですけれども、通行止めのときには学校関係、あと周辺自治会や農協、また郵便局等など、各関係部署に事前に通知を行なっていきたいと思っております。

今お話がありましたように、本路線は本当に本別町の幹線道路でございますので、住民の皆さまには大変御迷惑をおかけすると思いますが、補修工事に御協力をお願いするものもございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 細かく説明いただきました。理解はいたしました。ただ1点だけですね、技術的に今のことよくわからないのですが、ジャッキで上げて、下の作業を1カ月なり二十日なり1カ月半でやると。そして作業が終わったらそれをダウンさせるのに1日かかるということですから、それが2つの区間があるので、1日、1日、1日、1日で4日程度というお話だと思うのですが、そういうことでよろしいのかということと、あつてはならないことですが、今回のように大きな、震度5以上、6位の地震が来たときですね、ジャッキアップをした中で通行が、片側できるということでの今お話でございましたけれども、その辺になりますと、極めて通学生だとか、乳業工場だとか、大きな農協の施設等々もございますので、それは行政としていち早く、地域はもとより町民の皆さんにお知らせすべきでないかと思っておりますので、あつてはならないことでございますけれども、その辺の考え方だけ再度。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 1点目のジャッキアップの関係の通行止めの日数は、程度でございますけれども、4日間程度というふうに2カ所で考えております。

もう1点、地震対策、今回のこういうような状況がございましたので、これにつきましては議員さん言われるように、本当にいざというときには緊急対策で、現場で止めるなり、地域周辺の住民に周知をするなどの対応をしていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋利勝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日、9月12日から18日までの7日間は休会であり、9月19日午前10時、再開であります。

これをもって、通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は9月13日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告（午前10時42分）

平成30年本別町議会第3回定例会会議録（第2号）

平成30年9月19日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 意見書案第6号 過疎地域における農業、商業、工業、林業者、地域医療機関が自家発電機を備え、大規模停電時に地域のライフラインとなり得るための経済支援を求める意見書
- 日程第 3 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 意見書案第6号 過疎地域における農業、商業、工業、林業者、地域医療機関が自家発電機を備え、大規模停電時に地域のライフラインとなり得るための経済支援を求める意見書
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝君	副議長	11番	藤田直美君
	1番	水谷令子君		2番	柏崎秀行君
	3番	梅村智秀君		4番	石山憲司君
	5番	篠原義彦君		6番	大住啓一君
	7番	山西二三夫君		8番	黒山久男君
	9番	方川一郎君		10番	阿保静夫君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
会計管理者	花房永実君	総務課長	村本信幸君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	飯山明美君
住民課長	田西敏重君	子ども未来課長	大橋堅次君
建設水道課長	大槻康有君	企画振興課長	高橋哲也君
老人ホーム所長	井戸川一美君	国保病院事務長	藤野和幸君
総務課主幹	小坂祐司君	総務課長補佐	三品正哉君

建設水道課長補佐	小 出 勝 栄 君	教 育 長	佐々木 基 裕 君
教 育 次 長	久 保 良 一 君	社 会 教 育 課 長	阿 部 秀 幸 君
学校給食共同調理場所長	坪 忠 男 君	農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸 君
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷺 巢 正 樹 君	総 務 担 当 主 査	越 後 忠 君
---------	-----------	-------------	---------

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝君） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長方川一郎君、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎君）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、5件の提出がありました。

過疎地域における農業、商業、工業、林業者、地域医療機関が自家発電機を備え、大規模停電時に地域のライフラインとなり得るための経済支援を求める意見書、以上1件については、本日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書、日欧EPAの慎重な審議を求める意見書、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、以上4件については、21日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上、9件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く、10名の委員で構成する、平成29年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして閉会中の継続審査とする取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝君） これで報告済みいたします。

◎日程第2 意見書案第6号

○議長（高橋利勝君） 日程第2 意見書案第6号過疎地域における農業、商業、工業、林業者、地域医療機関が自家発電機を備え、大規模停電時に地域のライフラインとなり得るための経済支援を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

梅村智秀君、御登壇ください。

○3番（梅村智秀君）〔登壇〕 意見書案第6号過疎地域における農業、商業、工業、林業者、地域医療機関が自家発電機を備え、大規模停電時に地域のライフラインとなり得る

ための経済支援を求める意見書。こちらについての提案説明を行ないます。

まず、マスコミ等の報道によっても、酪農家の搾乳の状態については特に周知が広まっているのかなど、このように考えてございますが、我々こうした、本別町は過疎地域と定められております。この過疎地域において、私がこの度の災害を体験いたしまして、寄り合というのでしょうか、支え合いというのでしょうか、こうしたものが残っている、こうした素晴らしい地域だということを確認いたしました。そうした中で、酪農家さんとか工業者さんが備えるような大きな、数百万円もするような発電機ではなくても、数十万円程度で購入できる小型の家庭用の発電機でも、そうしたものが多く備えられているのであれば、そうしたもので例えばこの度のような停電時、お湯を沸かしてあげるだけ、ドライヤーを貸してあげるだけ、火を使わせてあげるだけ、そうしたものに一部使ったりすることができる。そうしたことでこうした困難を乗り越えていけるのではないかと、このように考えまして提案をいたしました。

意見書案を読み上げます。

この度発生した「平成30年北海道胆振東部地震」は最大震度7の激震であり、北海道では初めて観測されたものである。あわせて北海道全域、約295万戸が停電する「ブラックアウト」現象を惹起し、今もなお厳しい電力需給から計画停電実施の危機にさらされている。このような大規模災害時（停電時）には地方公共団体における対応にも限界があり、その脆弱さがあきらかになったところである。

マスコミによる報道やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などにより、災害時（停電時）における酪農家については、搾乳が出来ないことによる乳房炎など乳牛の疾病対策、乳業メーカー集配停止による生乳廃棄など、その困難の様子が周知されつつあるが、家畜への給餌、給水、環境衛生など日常業務の多くを電力に頼る畜産農家全般の労苦については一般に知られるところに至っていない。

また、災害時（停電時）にも商工業、林業事業者や過疎地域医療機関が地域住民に対し、平時に準じたサービスを提供できる体制が整備されてさえいれば、今なお密接な地域コミュニティが残る過疎地域ならではの特色を活かし、居住区が広範囲におよぶため災害時に行政の手がおよびにくい農村地域居住者や高齢者世帯などに対して、地域住民同士の互助や孤立防止に大きく寄与することから、国においては、住民の一刻も早い生活の安定や災害の早期復旧と産業経済の回復、さらに次なる災害の備えに向けた取り組みなどが進められるよう、次の事項について特段の配慮を講ずるよう強く要望する。

記。

- 1、一連の地震、全域停電に伴う災害について早期に激甚災害指定を行うこと。
- 2、北海道および道内市町村の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。
- 3、異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、農業、商業、工業、林業、過疎地域医療機関が経営意欲を後退させないよう特別措置を講ずること。

4、農業、商業、工業、林業者、過疎地域医療機関が自家発電システムならびに燃料等保管設備を設置することに対して十分な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上、意見書趣旨の御理解をいただき、議員諸兄姉の御賛同賜りたく提案説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号過疎地域における農業、商業、工業、林業者、地域医療機関が自家発電機を備え、大規模停電時に地域のライフラインとなり得るための経済支援を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号過疎地域における農業、商業、工業、林業者、地域医療機関が自家発電機を備え、大規模停電時に地域のライフラインとなり得るための経済支援を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第3 一般質問

○議長（高橋利勝君） 日程第3 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

議席番号6番、大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

冒頭に、今月6日未明におきました北海道胆振東部地震により、亡くなられた方、被害を受けた方々に御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。本町においても、地震

による停電が続き酪農を中心に大きな被害が生じました。町民の皆様の日常生活が早急に回復することを願っております。

それでは、1問目の公衆浴場の営業終了後の対応についてと今後についてをお伺いいたします。

本年4月25日に町内唯一の銭湯、本別湯が営業を終了いたしました。家庭のお風呂を持たない方々には日々の生活に欠かせない施設だったと理解しております。これまでの対応と、今後の考え方を伺いいたします。

1点目といたしまして、営業終了後は老人福祉センター、これは中央公民館に併設されている施設でございますが、の利用をしていただいているようでございますけれども、利用できる時間帯、また男女別の利用者数などの状況について伺いいたします。

2点目といたしまして、今後の対応については時間帯や収容人数など、従前のように利用でき、さらに市街地の中心部に位置していることだと思っております。本別湯の前の経営者の方と協議をし、施設等を借りて町が運営することも一考かと思っておりますが、考え方を伺いいたします。

3点目といたしまして、入浴は日常生活に欠かせないものでございます。今回の北海道胆振東部地震規模の大災害が発生したとき、町が運営する浴場をつくることによりまして、町民の皆さんの生活の糧となるものと思っておりますが、町長の考え方を伺いいたします。

○議長（高橋利勝君） 答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 大住議員の1点目の公衆浴場の営業終了の対応と今後についての御質問の答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でありますけれども、町老人福祉センター入浴室の利用時間帯及び男女別の利用者数についてですが、御質問のとおり4月25日に本別湯の営業が終了しました。本当に長い間、本町のこの環境、また健康増進を含めて営業いただいた本別湯に改めて感謝をするところであります。

残念ながらこの営業は終了ということになりましたけれども、その後の清掃などの管理体制を整えたくて、7月1日より利用可能な曜日及び時間帯を変更して、この営業をしているところでありますが、具体的な曜日及び時間帯という御質問でありますので、まず7月までは年末年始を除く火曜日と金曜日の週2回ということで計画し、女性が13時から14時までの1時間、男性が14時から15時までの1時間という、合計2時間と設定をしたところですが、7月から見直しを行ないながら、年末年始を除く月曜日、水曜日、金曜日の週3回、時間帯につきましては女性が12時45分から14時45分までの2時間、男性が14時45分から16時の1時間15分、合計で男女合わせて3時間15分として、曜日には1週間当たり1日の増を図り、時間では1日当たり女性が1時間、男性が15分の増と拡大をして営業してきたところであります。

平成30年8月末現在の利用者数でありますけれども、実人数であります女性16人、男性3人で合計で19人御利用いただいて、延べの利用人数では453人の方に利

用していただいているという結果であります。このうち、本別湯の閉鎖に伴いまして、女性9人、男性1人の計10名が増加をして、利用日も週3回に拡大したことから、昨年と同じ時期と比べまして237人でありましたけれども、それと比較しまして約1.9倍の利用増があるという状況になっています。

また、本別湯の閉鎖前に実施して、また聞き取りをしておりますが、老人福祉センターを利用すると回答していただいた人数、6人以上の方に御利用をいただいているところでありまして、この老人福祉センターでの入浴が一定の役割を果たしているものと考えているところでもあります。

また、2点目の今後の対応についてでありますけれども、本別湯の施設を借りて町が運営する考え方についてであります。前経営者に聞き取りでお話を伺いました。経営を続けて行くには、今使用しているボイラーだとか配管だとか、さらにまた屋根の補修だとか施設のバリアフリー化など大幅な改修工事が必要となるということでありまして、そういうことがゆえに、また営業を終了とする結果にもなったということでありまして、そのような多大な設備投資が必要になってくるということのお話をいただきました。

また、現在の所有者にも確認をさせていただきました。今の所有者につきましては、現在の本別湯の施設を取り壊して、別な用途に活用したいということでありまして、それはもう新しい用途に活用をするということでありまして、それはもう施設を取り壊して別な建物をつくると、こういう計画であるというふうに聞き及んでおります。

さらに、老人福祉センターの利用が定着しつつありますことから、現状の利用の対応をしっかり進めていきたいというふうに今後も考えているところでもあります。

3点目でありますけれども、今回の大停電、このようなときにはやはり電源の確保というのは必要最小限の必要な措置だということを感じたところではありますが、特に本別温泉グランドホテルにつきましては、今回の停電災害で9月8日から2日間無料で入浴を実施いただいたということは、本当に大変ありがたいこととございまして、改めて感謝申し上げます。

今後、大災害が発生したときの入浴については、被害の状況などを判断しながら、各関係機関とも連携を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上を申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 町長から今、答弁いただきましたが、時間帯の関係ございますけれども、広報誌かけはしで、7月1日号でございますけれども、これによりますと今答弁いただいた内容で、1週間のうち1日ふえたということと、女性の場合ですと1時間ほどふえているということとでございます。ただ、これを見たとき、私も残念に思ったのですが、男性の時間帯が2時45分から4時まで、これはあくまで午後ですけれども、夕方の6時、7時、8時ぐらいまでですか。自分の家庭のお風呂であれば10時でも深夜でも入れます

けれども、そんなわがまま言ってもらえない。それにしても仕事を終えてということであれば、一般常識的に考えて8時くらいまでということになるかもしれませんが、そのぐらいまで入れるような施設であればということで、町民の人たちは思っているのではないかと。お風呂のない方々は思っているのではないかと。私も聞き及べばお聞きするところがございます。

質問している内容を理解いただいたの答弁をいただきたい部分がございますけれども、週3回にして時間を延ばしたということがございますけれども、この部分で今、私がお話ししたような形で夜の部分、これは福祉センターですから管理する職員の方々もいるかもしれませんが、その辺どうのお考えにこれからなっていくのか。順番が逆になるかもしれませんが、前経営者と町長の、後段のほうで今、答弁がありました。町が譲り受けることができないということだとすれば、別な施設で時間延長なり、時間帯を変えていくというのも一つの考え方ではないかと思っておりますので、その辺、再度伺うことがございます。

それと、今御答弁の中で、町長のほうからありました。グランドホテル云々ということがございました。グランドホテルさんは非常に町に対しても町民の皆さんに対しても御協力をいただいて、私どももいろいろな部分で感謝申し上げますところがございますが、残念ながら距離にいたしまして3キロほどありますかね、5キロあるのか。歩いて行くとなるとなかなか大変ということになるかと思っております。自転車でもなかなか、夏であればいいのですけれども、これからの季節は大変になってくると。

私、質問の中でも先ほど話をさせてもらったように、市街地の中心部にあれば、公民館だとか前経営者が行っていた本別湯であれば、さほど違和感がなく使っていただけるのかなというもにこういう質問をさせていただいているところがございますので、その辺のようにお考えになっているか再度伺いたいということと、利用している方々からお聞きしますと、人数は10人単位でございますけれども、車の免許もお持ちでない方だとか、いろいろな方々がございます。そういうところに目を向けた施策を打つのも、行政として一つ大切なことではないかと思っておりますので、その辺の町長の御認識を再度伺うものがございます。

先ほどの答弁の中で、前経営者は、町長が直接お会いになったかどうか、まだお聞かせいただけていませんけれども、私が聞いた中では町のほうでやっていただくのであれば施設はお貸ししますよというお話しでした。それが、直して借りるという認識ですとそういうことになりませんが、今のまま借りて、町が直した中である程度運営するという前提であればどうなのか。砕けた言い方をしますと、冒頭お話ししたときに、どなたとは申し上げておりませんが、町もお金がないのでなかなかそれができないのだというお話しだったように聞いております。その辺、言った、言わないの話は私もするつもりはございませんけれども、そういう短絡的なことではなくて、全体的な流れの中でどういう施策を打っていくのかということをもっとお聞かせいただきたい。

以上、3点、4点ほどになりましたけれども、再度答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、本別湯が営業終了したことによって、その対応をどうするかということでいろいろ思量した中で、結果的には老人福祉センターの入浴施設を拡大をしながら引き継ぎしていただく。それぞれ、今まで本別温泉を、本別湯を利用していた方々に、それぞれアンケート、聞き取りをした中で、御質問にもありましたけれども車がある人はほかの入浴施設に行なっても構わないと。でも、今御質問のありましたように、特に車だとか移動手段を持たない方はなるべく近いほうがいい、そういうことを含めて、福祉センターで入浴をしていただくということで拡大しました。

また、この中ではやっぱりしっかりと女性の方が少し多いですけれども、男性も含めて利用していただいているという実態でありますから、その辺についてはしっかりと要望に応えながら対応しているということでありまして、また対応していただいている皆さんから、この時間の延長、また日数もふやしたということで、その辺についてはしっかりと皆さん方の要望に応えた中での運営の方法でありますので、それについてはよく理解をいただいているということでもあります。

また、施設の借りる、借りないでありますけれども、現在の所有者の方にお聞きしました。そしたら、実はもう自分がそこに新しい施設をつくりたいのだということで、今の入浴のお風呂の施設は取り壊しをして、新しく別な用途で使うということでもありますから、それは町がどうこうとすることには立ちいかないものだというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 町長の御答弁をお聞きしますと、今利用している方々が延べ19人ということでお話しが先ほどありました。理解していただいているからいいのだというようにお話しだったと思うのですが、そうではなくて、なかなか町の担当の皆さんだとか、ましてや理事者の方々にそういう方々がお会いしたとしても、なかなかお話しできないことがあるのではないかと。私どもが一般的に考えた中で、先ほども申しましたように、女性であれば先ほどの時間帯でいきますと2時45分ですよね。そうなってくると、なかなか昼間、天気の良いときならいいのですけれども、夜ちょっとお手伝いに行っただとか庭仕事したとかということになれば、やはり夕方以降にお風呂に入るということになるのは、これは人の常だと思うのですよね。その辺のお考えを、理解していただいているからいいのだというように短絡的なお話しではなくて、もうちょっとこう考えた中でお話ししていただけたらいいのかなという気はいたします。

それと、町長が直接前の前経営者とお話ししたかどうかというのは、町長から御言葉をいただいけませんけれども、私が聞いた中では町が使っただけなのであれば協力はできるのだというお話しでした。その方がどうのこうのということで、この場所で深く議

論するつもりはございませんけれども、新しい施設にするからもう町はいいのだということなのか、そういうお話をきちんと煮詰めてきたので、町としては社会老人福祉センターを新たに進めていくのだと。その中でのお話しなのか、4月25日まで営業していた本別湯は新しく前経営者が使うということなので、町としてはそちらのほうを求めないで、老人福祉センターのほうを充実してきたのだというお考えなのか、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 後段のほうはまさに御質問のとおりでありまして、町がその施設を改修して、また借りてということには、それはなかなか現実としては難しいことですから、それはもうもちろんできないということでの判断はおのずからしなければならぬというふうに思っていたのですが、その中で、そういうお話をした中で、前所有者には職員のほうはそれぞれお話を聞かせてもらっているのですけれども、現在の所有者の方に私は直接お話を聞く機会がありました。そこで、まだ年齢も若い人ですから、そこに自分なりの新しい再利用の仕方をするということでもありますから、それはもう私どもがそれ以上のお話しはするわけにはいかないということも含めて、それは御理解もさせていただきたいというところです。

ただ、御質問にありましたように、だからいいのだなど短絡的に物事を考えているのではないかということは、決してそうではありません。福祉センターで最大限活用していただける体制をとりながら、しっかりやっていくということでありまして、また冬期間の間を含めても、これからの話しですけれども、例えばグランド温泉に、所用の時間をまた見ながら、バスのサービス運行を含めてやっていただけないかなども含めて今、お願いをしているところでありまして、結果はまだまだ出ませんけれども、それも含めて入浴の幅を広くするようなこともぜひ取り組んでいければというふうに思っています。

今現在していただいている利用者の皆さんについては、その旨のお話しの中で利用していただいていますので、またその要望に応じて、こういう時間帯も、またそして日数の問題も、週の回数も含めて御理解をいただいて御利用いただいているところでもありますから、このことをしっかりまた継続しながら、それぞれまた皆さん方の利便性にしっかり対応していきたいと、こういうことでもあります。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 余り繰り返しのことは申し上げたくないのですけれども、前経営者という方は、私も今、朝日町にお住いの方とお話をできてございます。その中では、もう3カ月、4カ月過ぎてございますから、町長と私の考え方に多少のギャップが出てくるのは致し方ないこととございますけれども、こういう大災害が起きたこととございます、町長いいですか。大災害が起きた後とございますので、その辺は再度、町としてこういうことなのだという含めてお話ししていただく考えがあるのか、ないのかということと、再三私が申し上げているのが7月1日の町民の皆さんに行くかけはしで時間帯をふや

したということと、曜日の月、水、金ですか、に1日ふやしたということで、これはそれなりの成果があったというふうに理解いたします。

ただ、私も福祉センターの浴場を見てきてございますけれども、洗う箇所数もそんなに多いわけではございません。銭湯と比べれば、本当に家庭のお風呂という感じのところでございます。そうなったときに、先ほど冒頭の質問でも申し上げましたとおり、大災害になったとき、停電だけではない、洪水だとか地震の大きなことがあって、あってはならないことではございますけれども、交通網が寸断されるだとか、そういうことが想定される今日でございますから、老人福祉センターを充実させるということであれば、夕方以降の営業といいますかね。解放して、町民の方々に利用していただく。そして、中の充実する、建物の構造上どうかは別にいたしまして、大災害のときにも対応でき得るような施設にもっていくということが、物の順序だてとして、朝日町の本別湯がいろいろな形で営業を終了した、その時点で町民の皆様の福利厚生をどのように考えるかというのが最大の観点であって、何人かの人たちに聞いたからいいのだというようなことで、町長もそれは言っているとは思いませんけれども、しっかりとやるということでございますから、その辺どのようにお考えになっているのか再度伺います。

○町長（高橋正夫君） あくまでも利用を希望している人たちに話を伺って、どういう形態であるかを含めて、この場所はそういう選定をして福祉センターということにしました。

今までの一般入浴、それこそデイサービスを含めてやっているところですから、そういう時間帯の中で当初、昨年7月は週に2回ということでしたけれども、それも要望に応えながら入浴時間も延ばす、またさらに曜日もふやすということでやってきているところがありますから、それを大災害にあわせるということであれば、大災害であったら、それはもうどこがどこということではありませんから、大災害のときは大災害の体制をしっかりととるということで、これは今回のこの停電も含めて、教訓にしながら、長期停電が続いたら何が必要かということも十分に私どもも学ばさせていただきましたから、そのことも含めて本当に大きな入浴施設といいながらも、やっぱり電源がなければ全然そのお客さんの対応もできない、またホテルも対応できないということでもありますから、そういうことも含めてこれは、そのときにはこの福祉センターで、その入浴施設をどうするなどというのはほんの一部のことでもありますから、それはその議論とは別な議論になるだろうというふうに思っています。

また、現在利用させていただいている方には、短絡的に物事は考えていなくて、そういう入浴の必要性を感じながら、そして、それぞれアンケートもとお話しも聞かせていただいで、結果としてはこれだけの19名という方が御利用いただいているということでもありますので、そのほかにここではなかなか利用しづらいなという方はほかの入浴施設にも行っている事実もありますし、また自分でお風呂を設置するという方も出てきました。そういう中でいろいろ選択をした中で利用している方でもありますから、その人たち等含めて今、利用させていただいている形態をしっかりと継続させていただきながら、これから

のその入浴の確保をしていくということでもあります。

以上でお話しさせていただきましたが、それぞれ事務所の前経営者の事務所の方と担当のほうでお話をさせていただきますが、先ほど言いましたように前経営者の方とは私は直接お話しはしていませんが、現在の所有者ですね、の方にはお話を伺ったところ、これも何回にもなりますけれども自分なりの再利用の計画があるので、ということのお話をいただきましたということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 田西住民課長君。

○住民課長（田西俊重君） 大住議員が言うとおりの、前経営者につきましては修繕が必要で、お話しでは固定資産税もかかるので、町が借りてくれるのはいいという話しは聞きました。その後、現在の所有者の方が月曜日に役場に来まして、その方が言うには今の施設は壊しまして、新たに考えを、建物をたてる計画を持っていますということで来られて、町に貸すことはできないという話をされましたので、御答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） なかなか、私もちょっと言葉で理解できない部分が、聞き取れない部分や理解できない部分があったので、お話をもう1回させていただきますけれども、冒頭から前に本別湯を4月25日まで経営していた方、これは複数おられるかもしれませんが、代表で経営していた方がいるかもしれません。その後、閉鎖した後に新たにといいますが、例えば御兄弟だとか親戚の方だとかお友達が所有者となっていたのか、新たな所有者になったのか、別といたしまして後段のほうからも、今担当のほうからもありましており、前経営者とはお話をしたのだと。そのときに町で云々というお話しも、それは私も聞いています。そういう話しはあったのだけれども、今所有している方は、あそこを取り壊して違う施設に用途を変えたいというお話しという、町長も担当もそういうお話しだと思うのですが、そういうことなのでしょう。それであれば、町としてどうのこうのということとはございませんけれども、それをきちんと町民の皆様にわかるようにしておかないと、町が一方的にということではないのでしょうか。それであれば、町としてどうのこうのということなので、その辺を明瞭にお答えいただきたいということと、町長とかみ合わない部分がありますけれども、災害が起きたときには使ってもらうのは当たり前。それはもう当たり前の話しなのです。ですから、老人福祉センターのところであれ、どこであれ、民間の浴場であれ、それは行政が先に大きな災害が出たときに、町民の皆様の命と生活が先ですから、それを先にやるというのは当たり前のことなのです。ですから今、10人なり、延べ人数で450人ほどの方が利用していただいたということでございますけれども、その方々の生活の一番大切な入浴ということを感じまして、夜、夕方、そういうことも含めて再度検討していくことができないのかと。今お聞きしますと、もう前経営者、所有者がいろいろ入り乱れての話しのございますから、今、町で持っている施設の中で拡充を図っていくというの、私は一つの方法だと思いますし、行政を進める上では一番大切

なことだと思えますけれども、その辺のお考えを再度伺います。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 質問の趣旨が、よく私も余りぱっと、理解が悪いものですからできないのですけれども、まず本別湯の話をして。もう2回、3回言いました。前経営者の方は話して、私は話しておりませんが、担当課が話をした。先ほど言った答弁です。多大な投資をしなければ、改修しなければ使えません。町でやるのならという話しも前にはあったそうでありましてけれども、現在の所有者はそれはできませんと。私が新しい活用の仕方をしますので、それはできませんと言われたら、私どもそれは町民の皆様には知らせるなどの話しではなくて、それはあくまでも個人の問題ですから、それはそこを尊重するものはないですよ。個人ですから。だから、そういうことであればということをしつかりと受けとめるしかないということでもありますから、ここはしっかりと理解していただきたい。

大災害の部分と福祉センターの部分は、これは切り離して私は考えなければだめだと。大災害になると、どこがどうなるかということは想定を超えることもあるかもしれません。そういうときは例えばグランド温泉、本別唯一の温泉がありますけれども、ここが本当に電源が落ちて使えなくなるということもあるかもしれない。でも、そういうことも含めて、今回のこの大災害、停電を教訓にしながら、どういう処置をとっていくのか。それで、私どもが防災で5年に1回、大規模演習をやっているように、大規模なときには例えば自衛隊の訓練の中でやっていただいている、その入浴のサービスだとかいろいろ含めてそういうことも想定されます。それも防災計画の中でしっかりと入れながら、そういう部分も含めて、これから対応していくことでもありますから、あくまでも本町が入浴施設を持っているというのは、一番利用しやすいのはやっぱり福祉センターのお風呂でありますから、ここはそれは利用者を含めて理解をいただきながら対応していくということでもありますから、そのことについてはぜひ御理解いただきたい。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 先ほど私も一つ前の質問でもお話ししたように、かみ合っていないという部分は今、町長もお話ししたとおりだと思います。新たな所有者の方がそういうことであれば、行政がどうのこうのということはないということで、担当の方からも聞いたということで先ほど私もお話ししました。

それで、災害云々ということで、町長の前の答弁でもあったように、そればかりではなくて今、利用している方々が理解していただいているからいいというような旨のお話しをしました。私はそうではなくて、もうちょっと時間帯の延長とか、もう一区切り時間帯を今度、夕方以降にするだとか、2部にわたって風呂を利用していただくというようなお考えがないのかということをお願いしているのであって、理解している、していないということではないと思うのですがその辺、冒頭から通告書どおりにいきますと7月1日の告知

板で出てきました時間帯に新たに足していくといいますかね。これから寒くもなる時期でございまして、庭仕事等々して汗を流した後ということも考えれば、お風呂というのは一番の特効薬かと思っておりますので、その辺、お考えがあるのか、ないのかお聞かせいただきたい。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） それぞれ条件を伺って、その当初のスタートから日にちもふやして、時間もふやして対応してきているということで、利用していただいている方も今の利用時間でということでもありますから、これが今御質問のように多くの人が夜もということがあれば、それはまた検討する余地もありますけれども、それについてはいろいろまた周りの管理体制だとか、また営業する時間帯に対して、いろいろな手続などを含めてもっとあることですから、そういう制約の中では今現在、最大限この入浴していただいていることについては理解をいただきながら入浴していただいているのでありますから、これはそのことが、それ以来多くの人たちがいろいろな不都合が出てくるということであればまた見直しすることもありますけれども、現状の中では現在の今の入浴時間、体制を含めてしっかりと対応していくと、こういうことにさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 今の町長の御答弁であれば、今のままいくと、多くの人というのは、その数というのは何人とかそういうことではなくて、多くの方々から要望があればやると。あくまでも町民の皆さんから要望があればやるということで、議会のやり取りではなくて、それは検討する余地もないということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 検討する余地があるとか、ないではなくて、今現状、理解をさせていただいて、そしてそれで御意見をいただいてこういう入浴体制にしているわけですよ。そのことが今、利用していただいているの方々から、今の時間でしっかり利用していただいて、こういう延べ人数になっているという中で、そしてさらに夜どうですかとか、またどうですかという話しにはなかなか行きづらいし、そうするとまた、先ほども言いましたけれども、その時間帯の人は誰が管理するのか、誰がそこで対応するのか、いろいろ含めて、時間帯の施設の利用なども含めて、人の配置なども含めてもまた大変な大きな問題がある。またそれに対して、またその管理する入浴施設の清掃などなどを含めても、たくさんの方がかわらなければならないことを含めてあるという条件があるということですから、そういうことを含めると現状の中で変更して、利便性を高めて利用していただいていることについては、その現状の中でしっかり対応させていただくと、こういうことでもあります。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 2問目に移ります。

利用していない公共施設や遊休町有地の考え方についてお伺いいたします。旧学校関連施設や利用していない町有地については、維持管理費が生じています。利用していない施設など、費用をかけることをなくすべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

1点目といたしまして、本町で所有している施設、これは旧学校関連住宅、町有住宅、社会教育施設、旧ふるさと銀河線関連施設、ふるさと開発センターなどの中で、利用だとか使用していない施設の数はどうなっておりますか。

また遊休地、これは旧ふるさと銀河線跡地だとか、旧学校用地などとなっている町有地の面積は、おおむねでしょうがどのくらいになっているのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、町有地の中で計画を立てて購入した土地をいまだ着手していない土地があると思います。今後の利用方法などは町民の皆さんとお話をするのも一考かと思いますが、考え方を伺いいたします。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 大住議員の2問目の利用していない公共施設や遊休地の考え方についての答弁をさせていただきますが、まず1点目の御質問の本町で所有している施設の中で利用していない施設ということではありますが、現在は旧子育て支援センター、これと旧美里別保育所、静山研修センター、それとふるさと産業開発センターの四つの施設が現在、使用されていないというか、使用が終わって今利用されていない施設ということになります。

また、遊休地というのはちょっと難しい範囲かもしれませんが、今御質問がありますように例えば銀河線用地の跡地となると、これは数字を言います。25万9,618.49平米。旧学校の施設ということではありますが、この学校施設の用地ですが、これは8,475平米。その他の未利用地でありますけれども、これで2万5,288.41平米となっておりますが、現在は全部で29万3,381.9平米の町有地がいうなれば遊休地ということになっています。

また、特に銀河線の用地のその他の町有地につきましては、基本的には行政上で今後とも必要となる土地以外につきましては、引き続き隣接地の方々を含めて希望される方々、隣接地が優先ですけれども、ここにまた売り払いを進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

また、今後もこれらを含めて自主財源の確保のためにも、隣接地の所有者、または自治会とも継続して協議をして遊休地、もしくはこれらも含めて売却の処分を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、この施設の中での教育委員会の所有の施設を申し上げますけれども、ちょっと細くなるかもしれませんが、これは教育委員会所有の施設、先ほど申し上げましたけれども静山研修センターがあります。これは、議員も御承知のとおりですけれども、昭和54年1月に開館以降、26年間にわたって利用されてきましたけれども、平成18年3月末

をもって閉館となったところであります。この閉館後につきましても、鉄筋コンクリート造りでありますので、耐用年数も残されていることから、町内の関係機関の各課で静山研修センターの利活用検討会議を立ち上げながら、これまで利活用を検討してまいりましたが、改修や解体に要する費用が多額であることから、費用をかけずに現状のままとして、現在は歴史民俗資料館が所蔵しております大型の歴史的資料を中心として、この収蔵庫に107点のそれぞれ資料を収蔵しているということです。これに対する維持管理費は一切かかっていないということも報告をさせていただきます。

また、ことしの3月議会に高橋議員の一般質問でもありましたけれども、この施設を民間に貸したらどうだという御質問をいただきましたけれども、これは検討させていただきましたけれども、御案内のとおりもうボイラーが使えなくなったなどを含めて閉館にしたものですから、それをまた改修してそれぞれ民間の方々含めて使うとなったら相当の投資がいるということで、さらにそれら給水設備などを含めて老朽化が著しいということを含めて、これは使うのも困難ということでありまして、これはその部分については断念をしたということでもあります。最終的には改修の費用面では1階フロア、全フロアと水回りだけで見積り費用がやはり2,000万円以上になるということでもありますから、これは利用希望者が断念するのもしかりかなというようなことで、1階のフロアと水回りだけでもこれだけの費用がかかるということでもあります。

施設の一般開放する場合につきましても、施設の管理や防火管理へも十分配慮しなければなりませんし、現状の利用では難しいとも考えておりますが、これも行革に伴う施設利用の見直しも含めて、解体にかかる費用の検討もしているところですが、これは積算では約4,300万円強の費用がかかる、最近資材もいろいろ高騰していますから少し価格は変わるかもしれませんが、見積もったときでは4,300万円強の財源が必要と、そういうことになっているものですから、この公園内にある施設であるということでもあります。解体後の土地の利用も含めてやはり検討をしなければならぬと、こういうふうに思っていますが、現在は先ほど申し上げましたようにこの資料の貯蔵庫として活用させていただいているということでもあります。

それら、ボランティア団体や地域の団体からの要望も含めて、またそれぞれ、また民間の会計事務所の方々などがここを再利用して、それぞれ利活用に向けてというようなお話しもするときがありましたけれども、なかなか多額の経費がかかるということで、なかなか実現に至らなかったということも含めてあるわけでもあります。

もう一つ、この町有地の活用でありますけれども、本別町南広場、これまでお話をさせていただいておりますけれども、これはまちづくりにおいて重要な役割を担う場所でありまして、旧営林署苗畑跡地であります。ここで特に議員も御承知のとおり、平成29年、昨年4月に認定こども園がオープンして、昨年度末には南広場の1号通り、2号通りの新設工事、ことしには舗装工事が完了する予定となっております。いずれにも説明させていただいておりますけれども、南広場の活用の素案といたしましても、これは大きくくく

っておりますけれども、子ども未来ゾーン、福祉ゾーン、緑地ゾーン、地域活性化ゾーン、産業振興ゾーンの各ゾーンに区分して、恵まれた自然環境、また調和した豊かな生活を送る環境づくり、また福祉の向上、高速道路も生かした産業振興の地域活性化を図る事業展開を図ってまいりたいということでこれらのゾーンを形成していますが、現在のところ認定こども園以外の具体的な活用の計画にはまだ至っておりませんが、町民の皆さん初め、御質問にありましたように関係団体含めて、御意見を賜りながらこの本町の財産ともいべきこの南広場ですね、有効に活用できるようにぜひ取り組んでまいりたいというように考えています。

以上、申し上げて答弁とさせていただきますと思います。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 町長から細かく御答弁いただきました。面積等の数字が1回、大きな数字を聞いたものですから、再質問等以降で数字が違ったときは御訂正いただきたいと思えます。

まず建物のほうでございませう。施設のほうでございませう。静山研修センターについては、ちょっと時間を割いて御答弁いただいたように思いますが、そのところで今お聞きしますと、静山研修センターでは同じ社会教育施設の歴史民俗資料館の物を置いてあるという御答弁かと思えます。ということは、電気料だとかの部分についての基本料金は電力会社に払っているという解釈になるかと思えますね。それが昼間しか使っていないということであれば、電気料もかかっていないということになりますし、水道を使っていないということになるかと思えます。

それと、共栄にありますふるさと開発センターというのですか。それこそ何十年前にいろいろ舞茸だとかいろいろ研究した施設でございませう。そのことがどうのこうのではございませうけれども、あの施設については山側のほうと申しますかね、そちらのほうを団体の方々トイレだとか事務所というのですかね。そういう使い方をしていくということになれば、そこも電気料だとか水道料が基本料金以上超えてくることはないと思えますが、それらも毎月のように支出しているというふうに、これは想定ですけれどもそれがどうなっているのかということございませう。

それと、学校の教員住宅で使っていないところと申しますか、今学校を閉校していないところでは、先生方が転勤等がありますから、それはあけてある部分もあると思えますけれども、その辺のどのくらいあいているのかということと、関連住宅、公営住宅、町営住宅いろいろあると思えますが、政策的な空き家も、これは政策上必要でございませうから、公営住宅400戸近くあるとすれば、それがどのくらいのパーセント持っているのか、その辺をお聞かせいただきたいということと、銀河線関係でございませうけれども、仙美里の駅舎は路線バスのバス停で使っていると、本別の駅舎は道の駅になったと。勇足の駅舎は何も使っていないということで私は認識しているのございませうけれども、夏の間だけもしあけてトイレに使っていただいているとか、そういうことがあればその部分もお聞かせ

いただきたいということでございます。

それと、銀河線の用地については、これまでほかの議員も農地の部分についてどうなったとか、いろいろなお話しがあらうと思いますが、これは池田との町境の勇足の東5区から、仙美里の第1の足寄町境までの鉄道の用地、これについてはどのような状況になっているのか。それと、最後になりますけれども、緑地と称する部分。今、町長の御答弁でもありましたように営林署跡地の部分、太陽の丘で施設として利用していないところだとか、銀河線の部分もそうかもしれませんが、草が生えてくるので草刈りをするようになるかと思うのですが、その辺のお考え、これは決算時期にいただいている数字でございますけれども、私の承知している限りでは2,000万円から3,000万円くらいの維持費が、緑地の草刈りにかかっているのかなと。それと、今私が申し上げましたように、建物三つ四つの中で、使っていないとしても基本料金がかかっている分、例えば研修センターから始まりまして今お話ししたような中身で、その辺の部分がどのような扱いになっているのか。

それと、土地の話は町長のほうから25万平方メートルというお話しでございました。25万平方メートルということは、これは莫大な数字でございまして、これは町民の皆さんの共有財産です。本別町の土地ということになれば。それが、使い勝手がいいとか道路の横にあるとか、そういうものではなくて、町有財産というのはあくまで町民の7,100人皆さんの共有の財産ですから、これらの財産管理はどのような形で行なっているのか。ということは、一筆一筆きちんとした数字を持っていての25万平方メートルなのか、その辺4点ほどになりましたけれども答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） ただいまの大住議員からの御質問にお答えさせていただきます。私のほうからは、施設の維持管理の部分で答弁をさせていただきます。

先ほど町長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども現在、四つの施設が未利用施設ということでお答えをいたしました。それぞれの維持管理の部分ですが、まず旧子育て支援センターの部分でございますが、ここにつきましては今、維持管理費でかかっているのは建物の共済の分担金、保険料ですね。それが10万8,723円。あと、電気料、水道料の関係ですけれども施設を閉めた時点、29年3月でこれはもう使っておりませんので、その電気料、水道料はかかっておりません。ただ、施設の当時のグラウンド等ございますので、草刈りですね。環境整備に草刈りが年間で9万円程度。1万5,000円の6カ月分、費用としてかかっております。あと、旧美里別保育所でございますが、ここにつきましても建物共済の分担金、保険料が2万2,736円、年間かかっております。あと、電気料、水道料については町の負担はありません。あと、ふるさと産業開発センターでございます。ここも同じように、建物共済の保険料、これが3万1,596円。それと、先ほど議員のほうからもありまして、団体が利用されますので、電気料等かかっておりまして、電気料が12万1,717円。水道料でございますが5万448円。そして、電気料の関係でございますけれども、冷蔵庫等団体さんが使用いたしますので、利用している団

体の方から電気料の一部負担ということで5万8,049円いただいておりますので、実質の電気料が先ほどの12万1,000円から、この5万8,000円を差し引いた額が負担となります。

最後、静岡研修センターでございますけれども、ここにつきましては建物共済の分担金が2万6,697円。そして現在、電気、水道については使用しておりませんので、この部分はかかっておりません。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 大住議員の教員住宅と公営住宅の関係の政策的な空き家がどういふものがあるかということでございますけれども、学校の教員住宅、私のほうで調べている分では70戸中19戸が空き家になっておりますけれども、これらにつきましては今募集中ということでございますので、未利用の施設ではないというふうに考えております。

あと公営住宅のほうです。公営住宅は政策的な住宅としてどれだけあるかということでございますけれども、404戸全体ございまして、そのうち16戸が政策的な空き家としてとってあるといたしますか、つくっております。これにつきましては、公営住宅の建てかえだとか、そういうものを含めまして、今公営住宅は人口減少だとかも含めまして、減らしていかなければならないということで今、公営住宅の長寿命化計画の中で決めております政策的な、減らしていかなければならないという空き家を政策的にとってあります。あともう8戸につきましては、土砂警戒区域にかかっている公営住宅がございます。ここににつきましては将来的にもう取り壊すというふうになっておりますので、この分も合わせまして16戸が政策的な空き家としてとってあります。

ただし災害復旧、大きな災害で要請等があれば入居させるというような政策的な空き家としておりますので、未利用といたしますか、政策的な空き家としてとっているということでございます。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

答弁、高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 私のほうから、大住議員より御質問がありました数字の部分について御説明申し上げます。

まず勇足コミセンの関係でございますけれども、勇足コミセンにつきましては今、休止しておりまして、ただ費用といたしましては施設の街路灯のほうを点灯しておりまして、これが平成29年の決算で2万9,208円の維持費ということになってございます。

それから、南3丁目の広場の維持費の関係でございますけれども、これにつきましては主に草刈り等の費用になってございますが、これは直営でやっておりますのでそういった部分での機械損料ですとか、そういったものを計算いたしまして約70万円程度の維持費ということで算出しているところでございます。

それから、銀河線跡地の関係でございますけれども、最初に町長より説明がございましたけれども、その内訳でございますが当初、保有していた数字が47万4,979.17平方メートルございまして、この間隣接者の地権者と協議いたしまして譲渡した部分でございますけれども、21万6,700.41平米という部分で譲渡させていただいております。

そして今、現況でございますけれども、水路用地ですとか行政管理上必要な部分の売買不可能としている土地が8万5,891.27平方メートルでございます。そして、最終的にまた希望等があれば売ることが可能な用地といたしましては17万3,727.2平方メートルでございます。という状況になってございます。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 相当細かく町長の御答弁から担当の方も答弁まで、面積等がごく小数点以下までお話しになっていきますので、傍聴の方々もなかなか大変かと思っておりますけれども、いずれにいたしましても町長の冒頭の御答弁いただきましたように町有地については、点在している部分を合わせまして面積が相当数、二十数万平方メートルということでございますから、昔的に言いますと25町ほどになって、30年、40年前の本別町の農家の平均戸数面積が大体20町から30町ということになれば、そのくらいの面積に匹敵する数字でございます。

これが、まとまった面積でないというのは十二分に理解している上の話でございますけれども、先ほどもお話ししたとおり、やはり旧学校用地であれば必要なもの以外については隣接にということで町長からもお話しがありましたけれども、その辺は速やかに隣接の方々に向けていただいて、所有権を町から民間の方々にするということが基本であり、その財産の流れとしましては我々議会のほうにも額によつての報告義務はありますけれども、行政報告なりで報告していただければ結構と思っておりますし、いつまでも確定しないまま持っているというのが、私がお話ししているのはちょっと不条理な部分があるのではないかとこの質問主旨でございますので御理解をいただきたいと思っております。

建物の件でございますけれども、先ほど来から子育て支援センターだとか、旧ですね、ふるさと産業センターとか、いろいろ建物で、これは保険料ということで総務課のほうから御説明がありました。10万円だとか2万円だとか3万円だとかという数字があります。これは、ほとんど使っていない、例えば資料館の分館みたいな形で使っていても、産業センターみたいに隣の団体の方々がトイレと水を飲むだけに使っていても、この保険料はかかることになるかと思うのですが、この保険料というのは末代まで払っていかねばならないものなのではないでしょうか。それが基本料金、水道料金だとか電気料金と同じように毎年

かかってくるとすれば、これは1万円だからいいとか5万円だからいいということではなくて、これは町民の皆さんの血税でございますから、これは払わなくすることが一番いいのでしょけれども、なくすることができないのであれば、その施設の用途をきちんとした配置をして、手続を踏んだ中でやっていくべきではないかと。ただ、その廃止した中でも、その建物周りの草だとか、そういうものについての管理は町のほうで行わないと、極めて地域の衛生上だとか通学路にかかわってくることであれば、ヘビだとかネズミだとかが発生し、児童生徒に害を及ぼすことも想定されますので、それは行政の責務としてやるべきでないかと思えますけれども。

ですから全部、それを手を引けということではなくて、やるべきことはやらなくてはならない。ただし、税金を使うことですから、きちんと町民の皆様にわかるように進めていくべきではないかと思えますし、使っていない施設であれば、例えばふるさと開発センターであれば、隣で使っている、併設して使っているその団体の方々に、その建物をお譲りして使っていただくというのも一つの考え方でございましょうし、勇足のふるさと銀河線の駅舎で使っていたところが全然使っていないとすれば、全く用途を廃止して、極端に言うとも永久的にかかる保険料だとかそういうものがかからないようにするには、一時取り壊し料というのですか、そういうのを計上した中で廃棄してしまう、用途として廃棄してしまうというのも一つの方法だと思えますので、その辺持っていれば持っているほど、1カ月当たりの額は小さいにしてもかかってくることですから、これはもう60億円の予算があるから1万円、10万円はいいとは誰も思っていないと思えますけれども、町民の皆さんから見ればちょっと違うのではないかなという部分はございますので、その辺どのようにお考えになっているのか再度お聞きします。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 建物ですね、それぞれ用途が、当初の目的が終わって、今は遊休みたいになっていますけれども、御質問のとおり先ほどもそのかかる経費を申し上げましたけれども、建物が建っていれば火災保険ですね。これはもう絶対かかるということなのですが、ただその今御質問のありましたようにいろいろ考えなくてはならないものもあるのですけれども、ただ今、現況の中では遊休に見えるところもあるのかもしれませんが、例えば先ほどの静山もそうですし、共栄もそうですし、また新町の元西保育所もそうですが、防災資機材をそれぞれ保管しているのですね。全くというか利用されていないのが勇足のコミセンだけなのですよ。コミセンについては、前にもそれぞれ報告をしたと思うのですが、近々その地域の皆さんの理解もいただきながら、その用途廃止をするという方向に行なっているのですが、それらも含めて、その方向に向かってはしっかり対応していかなければならないというふうに思いますし、またこの保険料についても事務的にどれだけというのはよくわかりませんが、担当のほうから今お話しさせていただきたいと思えますけれども、できるのだったらもちろん少しでも軽減できるような方向の中で、また施設も今までであるから利用するという、それだけの考えではないのでしょけれども、そ

れぞれ利用させていただいたところももう少し集約して、というのも用途がもうそれぞれ老朽化含めて、用途がもうこれ以上考えられないところについては、それぞれ取り壊しをしていくと、廃止をしてくと、こういうことを含めて、経費の節減含めて、あれば管理もしなければなりませんので、そういうことを含めてやっぱり対応していかなければならぬと、こうは思っておりますので、また、保険料などについてはちょっと詳しい対応については担当のほうから答弁をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 私のほうから、まず保険料の考え方でございますけれども、議員御指摘のとおり施設の状況等に応じた保険のあり方という部分については、これまでも長期間使用していない施設であればとか、そういう部分での検討は行なっておりますので、これは今、御指摘のありましたとおり引き続き検討させていただきたいと考えます。

こういう建物の用途廃止の部分等ございましたけれども、あとその遊休地の関係等もそうなのですが、町内にはそういった部分、検討する場もございますので、その会議の中できょういただいた御意見等踏まえて検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 検討するということですから、町民の皆さんの税金の使い道のことです。職員の皆さんで汗をかいて検討するべきだと思いますし、先ほど来から言っている、特に建物の関係でございますけれども、農業予算等々で建てた分であれば、農林水産省の補助金が入っていれば、補助金適正化法がございまして、それをクリアしないと用途変更等々はできないということになっていると思います。その辺は当然クリアしているから防災の資材を置いているのか、例えば静山研修センターであれば教育財産ですから文部科学省の、当時は文部省ですか、その補助が入っているとすれば、その適正化法をクリアした中での用途、使い方を変えているのか、そういうことをきちんとクリアしていかないと、地方公共団体、行政がやることですから、やはり不備があっては困ることと、やっぱり税金を充当していくということになれば、やはりそれなりの持ち物の考え方といえますか、その法律の考え方といえますか、その辺をきちんとしていくべきではないかというふうに思っております。それをどのように考えていくかということですね。

それと、冒頭に申し上げましたとおり、25万平方メートルが町有地としてあると。これは大きな数字ですが、測量して全部近接の人にお話をしていくというお考えがないのか。お金の話しで恐縮ですが、測量代も高くなるから、それをやってられないのだといえればそれまでですけども、冒頭から申し上げているとおり、町民の皆さんと共有の財産ですから、これは役場の財産ではございません。本別町民の皆さんの共有の財産ですから、その辺は財産の管理はきちんとするべきだということとこういうことを申し上げているのであって、その辺の先ほどの補助金の関係と、町有地の適正な管理と、隣接の方々に求めているかどうか、そのまますべて持っているかもしれませんが、その辺の考え方

をどのようにお考えか再度お伺いたします。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 最初に前後しますけれども、土地の話をさせていただきますけれども、25万というお話を答弁させていただきましたけれども、そのうち17万が銀河線の用地ですから、そのほか残りの約8万ですかね。これが今までの旧学校跡地だとか、それぞれ今言った施設のあるグラウンドだとか、こういうところですので、それぞれ今まで地域の中で用途として、使う用途があつて必要なところはもう既に売却をしたり、また地域の中で使っていたりしておりますので、なかなかそれを、その過ぎた後の用地が残り8万という部分については、それぞれ希望があればそれは当然、いつでも私どもはそれはもう本当に譲渡させていただくことは幾らでも、それは対応できるのですけれども、なかなかそこまで地域の事情、または隣接者の状況を鑑みるとなかなかそこまで行っていないというのが現状であるということもまた理解をいただければと思っています。

銀河線については、特に勇足方面は割と鉄道の路盤と畑が平たんなところが多いですから、そこはかなり購入をいただいて一枚畑にしたり、この線路の上下を行き来通りですが、仙美里方面に行くとかかなり高さがあるのですね。それから、ここはなかなかそこを売却というか、隣接の人が活用をするということにならないという、そういう事情も中にはあるものですから、せつかくの用地ですけれども、十分に活用できていないという、そういう事情もあるということも、ここもまた御理解いただければと思っています。

決して、私ども建物があるから税金を無駄遣いしているということでは決してございませんので、できるのだったら地域の皆さん方にその利便性も含めて活用していただくということは大事なことです。その辺については引き続きしっかり対応させていただきたいと思ひますし、また特に農地でないところがほとんどですから、いろいろな用途にも使いやすいとかね。雑種地含めたり、宅地を含めたりということですから、今これからのいろいろな世の中の動きの中で、新しいこの使い方というものも出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、そういうことを含めて地域の方々にまた有効に使っていただけるような方向について御検討いただいて、少しでもそういうせつかくの用地ですから、活用していただけるような方向に向かって最大限の努力をさせていただければというふうに思ひます。

また、保険料などにつきましてはまた、それぞれ先ほど課長のほうから答弁させていただきましたけれども、町内のそれぞれ課の中で、横の連携も含めて、どのような方向がとれるのかも含めてしっかりと対応させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君） ふるさと開発センターの補助事業での関係ですけれども、これにつきましては昭和60年にふるさと開発センターを建設しております。このとき道の

ほうの地域振興補助金、道の補助金で設置をしていますが、現在までで約33年が経過をしています。あわせて、いわゆる木造ですので耐用年数等含めてもうクリアをしていますので、そういった関係での目的外使用ということには当たりません。

以上でございます。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） ふるさと産業開発センターの話がありました。ほかの施設も古い建物ばかりですから、類似した考え方かと思います。それはそれとして、補助金適正化法をクリアしているということになれば、町独自で条例改正等々の作業は伴いますけれども、用途をきちんと変更して災害の資材置き場にするだとか、そういう一時避難所のこういうところにするなどというスタイルを、これは町民の皆さんと共有の財産で情報は共有しなければなりませんので、その辺もどのようにお考えなのかお伺いするということと、銀河線の関係で冒頭に質問させていただいた1点だけ、漏れているわけではないのでしょうか、勇足の駅舎の関係は答弁があったかと思いますが、私の聞き漏れかもしれませんが、勇足の駅舎、旧ふるさと銀河線の駅舎は、利用しているのか、いないのか、これはどのようにお考えになっているのか、その2点だけ。

○議長（高橋利勝君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 大住議員の質問にお答えいたします。

勇足の駅舎をどう使っているのだということでございますけれども、現在までのところ地域からの貸館等の申し込みがここ5年以上ないというような状況でございまして、従いまして今、地域の皆さんとも話しさせていただいた結果、休止ということで今に至るところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） もう大体お話しは賜りましたので、理解はしました。

先ほど来から町長もお話しになっていますように、担当課長のほうからありましたように、地域の皆さんの利便性が一番だというのは私も認識は同じでございます。ただ、用途がどういう用途で使っているのかとか、ここの部分の建物についてはどうも使い道がわからないのだということがある部分もあると思います。静山研修センターに至っては社会教育施設でございますけれども、町長の御答弁でも貸していただきたい方があったけれども云々ということもございました。それらもクリアしていく上では、町民の皆様の情報等々もお借りした中で、新たに使い道を考えていくとか、本当に使わないのであればきちんとした資料館の分館として位置づけをするとか、そういうほかの、例えば子育て支援センターについても全く同じ考えだと思うのですが、認定こども園ができたときにどうする、こうするということがあったのでしょうか、その辺も今回の議会のやり取りを機に、そういうお考えがあるのか、ないのかをお聞きしたい。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） この問題については、それぞれ目的を達して閉鎖し、用途廃止は間違いなくしております。なおかつ、その特に取り壊しの段階になると多額の財源が必要ということで、国にそれぞれの計画をつくりながら、この公共施設等の整備の、また処分それぞれの計画をつくりながら、国の有利なその補助制度に乗りながら、これらの施設の取り壊しを含めて実施していこうということで計画しています。これは今まで何度かお話をさせていただいた経過があると思うのですが、ただなかなかそういう制度がうまく制度として確立しないというのがありますけれども、これは今どの施設もそうですけれども、長寿命化含めて、やっぱり施設が古くなってきているところがあって、その取り壊し、また景観の問題などなどを含めても、国全体の大変なやっぱりこれは大きな自治体の負担になるということを含めて、国も考えてきていただいているところもありますので、そのような方向性に向かって今、職員の担当のほうもその制度を何とか活用できないか含めてやっているところでありますが、それがしっかりと確立というか、制度が決まればそれにのっかって、早いうちにそれぞれ老朽化した施設をしっかりと取り壊しながら、また新しい活用に向けてそれぞれ協議をしていくと、こういうことになっていくだろうと思いますが、もともと長い間あったものが壊されていくということについては、今まではちょっとこう後ろ髪を引かれるような思いもあったかもしれませんが、もうこういう時代ですから、それはやっぱり用途廃止終了とともに、それはきちんと後々経費のかからないように、また地域の景観などなどを含めても、しっかりとその部分については用途廃止とともにその時代が一つ幕をおろすというような形の中でしっかりと対応させていただくということも含めて、今しっかりと取り組んでいきたいなと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 町長から答弁いただきました。壊すということになれば、大きなお金がかかるのは、これは理解いたします。先ほど来から私がお聞きしているのは、建物であれば保険料がかかっていたり、水道電気の基本料金がかかっていたり、それが10年単位で続いてくると結構なお金になるということでございますから、来年、これから12月に向けて担当の方々が予算を積み上げて、来年の3月には予算編成をして、来年度からということになると思うのですが、国との調整、北海道との調整も当然でございます。その辺も含めて、新たにそういうものに向かっていく計画を立てて、土地であれば測量、そういう財源確保に向けての財政出動だとか、そういうことの最後の部分になるかと思うのですが、お考えがあるのか、ないのかお聞かせいただきたい。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 財政出動、今御質問のとおり常に考えて、どのような方法でやれば、財源の補助だとか、また支援を受けられるかということのを常にアンテナを高くして、それを見守っているところですが、なかなか本町だけの問題ではないですけれども、全体的に非常に厳しいこの財政状況の中で、やっぱりそれぞれ各自治体も、そういう意味では

非常に苦しいところだと思いますが、特に私どもはそのことも含めて、やはり国にもしっかりとその方向性に向かってお願いしながら、一時は景観条例なども含めて大きなホテルだとか町並みだとかという再整備の予算もついた時期もありましたけれども、私たちのこの公共施設の、特に使命を終えた大型の公共の建物の解体というのは、御質問にありますように多額の費用がかかるということですから、それらも含めてしっかりと国にもお願いをしながら、北海道にまた支援をお願いしながら、スムーズに対処できるような方向に向かって努力させていただきますし、またそれが可能になったとしたら、しっかり予算の中でまた御審議いただいて、対応していきたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいなと思っています。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 町長の熱い思いで財政を語るの理解はしないわけではないですけれども、私が今申し上げているのは、こういう議会でのやり取りで町で持っている建物だとか、そういう土地の部分についてこれから検討していくというような御答弁もありましたものですから、来年度に向けて取り壊すとすれば、ある程度の長いスパンになろうと思うのですけれども、それに対して考え方はどうですかと、そのときにも財政出動が伴うのではないですかとお聞きしたので、財政出動はいつでもしているのはそれは当たり前なことなのです。その辺の考え方だけ再度。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 公共施設もそれぞれ最近、ここ数年は特に冬季の季節の雇用の皆さん方の建設業関係の方のお力を借りながら、それぞれ自力で解体できるものについては解体をしながら、また少しばかりですけれども、冬季の雇用対策なども含めて政策として対応させていただきますが、ただそういう部分でできる部分と、また例えば静山研修センターのようにあれだけ大がかりになると、なかなかそこだけでほとんど重機の扱いだとか、またここにひょっとしたら歴史的にかなりありますから、いろいろな拡散したらだめな建材などなどももしかしたらあるかなども含めると、相当の財源が必要になってくるということですから、それらの財源の応援体制もしっかりと見極めながら、これについてはしっかりと、そうでなければなかなか対応しきれないということは、即に対応することができないということでもありますから、できる限りそういうものと、またそれぞれ自力で、またそれぞれ多くの皆さん方のお力を借りながら、対応できるものをしっかりと見極めて、予算の中で対応させていただきたいなという、こういうことになります。

○6番（大住啓一君） 終わります。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午後13時30分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、梅村智秀君、御登壇ください。

○3番（梅村智秀君） それでは、通告済みの4問について、私梅村智秀より一般質問を行わせていただきます。

冒頭、北海道胆振東部地震において、お亡くなりになられた41名の方々に対し、謹んで哀悼の誠をささげます。また、こちらせひ町民の皆さんにもお知りおきいただきたい、このように考えております。9月6日3時8分ころに地震が発生し、私自身4時ころ登庁した際のことです。地震発生の前夜から停電に見舞われ、御自身の御家族や御親戚など、多くの不安があったであろう中、既に副町長、総務課長初め、多くの職員の皆様が登庁し、庁舎の点検や情報収集に当たり、それぞれが御自身の職責を果たさんとされていた姿を、私自身目の当たりにし、とても頼もしく思えました。

私自身、町議会議員でありながらも、町民の一人です。心よりの敬意と感謝を申し上げます。こうした事実はぜひ町民の皆様にもお知りおきいただきたい、このように思うところです。

また、午前中、休憩中、答弁が聞き取りにくいというような傍聴席からの声も耳にいたしました。私も気をつけてまいりますので、ぜひ町長もお力添えいただけたらなど、このように思います。

それでは、1問目、早くやってよ町道補修、始めさせていただきます。

僕、この町に来て、とても町道の痛みが目につきます。特にですけれども農村地域を中心に、私自身も町内の町道調査をしたところ、厚みが約10センチ弱のアスファルトが完全に剥離して、ごろごろ道路に転がっているような状態、大きなものと直径1メートル50センチ以上にもわたる穴などが複数箇所において散見される。当然、このようなものを見受けられた近隣住民の方、通行される方からは補修の要請、そうしたものが連絡が入るはずですが。当然、役場の車両センターの巡回でも現況確認がされているはずですが。そうした後、大半が土のう袋、そちらで穴埋めがされているのです。こちら当然、僕の認識では一時的な応急処置だと、このように感じているのですが、その後1カ月たっても、その破れて飛び散った砂利の上に、またさらに新しい土のう袋が置かれたりして、いつまでもいつまでもアスファルト補修、舗装がされない、こうした現況があります。おかしいなと思って担当課に確認したところ、予算がないとか、補修材料がそろっていないなど、こうした回答が返ってくるのです。

また、農村地帯などによくある未舗装路、アスファルトが施設されていない道路ですね。こちらなども悪天候時、強い雨が降った後とかこうした後、またことしなどは長雨もありました。台風などもありました。そうしたときに、20センチ以上の亀裂が、ラリー北海道もびっくりのような亀裂が入っているような道路が、広範囲に亀裂がわたったような道路があるのです。当然、通常の乗用車では、RV車では可能かもしれませんが、乗用車などでは通常走行できない。こんなような状態も見受けました。

もちろんそうしたときは、そうした症状があちらこちらで見受けられるのでしょから、当然町民の方から依頼があってもすぐさま着工することはできない。それはよくわかりますよ、そうした事情。でも、それにしても遅いですよ。ある農家さんなどは、いつまでたっても補修がされないからといって、御自身で持たれている砂利などを使って、御自身の重機、トラクターを使って直された、こんな方もいらっしゃいます。

また、せっかくのアスファルト補修をしてもらっても、結局のところは簡易補修ですから、やっぱり耐久性などが余りない。それに加えて、もともとの町道の痛み、こちらはひどいものだなと、こう思っています。あちこちにある小さな亀裂とか、小さな穴からまた水が浸入して、アスファルトを盛り上げてしまって、また穴があく。こうしたことが繰り返されているのです。せっかく簡易補修がされたなと思った町道などを見ても、1カ月もしないうちにまた小さな穴がポコポコあいている。こうした現況が見受けられます。

農村地帯などですと街灯などもそうありませんから、これ2輪車などでしたら事故につながると思うのです。これは都市部だからとか、農村部だからとか、そういったことは全く関係なく、万が一ここで事故などが発生したときは、きちんと維持管理責任を問われて、賠償責任などを負わなければいけないのですよ。

こうした現況がある中、僕は何よりもここはちょっと改めていただかなければいけないと強く申し上げたいのが、連絡がないのです。いつごろ着工するとか、いつごろ完成するとか、または完成したのですとか、そうした連絡がない。また、先ほど申し述べたように災害中とかですと当然、遅れてしまう。そんなこともわかります。でも、こうした事情で遅れているのです、申しわけない。こんな一言も全くない。やっぱり、あれどうなっているのだろうという不安から、どうなっているのだという怒りに変わっていくのです。これが繰り返されるとあきれに変わって、最後は諦めになるのですよ。たかが町道と思うかもしれないですけども、こうしたことが町、町政といったものへの不満へとつながっていくのです。

僕自身、町民の方からお話をお伺いして、町道に対する町民の不満は根深いものがあるなとこう感じています。もう昨今の天災、台風であったり雨であったり、いろいろなことが起こり得ますよ。もうこうしたことが起こることが当たり前、当然だという認識をもって、4月から始まった当初予算、夏の時点くらいで予算が枯渇するような、そうしたような現状からは見直してもらわなければいけない。それに合わせて、先ほど述べたように、その材料の手配ができてないとか、そこの依頼があったところに行ったとか、行っていないとか、そうしたところについてもかなりの連絡体系の整備をしてほしい。してもらわないと、これは本当にいけないなと思っていますよ。

補修要請をいつ、誰から受けているのか、それでどのような対応となるのか、やるのか、やらないのか含めてです。形式的なものではなく、課内できちんと情報共有をしてください。建設水道課だけではなくて、こうした町道の補修については車両センター、こちらが担当されている。こちらもお伺いしたところ、毎朝庁舎に来て打ち合わせはしているとの

ことなのですが、こうした連絡を密にとっていただきたい。

そして、着工に当たって要請者や近隣住民にきちんと周知していく、これが必要です。いつごろ着工して、いつごろ完成しそう。こうしたことを当然、玄関先を訪問していらっしやらない、そうしたことも考えられます。簡単なことが一つあります。提案させてもらいます。ポスティングするのです。紙に書いて、いつごろ着工して、責任者が誰々ですよ。どうした工事をするのですよ、これを玄関先で郵便受けに入れていってください。そうしたら、そのとき不在でも何かあったら連絡もらえますから。先ほど僕が述べたように、完成結果を見て、また穴があいているぞとか、ここだけじゃない、こっちもやってくれとか、そうした要望を聞くような機会になりますから。

この辺の提案は、そうレベルの高くないものだというふうな認識は持っていただきたい。そうして、僕自身も担当課に赴いて、お話を聞いて初めてわかったことなのですが、こうした町道の補修、やっぱり車両センターに連絡していただくのが筋だと。そうしたことも、こうしたポスティングをするとか、広報に掲載するなど周知が広まっていくと思うのです。そうすると、建設水道課に電話、ほとんどの方がかけているのではないかなと思うのですけれども、そうしたときにやっぱり担当じゃないよといった、その業務の手間というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、そうしたものが省けて、直接担当している車両センターのほうに連絡が行くようになっていくと思いますよ。

こうした町民の不満というか、もう単に町道を直せばいいとか、そうしたことではない。もう、こうしたいわばピンチみたいなものですが、これをチャンスに変えていく機会だと。町道補修で、これまでに積もりに積もった町民の不満を、町道補修で解消していく、ちょうどいい機会ではないですか。僕ですね、提案した以上、私自身も提案してはいやっておけとか、どうなったのだとか、そういうことではない。僕の政治信条としても、提案した以上は私自身も個人の政治活動の中で、町民の皆さんの町道に対する意識がどのように変遷していったのかという後追いもさせていただきます。もちろん、予算が潤沢にあるわけではないということ、これは誰しもが知ることです。その中で、私に対して求めがあれば、私がやる必要があればできることと、どうしても猶予をいただきたいこと、そしてできないこと、こうしたことの住民への周知、町民への周知というものも、私はお手伝いさせていただきたい、このように考えております。

そうしたことを私、お約束もさせていただいて、私からこの町道補修についての事実と所信をたださせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 梅村議員の早くやってよ町道補修についての答弁をさせていただきますが、恒常的にこの補修というのはずっとこの舗装化になってから進めているわけですが、特に昭和40年代から50年代に整備した道路について、やはり本町はかなり早い時期に舗装化が進んでいますから、それからずっと数えても経年劣化というのですかね。やっぱり時間がたつにつれて、本当に全体がそういう年数がたつて劣化しているというこ

とは事実でありますから、言ってみればところによっては穴まではあかないけれども亀の子状態になって、しましまになっているというようなところもかなり多くなってきていますが、昨年までの町道補修につきましては順次、それぞれ巡回しながらまた春の予算含めて、またそれぞれ悪いところ、また御質問のありましたように通報いただきながら順次整備を進めてきましたけれども、ことしは特に春先、これは町道ばかりではなくて国道も道道もそうですけれども、私どもが今まで経験したことのないような痛みが至るところできている。町の真ん中の国道の真ん中にも、また町道との交差点付近もかなりそういうところが見受けられるなどなど含めて、このような気象条件も含めてあったのでしょうけれども非常に多いということもありました。

でも、町道についてはその危険度も含めて、順次整備はもう進めていますし、またそのような御指摘をいただいたり、通報いただいたところについてはすぐ確認をしながら、今御質問がありましたけれども、町道の合材が間に合わない場合については、それで土のうにそれぞれ砂利、土を入れて、しっかりと底が穴にあって、車両故障で事故のないように応急処置をしています。残念ながらことしはその合材が非常に手に入れづらくて、修理に時間がかかっているということは御案内のとおりでありまして、多分担当のほうからも聞いたと思うのですが、金がない、財源がないからできないということは、それは直接は当たらないだろうなと思っています。それほど大きな工事をやるような工事だったら、また別工事ですから、当然その応急処置については合材が間に合えば順次それは整備をしていくということについては、日常のように整えてやっているのですが、ただことしの場合はその状況もありながら、しっかりと住民の皆さんの要望に応えることがなかなかできていない、時間がかかっていることも事実であります。このことについては、それぞれこの合材の確保を含めて、しっかりとまた予算のあり方も含めて、しっかりと検討しながらその住民生活に不便を来さないような町道の補修については対応していかなければならないというふうに思っています。

経年劣化して非常に古いところが多いということで、数年前、大きな国の制度に乗りながらこの大々的に補修を実施したことも事実であります。それにしても片道400キロ、往復800キロ以上の町道があるわけでありまして、そういうところも中にはあるかもしれません。それは常に自治会の皆さんも含めて、町のパトロールもそうですが、そういう補修の場所などがありましたら、ぜひ御連絡をいただくということで対応させていただいています。

またそれは、その修理した後の連携体制などは御案内のとおり、今御質問にもあったとおり、しっかりとそれは今後の私どもの対応として、それはその通報いただいた方、またそれぞれ地域の方々にも御不便を来した部分についてはしっかりと連絡をして、対応させていただきたいなと思っています。

現状では、なかなかこの簡易舗装を含めて、それぞれの舗装の路盤がありますが、その部分を含めて、やっぱり事故のないような体制に向けて、しっかりと補修体制をまた再確認

しながらとっていききたいなというふうに思っています。特に、冬場の雨や凍結によって最近、気象状況も変わって路上の隆起だとか、また陥没なども非常にふえていることも事実でありますから、一層またこれらに向けての舗装道路の修繕の仕方などを含めても、またこれはしっかりと道路環境の整備に努めていきたいなというふうに思っています。

これだけの町の全体のものを含めて国道、道道、そしてまたこの町道を含めて、この本別町のエリアの中の道路はしっかりと町民の皆さんに不便を来たさないように、また事故を誘発することのないよう努めていくということは申し上げて答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） ただいま町長より答弁いただきました。ちょっと確認させていただきましても、予算的な問題ではないということなのですか。私、担当課にお伺いしたところ、確認させていただきましても、既に100パーセントに近いくらい、九十数パーセント執行されていると。おかしいなと思っていますね。どちらが正しいのでしょうか。明らかにしてください。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 今、町長の答弁からございました、連絡というか通信不足もありましたけれども、梅村議員の言うように今現在では現年度予算は100パーセント近く、九十何パーセントほど使用してきておりまして、町長がお話ししたのは簡易合材でございます。簡易合材についてはまだ予算的には残っておりますので、その分の補修の部分のお話だったと思えます。町道補修工事におきましては、既に工事がほぼ完了してきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） それでは、今年度においては、まだまだ町道の補修というものに対しては十分耐え得るだけの予算があるという認識でよろしいのですよね。

それで、その合材ですか。そうしたものが間に合わないということがあるのですけれども、今年度において何かそうした事情があるのですか。別に何かの災害で間に合わないとか、そうしたことはないですよ。何かそういう外的な要因などがあったのですかね。予測できないような。僕が今、確認させていただきたいのは、予算なのか、材料なのか、そうしたこともありますし、しっかりと対応という、しっかりと対応と言われても具体的にじゃあどういう対応をしていくのかということがわからないので、僕は具体的に連絡をしてくださいということを申し上げているのですよ。してくださいというお願いではなくて、しなくてはだめなのですよ。これはすごくレベルの低いことですから。それは僕、先ほども述べましたけれども、申しわけないけれどもそのレベルの低いことから、ここからまず取り組んでいかなければ全くもって先ほど僕が述べたようなちょうどいい機会にはならないです。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 先ほど話しました簡易合材の話でございますけれども、今回につきましては先ほど町長からも話がありました3月の雨と凍結によりまして、大幅に路面の被害があったということでございまして、すぐに春先に全町的にあったものから、全体的に合材を使わせていただきましたけれども、その後やはり残っている部分に対しての合材の調達をさせていただきましてけれども、納入業者のほうから、依頼をかけていましたけれどもなかなか納入されないという状況がございましたので、先ほど議員の言われましたように土のうだとか砂利入れなどで対応していた経緯がありまして、この辺にかけましてはしばらくの間、ちょっと御不便をおかけしたのかなというふうには思っております。

今までも、今議員が言われるように住民から要請があった場合はすぐに御連絡を入れたり、住民の方からの要請を入れられた方にお話をさせていただきまして、遅くなるようであればいつごろまでという話しも、全部ではなかったかもしれませんが、ある程度大きな現場に関してはほとんどお話をさせていただきながら進めさせていただいてきたところでございます。ただ、議員の言われるように若干何件かはそういうことがあったのかもしれませんが、今までのやり方としては住民には周知はきちんとしながら進めてきたところでございます。

ただ、連絡体制、車両と役場内の連絡体制とか、そういうものがもしかしたら少し欠けていたのかなというのもございまして、今後は強化して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） ただいまそうした住民、町民への連絡体制はとっていたと、その課内の、内部の連絡体制がちょっと欠けていたというような御答弁をいただきましたけれども、事実ですかね。でしたら、私数件要請、要望させていただきましたけれども、全く一度も連絡をもらったことないですよ。僕だけ何かそういう特別な区別や差別されているのですか。ほかの町民にはしていて。その町道名挙げますか。どこの路線ということを挙げますか。僕に連絡もらっていませんよ。いつから始めていつ終わった。今どういう状態だ。全く聞いていませんね。僕のほうから一度電話をして、いつごろ終わりそうかと聞いたら、来週いっぱいにはということ車両センターから回答をいただきましたけれども、ちょうどその来週いっぱいという回答が、いわゆる地震があった9月6日の週でしたから、そうした事情で、その後私もちょうど点検に行ったところ終わっていなかったと。でも、地域の住民に私が、来週中と言ったけれども、事情が事情だと思うので、私聞いたわけではないですから思うのでということで説明を私がして回ったところなのですよ。私が要望したところ、もし町長でもよろしいですし、担当課でもよろしいので、いつ何時、どのような方法で私に御連絡をしたのかお答えいただけたら助かるなと思っています。

あと、先ほど私が御質問したところ、しっかりと対応していくということですが、

具体的には連絡を、今までしていなかった連絡をきちんとしていってよということを書いたのですけれども、それはやっているということですから、材料もことしの分は潤沢にあるような、このような認識を私は持ったのですけれども、今の時点では私は連絡がきちんとされていないのですよと。私だけではないですよ。個別の町民のお名前挙げませんけれども、もし必要であればこの議会を閉じた後、私が担当課に赴いて、どこの誰さんの地先のどこの道路ということをお伝えさせていただきます。

では、1点ですけれども、私が要請した町道について、いつ何時、どのような方法で私に御連絡いただいたのか。本当にそれが事実なのかちょっともう一度考え直していただきたいなと思います。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 今、議員の言われるように、梅村議員のところにはもしかしたらその連絡、うちの道路維持のほうから一応話しはあった、協議をさせて、道路の維持のほうから話をしていたということでございますので、その後の補修のいつごろ入るのだよというような補修の連絡がされていなかったのかというふうにちょっと解釈をしておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 始まる前も、やっている途中も、終わった後も一度もないです。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 先ほどお話ししたように全てがやっているというふうにはちょっと私も思っておりませんので、今後はこういうものに関しましては連絡体制を強化していきまして、要請のあったところの住民には現場をすぐ確認しまして。終了の時期だとか、そういうものの対応時期につきまして、しっかりと周知を入れるようにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 補足をさせていただきたいと思っております。今、梅村議員からの貴重な御意見をいただきました。これにつきましては再度、建設水道課、車両センターの職員等にはしっかりと指示をしていきたいと思っておりますし、またそういう通報を受けた場合については御本人、それから自治会の皆さん、その道路を利用されている、主に使っている方の自治会の皆さんにも何かの方法でしっかりと連絡できるような形で今後進めていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） いろいろその体制整備は整いそうですか。

○議長（高橋利勝君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） この議会が終わり次第、また担当課とも協議をして、速やかに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 私も、先ほどの繰り返しになりますけれども、提案した以上は後追いさせてもらいますので、ぜひ今、町民の傍聴者の前で今、副町長が御発言されたことを必ず約束として捉えていただきたい。必ずこれはやらなければいけないことですから、そのように取り計らってください。

以上で第1問目、早くやってよ町道補修を閉じさせていただきます。

続きまして2問目、農大生から町内で新規就農者を。近年、農大生の傾向に変化が見られていますよね。平成20年までは道内出身者が100パーセント、農家出身者が95パーセントだったのです。それでも、以後徐々に変化が現れ、平成29年には道外出身者25パーセント、非農家出身は37パーセント強にまでなりました。平成29年度は1年生が59名で、道外出身者15名、非農家22名なのです。それで、過去10年間で本別町で就職した卒業生、生徒さんは7名、うち4名が農協職員。そのうち1名だけを除いて皆非農家出身者でした。

それで、平成30年3月町政執行方針を読み上げます。担い手の育成機関である農業大学校、関係機関、関連企業との情報交換や協議会設置などの検討を進めるとともに、農家後継の育成、新規就農者受入対策を含めた施策の推進を図ってまいります。このように町長の力強い意志が明示されております。

ところが、動いているのですかね、これ。全然その姿が見えないのですよ。僕、実は7月にも農大を訪問して。先生にもお話を聞いてきたのです。全く何もありませんよと、このような御回答でした。どうなっているのでしょうかね。3月に発表されてから、もう今9月ですよ。秋の風、吹き始めていますよね。ただ、先日担当課にお伺いしたところ、収穫時期が落ち着いた12月ごろに農大職員と意見交換を考えていると、このようなことをおっしゃっておられました。ただし12月、12月のいつ時期くらいのことをお考えなのかわかりませんが、仮に12月、すぐ師走ですから、年度末を迎えます。暦の上での年度末を迎えますので、何かと慌ただしい時期かと、このように存じます。ということは、年があけてから、1月から3月までたった3カ月しかないのです。やっぱりこれは12月に意見交換していただけると、しようと考えていると、こうした御回答をいただいたのですけれども、当然その後のスピード感というのはとても重要になっていきます。生徒は入学してから2年間で卒業するのですから、やっぱりこういったことはいち早く進めていく、そうした必要があります。

私、先ほど全く進んでいないというお話をしましたけれども、農大の職員さん二度ほど町長のもとを訪れているそうではないですか。その後どうですかとお伺いしたところ、全く何もありませんという回答でした。もうあきれているのではないですか。確かにあきれているとはおっしゃっていませんよ。私が勝手に感じたことですが、先方からそうした打診があるにもかかわらず、検討しますといったような回答をされたのみで、その後はなしのつぶてだということでした。検討するとは言うものの、これでは進展も全く何も見

込めませんよ。

こうした中で、町長の町政執行方針、力強い意志が明示されているのですから、どのようにお考えなのか御答弁いただきたい。このように考えております。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 梅村議員の農大生から町内の新規就農者の御質問についてですが、冒頭申し上げますけれども、少し物の言い方にも気をつけて発言してください。農業大学の職員が私のところと面談したと、そんな事実はあるのですか。それは後で言いますけれども、もう少し気をつけて発言してもらわないとね。これは公の機関で全部議事録で残る話しですからね。私がうそを言っているのかどうかという話しになってしまうから、しっかりそこのところよく考えて発言してくださいね。私のほうから冒頭ちょっとお話をさせていただきますから。

本町の農大生から町内への新規就農という御質問ですけれども、これは御質問にありましたように何もやっていないのではないかということでもありますけれども、決してそんなことではありません。私の執行方針で申し上げているとおり、これは農業大学生というのは前の校長先生、3月までですね、いた校長先生方含めて、そして今は御質問にありましたように、元はほとんどが農業後継者として、また農業関連に就職する生徒が多かったけれども、最近は農業者よりも、非農家の生徒が非常に多くなってきたと。そういう意味では、本町のみならず、またこの十勝管内にもそういう農業を志してくる、そういう若者が少しでも定着していただけるような、そういう方法は何とか取れないものだろうか、こういう提案をいただいた中で、先ほどの町政執行方針の中でも今後、これらの協議も含めて協議会的なものを設置しながら、できればこの農業大学生を中心にして、その担い手含めてこのしっかりとこの本別町、また十勝の農業を支える農業担い手の人材として、この就農できるような環境をつくろうではありませんかということのお話をさせていただいたところでもあります。

また具体的に新規就農が可能な農家の物件だとか、経営の継承可能農家の調査と発掘、また実習生、また研修生の受け入れ可能な農家の調査、これらまた選定、さらには労働力だとか人材が不足しておりますコントラクター事業やTMRセンター、大規模農業法人の人材確保の状況を聞き取る中で、その資料やパンフレットの作成をして、札幌市や首都圏で開催されております新農業人フェア、また移住フェアに出展をして、新規就農者の獲得、また求人情報の紹介や募集、就農や就労に向けた研修者の対応などの取り組みを行ってきているところであります。

御質問の農業大学の生徒の新規就農、また担い手としての対応についてでありますけれども、農業大学は本町の営農指導対策協議会の構成員として、また構成組織でありますから、この北海道の機関であります普及センターからもこれまで情報収集をいただきながら、生徒の状況や受け入れに向けた課題の整理を図ってきているところです。

農業大学の生徒たちは、畑が好きだし、牛が好きだし、また農業が私の将来の夢をも

って、この北海道に、また農業大学に学んできているわけですから、そういう志をもった生徒を卒業後の早期就農に向けて、その環境整備をしていこうと、こういうようなことで今なお協議を進めてきているところでもあります。

また、早期就農においては、また反面、困難な面があるということも含めて、またこれは技術面や経済面、またそれらの状況も含めて、いきなり就農というものでは困難な条件が多いということも含めて、これからも農場や現場でのさらなる技術や農業、農業経営の習得、そして就農に向けた準備をするための機関と実習が必要だというふうに考えておりました。そういった生徒の受け入れ内容、就農に向けた具体的な考え方も含めて、今後さらに農大職員と生徒の実態の把握のための意見交換と情報の収集を予定をしているところでもあります。

先ほど言ったように、この農大の職員と生徒の実態の把握は、この収穫期が終わった後と先ほど質問がありましたけれども、その時期にそれぞれ協議をしながら、この情報の収集、またそれぞれ実習の受け入れ先可能な農場や農家法人、農業関連の企業と調整、協議を進める中で、実習生、研修生、就農者の受け入れにかかわる協議会の設置をしながら、生徒に対するPR方法や情報提供について検討を進めていくということにしております。

いずれにいたしましても、新規就農や担い手の確保、雇用の創出と連動した取り組みとしては、またさらに住宅の整備だとか確保だとか、研修施設の確保対策についても必要でありますので、関係部局と連携を図りながら、各関係機関が協力して情報の収集、または対策、協議についてさらなる取り組みの、また具体化と検証を図ってまいりたいというふうに考えております。

本町の基幹産業の農業の担い手、またさらにそこをしっかりと育てていただく、それぞれの関係機関との連携を図りながら、農大生も含めて、しっかりこの部分については対応していくという、こういう新規の担い手の研修、また新規就農の輪をそれぞれ指導機関も含めて対応してまいりたいと、このように計画をしながら進めていく、そういう予定であります。

確かに言われるように、時期が遅いと言われればそうかもしれませんが、それぞれの行く道もありますし、またそれぞれの団体との関連との協議も含めてあるということもあわせて、それを報告させていただいて、間違いなくその道はこれからもそれぞれ協議を重ねながら進めていくということでもあります。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 答弁の冒頭で町長から御指摘を受けました。職員が町長のもとを訪れた、そうした事実はないということでありましたら、私はこちらはもう謝罪させていただかなければいけないと、このように考えております。ただ、今の時点では私も推測とか憶測でものを話しているわけではなくて、自身の政治活動の調査の中で知り得た情報です。今の時点ではそちらについては控えさせていただきます。もし、改めてその事実

がわかりましたら、そうした機会を設けさせていただきます。先ほど質問の中で、要旨の明細ということで通告書の中にあります2番項について、私触れませんでした。こちらはちょっと意図的に触れなかったことであります。

先ほど町長の答弁の中から労働力の確保といったような趣旨のお話がありましたけれども、実はこれは私が農大生や農大の職員とお話ししている中で、労働力の確保と言われるとなかなかもって反応しがたいと。当然のことなのですけれども、あなたは労働力と言われるのと、この町の農業を担ってくれというのではもう全くもって、同じような農業に携わるとしても労働力になってくれとか、労働力の確保を狙っているのだと言われて心が躍る人間というのは、ほぼほぼいないと思うのです。こちらについて、先ほど繰り返しのようになってしまっても構いませんけれども、こうした報道が新聞報道であって、それを見て危機感を覚えて町長のもとを訪れたと、このようにおっしゃっていたのですよね。これが事実かどうか、後ほどまた確認はさせていただきます。

そうした中で、要旨の明細にある2番項についてなのですが、今の時点で農家、学生の大半がアルバイトに従事をしているという現状があります。私が経営する牧場にも数名の農大生がアルバイトに来ております。そうした中で忙しい、その搾乳の仕事に対して、アルバイトを充てて労働力の補完と考えている農場、またアルバイトに行っている学生も在学中の学費であったりとか飲み食い、遊び、車であったり、そうしたもののお金に使っているのだという生徒も一定数は見受けられるのかなと思っております。こうした現況というものを打破していかないと、先ほどお話ししたようにその労働力というような位置づけであれば、ぜひこの本別町でという農大生がなかなか現れてこない、このように私は感じているところです。

そうした中で今オホーツク、あちらのほうがすごく熱心に農大のほうに働きかけられていると、当然やっぱり農大の職員も農大生も人間ですから、そうした熱心な働きかけについてはやっぱり応えている、いきたい、そういうような気持ちがあるようなのです。お話ししている中から私が気づいた点というか、一つ御提案申し上げたいのは、やっぱりその労働力の保管とか、そういったことではなくて、人のつながりというものを生かして、この十勝本別町に魅力をもってもらえるような、そうした心構えというのが受け入れ側のこの町にも必要なのだと、私はこのように考えております。例えばですけれども、私自身中小企業家同友会十勝支部というものに所属しております、こちらで農商工連携部会という部会の監事を務めております。その会では十勝、日本で一番の農業地帯ですから、管内に先進農家がたくさんいらっしゃるのです。そうした方のお話を聞いたり、取り組みの事例を聞いたりとか、そうしたセミナーや講演会というものが多数開催されています。その同友会と今畜大が正式に連携提携を始めることになりました。私もその情報を仕入れたものですから、ぜひその情報を農大にも提供させてもらえないかということで畜大のほうに打診したところ、畜大の学内での周知がきちんと済んだ後については当然のことながらよろしいですよというお話をいただきましたので、そうした情報提供も農大にしていきたい

と、このように考えております。

そうしたことによって、農大に来ている生徒たちが北海道で就農したいではなくて、十勝というものに魅せられて、十勝の農業者、人に魅せられてというふうになっていくと、十勝の本別町で就農したい、このようになっていくと思います。

ですから、労働力ということは本当にちょっと頭から外していただいて、そういう人と人をつなげていく、このような施策をぜひ執り行なっていただきたい、このように考えております。

それで、今私新規就農という農業に特化したお話をさせてもらっていますけれども、この町で新規就農者というものが生まれてくれば、当然この町に根をおろしていく、人口減が叫ばれている昨今、若者がこの町に住んでいく。ましてや、よそ者ですよ。やっぱりこの町で生まれ育った人とは違う発想とか、そうしたものを持たれている方が一定数はいらっしやると思うのです。そうしたところから、何か新しい、新しい何かが生まれてくるのではないかなと、僕はこのように感じております。ぜひ、そうした農大生や農大職員の心をつなぎとめるような、そうした取り組みをしていっていただく必要があります。

この農大生の新規就農というものが実現していったら、そうした機運がどんどん生まれてくると今、情報がどんどんインターネットやそういったものを使って拡散されていきますから、本当にどんな可能性が生まれてくるかわからないです。情報提供とか情報交換とか経済的支援、これも本当に大切なのですけれども、こうしたものばかりが先行していくと、判断の基準が条件のいいところなどになってしまうのです。これだと本当に寂しいです。やっぱり繰り返しになります。人、町内にも熱い思いを持たれた農業者が複数いらっしやいます。そうした方々との接点をもたれたり、先ほど町長の御答弁にも町内の農業者の情報というか、そういった求めも調査していくというようなお話もありましたから、ぜひその12月にまず農大職員との懇談というものをされるのであれば、その後スピード感をもって取り組んでいく必要があります。

1点お伺いしたいのですけれども、協議会の設置をされるというようなことが御答弁にありましたが、その協議会の設置というのは構成員がどういった方を想定されて、いつごろ設置されるおつもりなのか、こちらについてお答えください。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 梅村議員、私先ほど答弁した中で労働力というのは、コントラクターとかTMRセンターでの人材確保だとか労働力という意味で言いました。農業大学生がそれぞれ町内で農業を支えていただいて、それぞれこの、またこれは農業ばかりではありません。飲食業もそうですし、また例えばその食品販売、言ってみればコンビニエンスストアもそうですけれども、それらで働いていただいていることは、私どもにとっては本当に町を支える大事な宝物ですから、私もそういう意味では同じ思いでありますから、先ほど労働力と私が申し上げたのは、あくまでもその新しい法人だとか、企業での人材確保だとか労働力という意味で申し上げましたので、ここは改めて誤解のないように申し上げ

げたいと思います。

そして今、梅村議員から御質問いただいた内容については、私もそのとおり思っておりますから、そのとおりのことでぜひ御理解いただきたいのと、またさらにこのオホーツクの働きかけがあるということで、オホーツクも宗谷も実はそうなのですね。また、そこからもたくさんの農業大学生が今まで大学を卒業した方々が、それぞれふるさとに帰って就農している方がおりますから、そのつながりも含めてあります。それで、前農大の校長先生が本当に先頭になって、こういう先ほど申し上げたその非農家の生徒が3割を超えるようになってきたと。そういう意味では、必ずしも皆が農家の指定ではないので、そういう人材が本当に大切なこの担い手として今度は育てていくために、そういう環境をつくりませんかという話をさせていただいて、そういうことで全体の中で、それこそ農業団体も行政も、それぞれの法人も含めて関係団体でそれらの環境をつくっていかうと、こういうことでお話しさせていただきました。

さらには、それらの資料を整えながら、先ほど申し上げましたけれども首都圏で開催されている新農業人フェアだとか移住フェアの中で、その結果として本町に新規就農を希望してこられる方が何件かふえてきたということは事実であります。

全てはやっぱり町の基幹産業を支える、そしてまたこれから担っていただける人材の育成ということで、その関係もしっかりつくっていきなというふうに考えておりますが、今畜大の関係のお話しもありました。畜大の関係は、私どももその話をさせていただいています。これは、本町から、農業大学から、また畜大に編入できるという制度もできましたから、それをあわせて前学長が、畜大の学長が今、十勝財団の理事長をやっております。十勝財団のその人材育成の中で農業大学、畜大も合わせて連携をしながら、この人材をしっかりと残していく、そういう育成をする。またこの環境をつくっていかうということで、それぞれ私どもも積極的にその話をさせていただいているところでもありますから、その農大生を中心にしながら、また農大生に十分御理解もいただきながら、その働き方、そしてまたそれぞれ法人や関係団体を含めて、そのものについては今御質問のことも、私どもの考え方は本当に一つでありますから、しっかりと私どももその農業大学の生徒が本当に志をもって、せっかく十勝に来てくれたのですから、十勝の中でできる限り、一人でも多くの方々がここで就農して将来に大きな夢を実現できるような、そのようなこの環境をつくっていければなというふうに思っています。そのことが、また本町も含めて、十勝のこの酪農、畜産、また農業をこれからも持続、継続、発展できる大きな力となるということで、私どもも信じておりますので、そのような大事な人材育成をする農業大学という、私どもにとってはまさに大事な大事な宝物の農業大学があるわけですから、ここを最大限、やっぱりこの皆さんの希望がこの十勝本別で開けるようなことを、北海道も含めて十勝財団をそれぞれ産学官含めて、これが実現できるような環境をつくっていくことを私どもはこれから進めていくということでもあります。

また、協議会の構成などについては、担当のほうから御説明をさせていただきますので

よろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君） 協議会につきましては、協議会という名前がいいのかどうか。例えばそういった実習生を受け入れるセンターですとか、そういった形の設置ができればなと思っていますが、梅村議員おっしゃられたとおり、現状では農大の生徒はアルバイト等を含めて本別に、酪農を中心にしながら御貢献をいただいています。

ただ、農家側としても働き手、いわゆる梅村議員がおっしゃったように労働力の保管という形の流れでは、私もいけないと思っています。ですので、先ほど町長の答弁の中でもありましたように、実習生、研修生を受け入れていただける、そういう制度を理解して、受け入れていただける農家の調査、選定というのは当初から行なっています。ですので、そういったことも含めて、きちんと実習生としていわゆる農大生の技術を習得する機関の設定として、協議会については考えていきたいと思っておりますので、農大との先生との情報交換あわせて、選定をしています農家につきましては、今酪農家で4件、そして畑作で短期研修も含めて2件ほど今、受け入れ可能だよという答えもいただいていますので、そういった中身を理解をしていただきながら、単なる労働力の補完に走るような協議会ではなくて、生徒たちの技術の向上、そして就農に向けた準備期間とできるような形ができればというふうに思っています。

ですので、いつその協議会をつくるのかということに対しましては、しっかりとその辺を議論をして行く中で、早い時期に、できれば来年度を含めて今回調査したのを踏まえながら、来年度に向けては準備をしたいなというふうに考えているということです。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） ただいま菊地課長から御答弁いただきましたけれども、できれば来年度という御答弁でしたがやっぱり遅いですよ。その来年度というのは1月から3月までのことではなくて、事業年度としての来年度のことをおっしゃっているのかなと私は理解したのですが、もともとこの30年度、ことしの町政執行方針に協議会の設置ということも書かれているのですから、検討を進めるということなのですから、検討を進めるといってもどんどんスピード感をもっていかないと、もうやっぱり1年遅れれば、それだけ50名から60名の生徒がこの町を巣立って行ってしまふ、そうしたことになります。その50名、60名のうちにこの町の将来を担ってくれるような、金の卵となるような生徒、そうした人材が隠れて、埋もれているかもしれないのです。ですから、スピード感をもってぜひぜひ取り組んでいってもらわなければなりません。

だからといって、焦らず、ゆっくりとじっくりとその彼らの心というのですか、そうしたものをつかんでいくということが何よりも寛容だとは思っております。町長からも町の宝だというような表現もされていきました。僕も本当にこの過疎化が進んでいく、人口減がうたわれている、こうした町村の中で本当にこうした、毎年50人、60人もの若者が集

まってくる。本当に宝だと思っています。これを生かさない手はないので、ぜひお約束どおり12月にはその懇談会、情報交換会ですか、こうしたものを職員と実施していただき、なるべく早い時期でその協議会の設置というものもして、現実的に形となるように進めていただきたい、このように申し入れをいたします。これは本当にやらなければいけないことですから。それを申し述べて、御答弁もしあればお聞きしますけれども、ないようでしたらこちらで2問目閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君） ただいま議員おっしゃるとおり、本当に必要性が高いものだなというふうには思っています。ただ、そういった状況をつかむ、そして研修先の農家の調整や、それに向けて受け入れ体制の整備、必要に応じては町としての支援等含めて検討していかなければなりませんので、お話しいただいているとおりにスピーディーには進めるという形で進めさせていただきますが、じゃあいつの時期ということにはなりません、御要望に添えるようにスピーディーに進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 協議会の設置につきましては今、課長のほうから答弁がありましたけれども、その前段でそれぞれ協議する場というのはしっかり設けていますから、それはその中でその生徒さん方の新年度に向かって、卒業後の動向なども調査しているというふうに農大では思いますので、それらの状況も含めて関連、うちのJAを中心として、関連の農業団体、またさらに私どもも含めてですけれども、どのような要請ができるか、また農業大学校からの生徒さん方の要望なども含めて、それも含めて昨年度も実施をしていますが、それは全体の中で全員がどうこうということではありませんけれども、その協議会を持つ前にそういう協議の場を持ちながら、先ほど答弁しました営農対策指導協議会というのがありますので、その中でまた協議をさせていただいて、できれば今、きょうのお話しも実はあったのですが、新しく施設をつくる、特に酪農関係の方が非常に多くなっていますが、そこでこの担い手として、また数年後に自分の身の振り方を決めなければならないというような、そういう農家の方々もそういう本町が進めているリレー型の方針だとか、そういうことも含めてありますから、それらの情報も含めて協議をしながら、それぞれ農業大学生中心にまた、そこで一人でもその希望があるとすればそのような体制をとれるかどうかも含めて、それは協議しながら、その協議会の設置に向けて準備をしていきたいと、こう思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩をいたします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） それでは3問目、これでいいのか防災体制、町民7,116名の暮らしと命は守れない。こちら、理解がしやすくなるようにということで、1番項、2番項に分けて御質問させていただきます。

まず1番項、猛暑災害について。こちら8月1日時点で足寄で35.2度、気象庁も1976年以降の統計開始以来、最長の4日連続で気温が35度、こちらは気象庁の見解としても災害級だというような認識を示しました。

またあわせて、この猛暑、暑さについては8月中旬ごろまで警戒が必要だと、このような注意喚起もなされたところですよ。道内においては、60代以上の高齢者ばかり7名が死亡。そのうちの死亡された方なのですけれども、ある方は新聞配達中。ある方は畑作業中。皆、当然体が動く元気な方です。そうした方々がお亡くなりになられた、この熱中症というものは、いわゆる体が弱っていて、俺は立てない、俺はだめだと思っている方ではなくて、元気だ、俺は大丈夫だというふうに働いている方、動いている方が急にかかってしまい、命に危険を及ぼしてしまう、このような症状です。こうしたものがありまして、町内の民生児童委員から高齢者宅、単身高齢者宅だけでも飲料水を配付していったらどうだと、このような提案を受けたけれども、その電話対応をした職員が水道が使えるからなどという回答をして、そちらの提案を受けることはなかった。こちらは、単に水を配るとか、そうした一時的なものよりも、やはり我々見守られているのだというような心配り。水を配るのではなくて、やはり心を配る。そうしたことによって、この福祉の町で暮らす高齢者たちの心が豊かになっていく、この町で一生を閉じていきたい、そうした安堵感や安心感、こうしたものに包まれていくのではないかと、このように考えております。

30年1月時点では飲料水2,912リットルの備蓄があります。そのうち一部、1.5リットルの384本については、この7月に、ちょうどこの猛暑があった7月に保存期限が切れる。こうしたものを可及的速やかに対応するのは、こうしたものを開いて配付するとか、そうした対応はできると思うのです。当然いきなり数千人いらっしゃる高齢者の宅にコンビニで買い求めてとか、スーパーで買い求めて配付するというだけではなくても、こうしたときのために備えている備蓄品があると思うのです。これは最悪の状態になってから配るのではなくて、気象庁ですら8月中旬まで警戒が必要だというようなことを注意喚起されているわけですから、そうならないうちに防災の一つの考え方として、災害、災いを未然に防ぐ、予防するというような考え方も当然もってしかりだと、このように考えております。

もうどのような天変地異が起こるかわからない。当然、夏は毎年来ます。雪も降ります。雨も降る、今回のような想定していなかったとも言われますが、全域停電になるという災害もある。そうした意識を高めていって、高齢者に心配りをするような体制をとる必要があります。

具体的には役場の担当職員とお話をお伺いする機会がありましたけれども、やる前からその1,000人、2,000人という高齢者の宅を全部訪問することは無理だと、そのような回答が返ってきました。当然、それを本当に1戸1戸訪問して行って、一人一人と面談してというと、本当に莫大な時間を要することになります。でもやり方、まず何とかしてみようという気持ちを持つことが大切です。例えば、広報に折り込みをしてアンケートをとるとか、その中で車は持っているのか、運転に心配はないのか、パソコンやスマートフォンは保有しているのか、操作ができるのか、親族や友人、御近所など日ごろから人づきあいはあるのかとか、体に不安はないのかとか、例えばそうしたようなアンケートをとって、回答がどの程度あるかはわかりませんが、仮に1割でもあればその時点で100名や200名の近況とか現況というものを把握できるのではないですか。こうした情報を把握していかなければ、きめ細やかな対応というものには到底及ぶことはありません。こちらについて、そのアンケート等をまず実施して、それで返答のない方については自治会長や民生委員にも協力を仰いで訪問をするとか、そうしたことをしていく、そうしていくことによって、各種災害が発生したときに、あの人はこういう状態の方だ、こういう災害が起きてしまったけれども大丈夫だろうかという想像力が働いていくのです。そうしたことによって災い、災害を未然に防ぐ、悲しい犠牲者を出すことの防止につながるのです。

お伺いしているところ、緊急通報システムを導入している70世帯とか、介護認定をもらっている方、施設の利用者、こういった方だけに目が向いているのかなど。かつ、その方々に至っても全員のところにはまだそうした連絡体制が整っていない、こちらについては、可及的速やかに取り組む必要がある、このように考えております。具体的提案もさせていただきます。こちらについて、所信をたします。

それで、理解をしやすいということで1番項、2番項と分けるつもりでございましたが、2番項についても引き続きさせていただきます。

9月7日14時からの議員協議会において、この議員協議会というものにおいて執行者、いわゆる役場ですね。役場側から我々議員に対していろいろ御説明などをいただいた、こういった会議でございます。こちらについて、私確認しましたが、住民課長に現在は災害中なのかという確認をとったところ、停電がなくなるまでは災害中という認識を明らかにされました。

そこで9月6日3時8分ごろよりは、全域停電がありましたから災害中であるという前提のもと事実と所信をたします。質問用紙にありますイロハニホヘト、こちらについて、
(イ)の高齢者対応、こちら先ほど1番項の質問でも述べましたが、そもそも当初からできないだろうということで諦められている。(ロ)町民への情報発信、ホームページや同報無線、広報車、こちらというものが機能していない。デマで水がなくなるということで、行列して町内の販売店から水を並んで購入されている町民もいらっしゃる現況です。(ハ)被災状況、停電状況の把握もできていない。役場職員に問診したということで、多分この地域については復旧しているだろうというような、そうしたような現況把握の状態でした。

その上で、町内における現況の確認、例えばですけれども医療や生活必需品等の供給状態、例えばガソリンスタンドがやっているか、お店に弁当は売っているのかですとか、そうしたこと。食料や燃料などです。こちら、防災計画135ページにも明記されています。2、住民組織自治会防災対策本部きちんと育成できているのですかね。今回機能されていなかったと。2カ月に1回くらいは会議をしているからというような回答をいただきましたけれども、全く町がリードをして、こうした防災対策本部を育てるということには、ちょっと程遠いのかなと。（ホ）二次災害の防止。避難所の開設もしていないですよ。なぜ、あの停電が発生した時点で経産省であったりとか、北電であったりなどが今後の見通しが全く立たないというような回答しかされていないのに、なぜ避難所も開設されていないのか。近隣町村、例えば池田とか上士幌などはされていますよね。そうしたことによって二次災害、不幸な事態が起こることを防ぐことができるのではないのでしょうか。当然、何か町にとって都合のいいことであれば近隣の町村もやっているとか、そうした事例を挙げられますから、こうしたいい事例も当然まねて行ってほしい。まねなければいけないのです。

（ヘ）災害対策本部設置の判断、こちらについては町長から119番がつながらなくなったということで、災害対策本部の設置、これを9月7日の18時に行ったと、このように御説明をいただきました。でも、119番がなくなつたのは7日の夕方からですか。だって、9月6日の3時8分ころ全域停電が発生しましたよね。そのときに、家についている固定電話は使えないですよ。全部停電しているのですから。携帯電話の充電のない方はどうするのですか。平時でも上押帯とか美蘭別、あちらは携帯電話がつかない地域があるのですよね。そうした方々の住民、取り残されているのではないですか。119番つかないではないですか。であれば、この災害対策本部の設置が119番、人命にかかわるような事態が想定されるから設置したというと、ちょっと腑に落ちないところがあります。

9月7日の2時から開催されました議員協議会、こちらで大住議員等からも災害対策本部の設置をしないのかと、こうしたような質疑もなされました。そのわずか数時間後、設置されてしまうのです。これですと、誰の目にも議員から指摘を受けたから設置、対応したのではないかと、このように映ってしまうのではないのでしょうか。

そのときには、課長等会議、災害に対する会議を繰り返していたから、こちら災害対策本部のかわりだと、このように御説明もいただいておりますが、そもそも本別町地域防災計画においては、防災会議と災害対策本部は別物だというような記載があります。私はホームページで見て、9月7日、8日に日が変わったころですね。9月8日の1時くらいでしたかね。災害対策本部が設置されたのだと思って役場まで来たのです。そしたら、この計画に書かれている入り口玄関に標識板を設置することなどと書かれているのですけれども、そうしたものは全くない。確かに2階に電気はついていました。住民への周知も足りないと思いますよ。同報無線、広報車、駆使されたと思えません。そもそもこの同報無線が農村地帯にあるからといいますけれども、同報無線も大半の農家は電源をコンセントか

らとって使っているのです。中に非常用の電池、こうしたものが備えられています。議員になりましたこちら無償で町と貸与の契約を結んで借りるのですが、私が借りたもの、使用期限が2001年の電池が入ったままでした。その防災無線を扱っている役場からして、そうした非常用の電池を、もう産業廃棄物ですよね、廃棄物を入れたまま人に貸与する、こうした現況があるではないですか。そうしたこともわかっているはずなのですけれども、防災無線があるから農村地帯は大丈夫ということで広報車は市街地の北地区と南地区、約1時間くらいしか回していないとか、やっぱりどうしても足りない、過不足があるよと、このように私は感じます。

災害とは、生きるか死ぬかですよ。なぜ楽観視できるのですか。町内の多分半分くらいは電気が復旧しているから、この後も復旧するだろうなんて、なぜそういう楽観視ができるのか僕はわからないのです。等の防災体制、ここはそもそもから、ここから見直していかなければいけない。そのそもそもとは何だと。私、冒頭町職員の方が災害発生から1時間にも満たない時間で、複数名の方々が参集していたと。そちらに対して、私は一人の町民として感謝を申し上げたい、このように述べました。でも、この計画を見てみると、地震については震度4以上だと記載があります。非常配備という言葉が使われていますけれども、でも災害発生とあります。別に震度4以上ではなくて、災害が発生したということであれば、この非常配備というものの対象になるのではないのでしょうか。住民課長は停電がなくなるまでは災害中という認識を明らかにされたわけですから、どうしてもこの住民課長の説明とそごが出ているのかなと、私はこのように感じた次第です。

例えばですけれども、先ほど私、災害は生きるか、死ぬかだと述べましたけれども、東日本大震災、こちらにおいては学校の避難誘導、これが悪くて訴訟に至り、結果として14億円にも上る賠償命令が県や市になされているのです。こうしたところも全く生かされていない、このように感じる次第です。私が今述べましたイからトまで自己検証していただきたい、このように考えます。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 梅村議員の3問目のこれでいいのか防災体制、町民7,116名の暮らしと命は守れないという御質問の答弁をさせていただきますが、まず1点目の猛暑時の熱中症に対する注意喚起の件であります。近年は本町におきましても夏は30度を超える日が夏数回ですね、あるというのがもう本当に当たり前のようになってきた気象の状況でありますから、ことしは足寄が35度を超えて、また帯広も大変な暑さ、本町も30度を超えるということですから、そういうような夏になりました。

そこで、御質問にありますようにこの熱中症ですが、熱中症に対する注意喚起はこれは大変重要だというふうに考えておりますから、毎年7月から8月には健康管理センター日より、これだとかまたポスターの掲示などを通じて広く町民に注意を促しているところでありまして、また健康管理センターで実施をしております地域住民に対する健康教育においても、夏の時期は熱中症の予防についての講話を行なっていたり、また地域住民に対す

る健康教育、これらも実施をしながら、また民生委員の皆さんには、児童委員の皆さんには年に1回、担当地区の要援護者の名簿を提供させていただいて、平常時から見回りや声かけをお願いしているところでありまして、さらに在宅福祉ネットワークでそれぞれの自治会が積極的にそれぞれの地域、隣近所のそれぞれの立場の方々に声かけをいただいたり、この支えをいただいているというのが本町の、まさにこの福祉でのまちづくりの大事な支えになっているところでもあります。

本町における65歳以上の方の実態といたしましては、約8割が自分のことは自分でできるという方ではありますが、これには自助、共助による支援が優先であるというふうに考えておりますが、7月末の猛暑の際には、認知症で理解力が低下している方、また過去に脱水症状を起こしたことがある方などの自己管理がうまくできない方々に対して、総合ケアセンター及び地域ケア包括支援センターの職員がことしの夏も7月30日から8月にかけてですが、これも熱中症予防の観点から、家庭訪問や電話連絡を行ないながら、水分補給や室温の確認などを行なって、また注意喚起をしてきたところでもあります。

また、社会福祉協議会、アメニティ本別などの介護サービス事業所におきましても日々のサービス提供時に水分補給などの熱中症予防に向けた注意喚起を行なってきているところでもあります。この間、毎日消防署と連絡を取り合いながら、熱中症の搬送の有無を確認して、結果、この期間中の熱中症に伴う救急搬送はございませんでした。

2点目ではありますが、地震に伴う道内全域の停電時のそれぞれの対応についての御質問ではありますが、まず停電発生直後につきましては、町内全域が停電になったことから、その直後から職員が自らそれぞれ出動していただいて、各それぞれの担当の施設の確認や、また老人ホーム、そしてさらに人の扱うところの部署などなどを含めて、全域で即施設の状況確認を行ないながら、この役場庁舎に集まって課長等会議を開き、必要な対策を講じてきたところでもあります。震度3という地震ではありますが、停電ということの実態を見たときに、職員自ら率先してこれらの緊急対応に備えて、例えば給食センターはいち早く、この給食を確保しなければならないということを含めて発電機の用意だとか、また老人ホームなどを含めては、やはり高齢者の皆さん方、また病院は当然、それぞれ入院患者やそれぞれの症状の皆さん方がその後体調を崩さないように。そしてまた、学校など全て万全の体制を築いてきたところでもあります。

また、停電時の高齢者の対応につきましては、発生当日に停電によるハイリスク者としての在宅酸素を使っている方が11名おりまして、また緊急通報システムを設置している方が61名町内におります。これも医療的ケアの必要者に対しても、1名がありますが、これも訪問と電話確認を行ないながら、2日目にはそれぞれの方に緊急通報システム、また在宅の酸素の使用の方々に加えて、食料調達などの確認が必要な方への訪問と電話による確認を行なってきているところでもあります。

通信手段が遮断されてからは、停電継続中の在宅酸素使用者4名への訪問を行ない、体調確認を行なってきまして、在宅酸素の残量を含めて確認して、もし在宅酸素が不足の場

合は直接国保病院に入院をしていただいて、万全な治療体制をとるなどなどを含めて、それぞれの要請も行なってきたところですが、利用者のほうからは少しでも在宅で過ごしたいというような要望がありながら、それぞれ安否の確認を含めて、その確認をしてきたところでもあります。

また、町民への情報発信につきましては、防災行政無線と町のホームページを使いながら、防災行政無線では町内19カ所の屋外の拡声器と個別受信機による情報提供を行なってきておりまして、さらにまた広報車の活用もさせていただいたところでもあります。最初の9月6日の午前7時10分に放送いたしました、北海道のほぼ全域が停電となった。また復旧のめどがたっていないこと。小中学校の臨時休校のお知らせから、9月8日午後5時16分まで、3日間にわたり16回の情報を発信してきたところです。

また、7日夕方には、NTTの通信設備の予備電源が不足したことによりまして、固定電話や携帯電話がほとんど使用できない状況になりまして、また緊急用の119番通報がつながりづらい、そのような状況になったところ、これにはやはり人命に影響を与える恐れがあるという判断の中から、この時点で課長等会議から対策会議から、7日の午後6時に対策本部を設置をして、7時30分から10時30分まで、これもいずれも2名体制で自治会長及び民生委員の皆さんや児童員の皆さんへの事情説明と協力をお願いに回ったところでもあります。また、同報無線からも午後7時5分、午後7時25分、午後9時5分の3回のお知らせを行ないながら対応してまいりました。

さらに、夜間の緊急対応、また関係機関との連絡や情報収集などの対応につきましては、総務課と住民課の職員をそれぞれ配置をしながら対応したところでもあります。

今回の地震による直接的な被害の報告は受けておりませんが、地震とほぼ同時に発生いたしました停電による被害状況につきましては、酪農家が搾乳できないため乳牛の体調に被害が出ており、明治工場の受け入れ体制が取れないため生乳の出荷が停止したこと、さらに飲食店や食料品店などは冷蔵、冷凍食品を廃棄したなども報告をいただいているところでもあります。

住民組織の活用につきましては、まず自分の命は自分で守るという自助が基本となりますが、自分の身の安全を確保した上で、周りに目を向ける共助へと移り、そして公助は、主に災害発生後の被害者救済の復旧や復興対応に当たっているところでもあります。行政が全て被災者を迅速に支援するのは難しいわけですから、地域住民の皆さんが避難行動や避難所運営を行うことが重要になってきたところでもあります。おかげさまで自治会や在宅支援ネットワーク含めて、迅速に対応いただいたことにも改めて敬意を表したいというふうに思います。

さらに、誰もが自発的に自分の備えを始めるガイドの周知とあわせて、今後も自治会長や民生委員、児童委員などと連携を図りながら、防災体制の強化と自主防災組織率の向上に務めてまいりたいと思います。

また、二次災害防止につきましては、冬期間に発生した場合の避難所の開設など、関係

機関との連携をしっかりと図りながら、防災対策を見直してまいりたいと考えております。

防災体制と防災意識の再構築の質問であります。災害対策本部設置の基準につきましては、災害対策基本法第23条の2の第1項の規定に基づいて、本別町の防災会議が策定しております地域防災計画において定めているところであります。この設置基準につきましては、一つには暴風、暴風雪、大雨、大雪もしくは洪水警報または土砂災害警戒情報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生、または発生する恐れがあるとき。二つ目には主要河川について氾濫注意水位に達し、または達する恐れがあるとき。三つ目には大規模な火災、爆発などが発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。四つ目には町民生活に重大な影響を及ぼす災害が発生し、または発生する恐れがあるときのいずれかに該当する場合で、町長が必要と認めるとき、災害対策本部を設置することということになっております。

今回の停電災害を教訓といたしまして、災害対策本部や設置の基準、また職員の役割など、初めて経験する大規模停電を教訓として、それぞれ地域防災計画や防災マニュアルにさらに盛り込みながら、今まで経験したことのないことが起き得る、このことにも十分に対応できるように、それぞれ今回の至らなかった部分、特に野外拡声器は余り聞こえなかった部分。そして、さらに広報車の活用がいかに必要なのかということも、さらにマイク、アンプのつけ方も含めて、しっかり対応していかなければならないということも反省としました。さらに、この救急の通報ができないということを含めて、各消防、諸分遣所にこの本部からの指令の言葉といいながらも、それぞれ緊急の人は駆け込みをしてくださいというような言葉を使って言ったということについては、非常にこれも対策本部でも議論になったところですが、逆にこのことで注意喚起を促せる場ということで、あえてこういうことになりましたけれども、やっぱりそういうような町民の皆さんに上から目線のような、そういうような言葉使いも含めて、この災害の中でいろいろと学んだ点も多くありました。これらも含めて、今後の防災計画でしっかりと取り入れながら、不測の事態に備えてこの防災計画をつくってまいりたいというふうに考えています。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 今回のことをしっかり検証して、真摯に取り組んでください。

以上で3番目のこれでいいのか防災体制、町民7,116名の暮らしと命は守れないを閉じさせていただきます。

引き続き、4番目町長室を移動し、信頼回復と安心を。平成30年6月第2回定例会一般質問における元職員が起こした不祥事以来、町長と町民の気持ちに乖離があるといった趣旨の問いに、信頼回復となったとは考えていないと、このように町長は答弁していらっしゃいますが、いまだ6月からこの9月まで3カ月もたちましたけれども、信頼回復に向けた具体的取り組みや姿勢がもたれているのかどうか、そちらがはっきりと見えません。何となくですけれども、私の主観かもしれませんが、ただただ時間の経過のみをもって終

息をはかっているやに、このように感じる次第です。

そこですよ、町長。せっかくお金がかからないで、いい案が僕浮かんだのです。町長室、2階の奥にありますけれども、1階の子ども未来課の位置に移したら、庁舎を訪れる町民から視認性もとてもよくて、お金もかからないのです。町長が元気に頑張っている姿が町民に映れば、やっぱり安心感につながると思うのです。町政に根を下ろしているのだと、このような姿勢を町民に見せる。僕は必要だと思います。古いお話しですが、長野県の田中知事がガラス張りの執務室をつくりました。当然賛否はあると思いますが、何か町政始まって以来の、町史始まって以来の不祥事が起きたわけですから、町史始まって以来のそういう取り組みをして、具体的行動に移していく。こうした姿勢が必要だと思います。

僕は町長がこうして町のリーダーとしてあり続けるのであれば、やっぱり何か具体的な行動に移していただきたい、僕はこのように思います。何か町長が町のため、町民のためにやるのだというような旗振りをしていただければ、私は当然のことながらできる限りの尽力をさせていただきたい、このような所存であります。

ただ、そうした姿勢が全く見えないのであれば、それはやはりきちんと御自身の進退についても考えられたらいかかなと、私はこのように考えます。

ただ、私としては、ただやめろとかそういうような、そんな無体なことを言うつもりは全くないのです。やっぱりやってほしい、僕はこうした強い願いを持っています。町長は十勝町村会の会長として、町民報告会においても町長もそういった役を全部職を辞して、町政に専念したらどうかと、こういった投げかけ、出席の町民からされました。それについて、やめる、やめないについての御答弁はされていなかったと、私はこのように記憶しておりますけれども、当然そのときは町長はそうしたところによって、情報を収集することができるのです、このような御答弁をされてきました。僕は当然、そのとおりだと思います。ですから、その役職において得た情報を町のために十二分に生かすような取り組みをしていただきたい。具体的な取り組みをしていただきたい。そうしましたら、私も議員であり、一人の町民として全力をあげて尽力したい、このように考えております。

町長室を2階の奥、こちらから1階の子ども未来課、視認性のいい場所に移しませんか。もし引っ越しされるのであれば、私お手伝いいたしますよ。御答弁お願いいたします。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） ありがたい提案をいただいたみたいですが、町長室を移動して信頼回復と安心をの答弁をさせていただきます。

梅村議員はやっていない、やっていないとばかり言うのだけれども、決してやっていないわけではありませんからね。よく、今までの経過も含めて、またいろいろまだこれからもいろいろお話しのお機会は多いと思いますから、ぜひ御理解いただければと思っています。

もちろん、こんな不祥事を起こしたということは、もう大変な、本当に町民に対する信

頼を失うとか、大変な思いをさせたわけですから、本別の歴史に大変な汚点を残したということでは本当に心からおわびを申し上げながら、本当に1日も早く、この信頼回復ということで努めていかなければならないというふうに決意をさせていただきました。

この信頼回復に向けての取り組みとありますけれども、やはりこれは元職員と言いつても、これだけの罪を犯したということの重大さを受けとめて、まず職員の皆さんと公務員倫理に関する条例等の整備を行ないながら、町税等の現金取り扱いに関するマニュアルの整備をして、さらに職員に対する倫理や法令遵守、まさにコンプライアンスの研修を開催をしながら、公務員倫理だとか服務規程の徹底など、要するに二度と本件のような重大事件を起こさないことはもちろんであります。職員一人一人が改善の意識を持ちながら、日々の業務を通じて役場に対する信頼回復に努めているところでもあります。

また、私も先頭に立ちながら、これを徹底して遂行していくことが与えられた使命でありますので、その職責を果たすために全力で取り組んでいるところであります。

また、提案をいただいている町長室の移動であります。現在の庁舎の1階につきましては、町民の利用頻度の多い窓口部門を配置をして利便性の向上を図りながら、現在の庁舎においては町長室を1階にするということについては、梅村議員は今、お金のかからないいい提案だと言ってくれましたけれども、これを本当にやるとしたら大変な財源も必要になってくるのかなと思いつつながら、機能的にも、また物理的にも、それはやっぱり現状の庁舎の構造では、やはりそれは本当に難しい限りだというふうに思っているのですよね。

さらに、今の役場の庁舎がこのようになったというのは、もともとは例えば1階のフロアもそうですが、真ん中が通路で、両側がそれぞれ執務するところだったので、それぞれ各課の間にスチールロッカー、大きいのがあって、全く隣も見えないような状況でありましたけれども、これは情報公開の文書管理を含めて、ファイリングシステムを導入して、今の体制をとったのです。それまでは、例えば農林課が地下の旧食堂、役場の昔食堂があったのですけれども、そこにいて地下で対応したとか、また農業委員会などを含めては、NTTを借りながら第2庁舎としてやったとか、それぞれ役場の中だけで完結できないというような、そういう事務スペースでありました。

それらも町民の皆さんの利便性を含めて、ファイリングシステムを導入して情報管理ができるようになって、そしてそのときにこれだけのスペースができて、ワンストップでも座ってカウンターができるようになった。それで、この新しくできた子ども未来課もそこで仕事ができますし、農林課も地下から1階に上がってきた。また、農業委員会もそれぞれ外部から来た。それぞれ多くの歴史や、また編成をたどりながら今の役場庁舎の体制というのができているということも含めて、やっぱりなしてきたということでもあります。ただ町長の机だけを置いておけばできるということであれば簡単かもしれませんが、それに伴って総務課から含めて、それぞれその役場の機能、そしてさらにまたそれに対するいろいろなこの物理的な条件が変わってくるわけですから、それに対しては多大な経費もかかってくるということも含めて、御質問のありましたように、元気な姿を町民の前に

もっと見せろということは、それは私もしっかりと胸にとめながら、全力を尽くして町民の皆さんと直接、信頼回復も含めていただけるようなまちづくりに全力を尽くしたいなと思っています。

ぜひ、そういう意味では大変なことは大変なこととして総括をしながら、反省しながらこれからも全力を尽くしていきますので、まずはぜひ梅村議員もそういう意味ではこの提案もありがたく私も受けとめますし、またいろいろな面で応援をいただいて、町民の皆さんと議会と町も一体となって、まちづくりできればなど、そういうような環境のために、また町民の皆さんから見ていただけるような、地域のためにまた御協力、御支援をいただければと思うわけです。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君に申し上げます。この質問が時間制限上、最後となりますのでよろしくをお願いします。

梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） はい、わかりました。

時間の関係がありますから、町長から今やっていない、やっていないということばかり言うけれども、そんなことはないよというような御答弁をいただきました。

では最後に一つ。直近で構わないです。信頼回復に向けたり、まちづくり、こうしたことに向けて、俺はこんなことをやったぞ、こんな取り組みをしてこんな結果を残したぞ、直近のものでお一つで結構です。具体的な事例お示してください。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 具体的にあれをやった、これをやったということではありません。まちづくりのその政策の中で、本当にしっかりと次の世代に、執行方針でも申し上げているようにこの豊かな本別の大地を、次の世代に元気よくつないでいくためのまちづくりを今、全力で町民の皆さんと一緒に協働のまちづくりを進めていく、そのことが私どもに課せられた使命だと思っておりますので、ぜひそのことも御理解いただいて、また御支援、御協力もいただければと思います。

以上であります。

○3番（梅村智秀君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、私通告いたしました4問について、一般質問を閉じさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋利勝君） 1番、水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 議長のお許しができましたので、通告しました1問について質問いたします。

これからの子ども未来課と教育委員会の連携について。子ども未来課が新設され5年目がたち、昨年4月には、幼稚園保育所連携型認定こども園ほんべつが開園しました。これまでの認定こども園と小学校、保育所と小学校の連携の取り組みと児童館、学童と教育委

員会との連携について伺います。

一つ目は、町政執行方針では、認定こども園は、学校法人釧路カトリック学園の運営のもと、順調に就学前教育、保育を行なっていると伺っていますが、北海道教育委員会と北海道が6月に公表した北海道幼児教育振興基本方針素案で、幼稚園と保育所で質の高い幼児教育を実施していくことや、こども園と小学校、保育所と小学校の連携の強化を強調しています。子どもたちが小学校になじめない状態をなくすためだと認識しています。

そこで、これまでの幼小連携、接続について、具体的な交流やこれからの考え方を伺います。

二つ目は、子どもたちが安心して遊べる居場所の一つである児童館、北地区交流センター、共働き、ひとり親家庭等の毎日利用する生活の場である学童保育では、毎週土曜日、長期休みに工夫を凝らした行事を企画していると認識しています。教育委員会でも子どもたちの体験学習に力を入れ、土曜日、長期休みに行事を企画していることが多いと認識しています。子どもたちが減少している中、連携をとり、行事を把握してともに参加出来る行事計画が必要であると思います。

これからの方向性を伺います。

○議長（高橋利勝君） 答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 水谷議員のこれからの子ども未来課と教育委員会の連携についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、北海道の幼児教育振興基本法素案ですが、道民へのパブリックコメントが終了いたしました。現在、北海道と北海道教育委員会におきまして、基本方針の案を作成中であり、水谷議員御質問のとおり、施策の項目として質の高い幼児教育の実施や幼保小学校の連携の強化を掲げているところであります。

まず1点目ですが、これまでの幼保小連携、接続について、具体的な交流やこれからの考え方についての答弁をさせていただきます。

町内には、釧路カトリック学園が運営いたします幼保連携型認定こども園と、本別町が運営します勇足へき地保育所、仙美里へき地保育所、計3カ所の就学前教育保育施設があります。それぞれ法律の規定に基づき、こども園教育、保育要領や保育所保育指針に沿って、就学前教育、保育施設と小学校との円滑な接続を図るよう努めているところであります。

具体的には小学校の教職員によりますこども園、へき地保育所への訪問をいただき、これは年に2回ですが訪問をいただきながら、小学校児童会が開催をする子どもまつりなどへの招待、これも年2回。1年生と年長児の合同給食、年2回。1日体験入学は年に1回。勇足、仙美里小学校におきましては、学校主催の運動会に保育所の児童も参加させていただきながら、地域ぐるみの運動会を開催をいただいているところであります。

さらに、年長児が小学校へ入学する際の引き継ぎにつきましては、児童が小学校の生活を円滑に過ごせるように、指導要録を活用して引き継ぎを行なっているところであります。

作成中の北海道幼児教育振興基本法素案であります。新たに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を掲げていますことから、今後は就学前の教育、保育施設の保育教諭、保育士と小学校の教職員との意見交換や合同の研修会、また研究会と研修会を開催を計画しているところであります。

また、教育及び保育の参観などを通じて、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、これをテーマに意見交換を行うなど、さらに就学前の教育、保育施設と小学校との円滑な接続を図ってまいりたいと思います。

次に2点目であります。児童館、学童保育所と教育委員会行事の連携についての答弁とさせていただきます。これは、本当に大事なことでありまして、せっかくの行事がバッティングすると、お互いに参加できないということでもありますので、これは本当に御質問にありますように、本当に庁内の連携をとりながら対応していきたいと思っています。

まず、児童福祉法に規定する児童厚生施設として2館の児童館。同じく児童福祉法に規定します放課後の児童健全育成事業として、3カ所の学童保育所。さらに、児童館と同様な施設として、北地区の交流センターがあります。児童館は日曜日、祭日を除く毎日、児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通じて児童の健康を増進して情操を豊かにすることを目的に開館をしているところであります。

学童保育所は、放課後、土曜日及び長期休業期間の毎日、保護者が労働などにより放課後家庭にいない小学生に対して、適切な遊びの場や生活の場を提供し、児童の健全なる育成を図ることを目的に運営しております。

また、教育委員会が所管いたしております社会教育施設、図書館、資料館、体育館、公民館においても、それぞれ開催目的を掲げながら、各種事業や体験学習を行なっているところ です。

加えて、スポーツ少年団活動や習い事に参加する児童も多数いるのが現状でありまして、議員御質問のとおり人口減少社会、とりわけ少子化が進む今日で、平成19年度末の町内の小学校児童数、19年ということですが小学校児童数が414人いました。今、平成29年ですけれども、この10年後の平成29年度末の町内の小学校の児童数が265人になりました。この10年間で149人の減、35パーセントの減少となったところでありまして、所管する各施設が連携行事を把握しながらともに参加できる体制を整備することは、まさに重要なことであるというふうに思っています。

今後も各施設において、開催日時を調整しながら、さらに合同の開催や事業の統合を図りながら、それぞれ進めていきたいなと思っています。いずれにいたしましても、子どもたちの育ちには多くの経験が欠かすことはできません。子どもたちが健やかに成長できるように、各種機関が連携をして学びをさせる体験の場を提供してまいりたいと思っています。

以上、申し上げます。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 交流については年2回の交流を行なっているなど、スムーズに進んでいるかと思われます。

ただ、今現在幼少連携、接続については、スムーズに小学校生活を始めるために、スタートカリキュラムというものが組まれているところがあります。小学校がつくる時間割、これを工夫して子どもが遊びや生活から学び、幼稚園の要素を取り入れたり、教科書の横断的にしたりして、座学中心の小学校に自然な形でなじめるような工夫がされているものと思われます。

本別町ではこのようなことは行われているのかお聞きします。

○議長（高橋利勝君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 私のほうから、学校のほうではありません。こども園サイドのほうの連携に向けた今の質問に答えたいと思います。

こども園では、議員、行ったかと思うのですけれども、年長さんの机、教室がグループの机ではなくて、一人一人の独立した机になっております。今まではグループの机で4人がけの机になっているのですけれども、年長になって次、小学校に上がっていく。そのときに前を向いて、45分間の授業になじめるように。前のほうを向いて、学校ではないので黒板はないのですけれども、白いホワイトボードの中で、先生が前に立って、子どもたちが前を向いて、足の裏を地面にしっかりつけて、そういうことを学びながらこども園をつくっております。こども園サイドではそのような形で、スムーズに45分の授業を子どもたちが前を向いて、先生のお話を聞けるようなシステムはつくっております。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君。

○1番（水谷令子君） こども園での取り組みは今の状態でわかりました。

小学校のほうではどのような時間割の工夫など行われているのかお聞きします。

○議長（高橋利勝君） 答弁、佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君） 水谷議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の保育所、それから幼稚園の部分に関しましては、今大橋課長が答弁したとおりでございます。

では、小学校ではどのような形、要は幼保から小学校への持続的なつながりという部分に関しましては、まず1点目が小学校にスムーズに入学していただいて、即授業に入っていけるような形を考えてございまして、まず1点目が先ほど町長も答弁いたしました1日入学を体験をしていただいております。その以前に、給食を含めて、小学校で給食をとっていただいて、そしてその後、5校時目等を利用して最年長児さんを小学校に招き入れをしながら、1時間程度交流をしていただくということもしてございまして、要はともに連携した取り組みということで、これら運動会等もそうでございますけれども、勇足、仙美里におきましても運動会には必ず保育所と小学校が合同でやるということもありまして、そういう機会を多く持ちながらスムーズに小学校に入学していただくということで、私ど

もは考え、実施してございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 私の申しましたスタートカリキュラムは現在、具体的に交流が進んでいるのは1割ほどだと伺っております。しかし、このことは本当に必要なことで、歌を歌ったり、体を使ったり、幼児教育施設での体験的な内容を多く盛り込んで、少しずつ座学の学習に慣れさせていく、これが今、小学校の最初の授業に求められているものではないかと思えます。

また、そのスタートカリキュラムは毎年度、内容をやはり検討し改善していく必要もあると思っております。それはやはり幼稚園、保育所側と小学校側の先生が、やはり一緒に交流を持ち、意見を交わす。このことが大事ではないかと思っております。それによって小学校になじめない状態をなくす小1プロブレムというものがなくなるものではないかと思っております。

そのことをお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋利勝君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君） 小学校に入学する場合におきましては、先ほど申し上げましたが各へき地保育所なり、それから認定こども園のお子さん、それぞれが違うところから学校に入学してきますので、私どもは先ほど言われました小1プロブレム、ありますけれども、この部分につきましては従前から交流を多くやっておりますので、本別町におきましては、そのような事例は今までもございませんでしたし、また今後もないようにいろいろな交流事業を実施していきたいと思っております。

ちなみに、幼児教育が目指す方向性ということでございますので、この部分につきましては要は幼稚園につきましては幼稚園教育要領、それから保育所につきましては保育所保育指針等がございます。本町の場合につきましては、首長が策定しております、教育委員会ももちろんかかわっておりますけれども、本別町総合教育大綱というものをつくっております。この策定の中に、その小学校に入る就学前からの部分につきましても、きちんと整理をさせていただいて、こういう幼稚園から小学校へのつなぎにつきましては、こういうことを進めていきますよということを盛り込んでおりますので、それに沿った形で今後も進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 再度お伺いします。

幼稚園、小学校側の先生からのお話しなのですが、やはり年長児のことを把握しきれないところがあるという意見を伺っています。幼児教育施設を今以上に知り、お互いに理解を深めることが大切だと思っております。再度お伺いします。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 子どもの学びは本当に大事なことだというふうに思っていますし、水谷議員の御指摘、御質問のとおりだというふうに思っていますが、私ども認定こども園も設置をさせていただいた一つには、今御質問にありましたように子どもたちの学びはもちろんです、今まで体験できなかったような、そういう教育だとか、遊びの中でそういう教育を取り入れたり、また生活習慣を取り入れたり、しつけを取り入れたりして成長してほしいなということを思っていました。

ですから、特に今、小学校から英語教育だとか、だんだん国際的になっていくわけでありますから、私どもみたいにいきなり中学校へ行なって教えられてもなかなか身につかないということではなくて、ふだんから、小さいときからそういうのを親しめるような環境があれば、本当にスムーズにいろいろな場所でも学んでいける、それは英語のみならず、大きな学び全体がそうなるのだと思います。そういう意味では、幼保小中高一貫教育的な、やっぱり本町の教育の一元化というか、あり方をやっぱり求めていく姿というのは大事ではないかなと思います。

特に、子どもたちによっては多動性なども含めて、私も小学校にちょこちょこ行きますけれども、1クラスになった小学校はちょっと大変なのですね。一人二人いれば2クラスになるという、また40人以下、もちろん35人でなるのですけれども、そこでうまくいけばいいのですけれども、そこでいうと先生も2人いるのですけれども、それでも大変なのですね。ですから、そういうことを含めて、先ほど課長からも答弁がありましたように、年長になると前を向いて、しっかり地に足をつけて45分座ってられる、そういう子どもの姿というのはもちろん大事です、その中から集中力を高めて教育するのも大事ですよ。だから、そういうようなことを含めて、本当にやっぱりこの保育園、幼保を含めて、ここで育ってよかった。小学校へ行なってまたよかった。中学校へ行なってまた成長した、そうやって、それがまた高校に結びつくと。こういうことで、それぞれ成長過程において大事な学びができるという、またそういう先ほど言いましたしつけから文化を学ぶ、この環境というのは大事だというふうに思っています。

ぜひ、そういう面では御質問にありますように、先生同士の連携というのは本当に大事なことだというふうに思いますから、小学校は小学校、中学校は中学校、幼保は幼保ではなくて、やっぱりそこがしっかりつながることによって、一貫した子どもの成長が望まれるわけですから、そのことを大事にしていきたいなと思いますから、ぜひ私どもで届かない、至らないところはたくさんあるかもしれませんので、また議員のいろいろな見識の中での御指導もいただいて、子どもたち本当に豊かに育てるような環境をつくっていきなさいと思いますのでよろしくお願ひしたいなと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 質の高い幼児教育を実施していくことも挙げていますが、幼児教育の施設職員の資質向上や家庭や地域での教育、保育充実などにも触れています。十勝管

内では、道教委が幼児教育相談員派遣事業というものを行なって、幼児教育に関する各分野の専門家が幼稚園、保育所、認定保育所に出向く園内研修のお手伝いをしていますが、そのようなものをやれるかどうか伺います。

○議長（高橋利勝君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 水谷議員の質問に私のほうからお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、北海道教育委員会が行なっております幼児教育の専門職を幼児教育施設に派遣する事業はございます。十勝振興局のほうから子ども未来課のほうにメールが来ますので、その都度こども園のほうにメールを送信しています。29年、30年は実施をしておりませんが、当然こども園のほうではその内容を知っておりますので、積極的に使うよう呼びかけていきたいと思っております。

また、議員おっしゃるとおり幼児教育振興基本方針案の中では、ゼロ歳から小学校就学前までの全ての幼児期に対する教育が大事だと訴えております。あわせて、幼児期が終わるまでに育ててほしい姿というのを北海道が定めていますので、本別町におきましてもそれを参考に5歳児、年長を卒園するまでに、前に向いてちゃんと座っていられるような児童も教育をしていくのが大切だと考えております。

あわせて、幼児教育施設と小学校の一層の接続、連携は重要なことだと考えておりますので、学校法人釧路カトリック学園のこども園のほうには、私たちは監査をする権利もございませし、指導する権利もございませ。一緒になって、子どもたちを育てていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 相談員派遣事業では、講師の派遣にかかる経費は道教委が負担し、1日日程のほか、半日日程など各位への御要望にお応えしますとあります。ぜひ利用していただきたいと思っております。

また、認定こども園、保育所は子どもと保護者が初めて接する集団生活の場です。また、社会の一員となる第一歩だと思っております。子どもは町の宝、社会の宝です。地域で育てる意識をもっていくことが必要だと思います。幼児期に子ども同士で十分に遊び、遊びの中で友達ができ、こんなに楽しいことができた喜び、こんなに悲しいことがあったけれども慰められたという感情を分かち合い、日々の学習や生活の中で体験することが共感性を育てる、コミュニケーション能力をつくると思っております。その中には、そんな体験ができる環境をこども園、保育所、学校、地域、そして家庭のそれぞれの場で子どもたちには必ず用意してやりたいものだと思います。大人が親しみをもって交流し合うことで、子どもの感受性が豊かに育つと思っております。そういう場であってほしいと思っておりますが、もう一度伺います、いかがでしょうか。

○議長（高橋利勝君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 議員おっしゃるとおり、町長が26年に子ども未来課

をつくって、子どもに係る施策を子ども未来課でやれという指示がありました。その中で、市街地にありました中央保育所、南保育所、カトリック幼稚園を一つにして今、18年からできましたこども園法に基づいたこども園を設置をしてきております。29年4月からつくってきています。

議員おっしゃるとおり、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を使う重要なものだと考えております。こども園をつくるときの町長の指示の中にも、そういうものがございました。私たち子ども未来課と教育委員会が連携し、健やかな子どもたちの成長を見守っていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 二つ目にありました連携をとり、行事を把握してともに参加できる行事計画が必要であるというところで、具体的な策がありませんでしたが、教育委員会では社会教育で本別学4回の活動。また、学びフェスタ、あかげら少年団も年4回。義経フェスティバル、少年少女体育大会、あかげら少年団ではキャンプ、水上レクなど、学校ではできない行事を多く行なっています。また、図書館では図書館こどもまつり、クリスマス交流会、資料館でのイベントへの参加など、これだけ盛りだくさんあります。ぜひ、一つ参加できる行事計画を立てていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高橋利勝君） 阿部社会教育課長。

○社会教育課長（阿部秀幸君） 今の議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、議員お話しのとおり、社会教育、社会体育施設をそれぞれ利用した各種事業をおおむね年間30回くらい実際に行なっております。一応、今行事の把握のお話しもございましたが、一応スポーツ少年団の大会であったり、各種イベントを含めながら、年間行事の実際に調整に当たっているところでございます。最初にもお話しがあったとおり、子どもの全体数が少ないということで、実際に各種少年団等の加入率も本別は子どもの割には高いということで、実際に83パーセントほどが全体で少年団に加入をされているということもございまして、実際に把握できる日程を避けても、どうしても重なると。そういうことも踏まえた上で進めておりますけれども、実際に議員も御承知のとおり、参加される子どもたちもだんだん固定化されつつあるというのが現状としてあるのも事実でございます。一応、事業の参加集約の方法であったり、事業の内容も検討工夫しながら現在も進めてきているところでございますけれども、実際にはなかなか参加する人数が伸びず、多くなったり少なくなったりしていると、思うようにいっていないのが現状であります。

各種機関がそれぞれ今後は連携をしながら、実際に施設での開催日程の調整はもちろんとは考えています。そのために事業の見直しも絶対的に必要であると考えておりますし、合同開催など、今後事業の集約も図りつつ、子どもたちが健やかに成長できるような学びの体験の場ということで、例えば物をつくったり、自然に触れあったり、先ほど本別学のお話しもされておりましたが、異年齢の仲間との対話、交流を含めながら、そういう体験

の場を提供してまいりたいというふうに考えておりますし、またさらにその活動がその後、子どもたちの生きる力につながっていくような育成ができれば、参加意欲にもつながるのではないかと考えておりますので、今後とも御理解と御協力と御支援をお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 本当に子どもが少なくなっています。まず、子ども同士で十分に遊ぶことが必要だと思います。より多くの子どもたちが交流できる場をぜひ企画していただきたい、そう思っております。

再度お伺いします。

○議長（高橋利勝君） 阿部社会教育課長。

○社会教育課長（阿部秀幸君） 議員おっしゃるとおり、再度子ども未来課も含め、それぞれ連携をとりながら、密な連携の中でできるだけそういう交流ができるような事業計画を立ててまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 次に、児童館、学童保育についてお伺いします。

○議長（高橋利勝君） 水谷令子君、お待ちください。

暫時休憩をします。

午後3時49分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水谷令子君。

○1番（水谷令子君） 再度お聞きします。子どもたちの少ない中、子どもたちにこういう活動をしていますということを小学校にお知らせするために、スポーツ推進員のほうでもお話しは出ていたのですけれども、OCTVが録画を撮っていると思います。それを小学校の中で上映して、活用してはいかがでしょうか。伺います。

○議長（高橋利勝君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君） 今の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、メディアを使っていろいろな活動を紹介し、それが元となっていていろいろな波及効果があることは事実でございます。ただ、OCTVを録画して、それを学校で放映するとなりますと、放映権等いろいろございますので、その辺の規制もございますから、この場でそれを放映するというを私としては言えませんので、今後そういう各種メディアを通したそういう活用も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（水谷令子君） 以上で終わります。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩をいたします。

午後3時51分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、議場が大変暑くなつてまいりました。皆さんの熱意だと思つては、上着を脱いで構いませんので、よろしくお願ひします。

それでは、一般質問を続けます。

10番、阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 議長のお許しをいただいたので、3問の質問を行ないたいと思ひます。

まず1問目、ふるさと納税、活用明示でより身近にということに伺つていきたいと思ひます。

個性あるふるさとづくり寄付金、いわゆるふるさと納税は大きな前進をしてきていて思ひます。まちづくり事業にふるさと納税の使用目的を明示したほうが、寄付者の気持ちにさらに答えるのでは、との意見もいただいたことがあります。それらについて見解を伺つていきたいと思ひます。

本町のふるさと納税の取り組みは、インターネットの情報発信を取り入れたことなどから、大きく前進してきたと思ひます。概要を申し上げれば、スタート時点は平成18年度50件の寄付者で552万円、これでスタートしました。ただ、ここから何年間かは10件から24件ということで、それなりの金額でした。返礼品をつけようということ提案をし、それが平成26年度からだったと思ひますが、いきなり363件ということで、金額的には646万円。1万円の寄付者が多かったというふうにかこのとき聞いております。そして、平成28年には、返礼品の品目を組み合わせも含めてふやしたということで、3,240件、寄付額が3,731万円となりました。昨年の平成29年度では3,247件、7,561万円と、当初から見ると非常に大きな前進があったというふうにか思ひます。

当初、返礼品をつけようという提案をしたときに、ふるさとづくり応援団をつくるのだと、物売りではないよという話を私もしましたし、理事者のほうもそういう受けとめで進めたというふうにか思つております。

本町のふるさと納税の取り組みでは、いわゆる町長の考える事業、町長にお任せというコースも含めて、大きな分野ごとの事業で寄付者の意向を聞くという方法をとつていてというふうにか思つております。福祉でまちづくり推進事業から始まって、6番目に町長が定める必要と認める事業ということで6項目、中には平和の問題とか農業の事業なども入つております。

ほかの町の例では、ふるさと納税の寄付金の使い道を、事業を今言つた6項目をさらに細かくして、例えば図書館に児童書コーナーをつくるのかお願いしますというようなこととか、私がテレビ報道で見たのは根室市だったのか思つては、市の有名な道路を

整備するのに、そのための寄付をお願いしますというような趣旨にすると、金額的には伸びたそうです。

それで、先般7月23日に事業者の会議というのをやったそうで。その資料をちらっと見ましたけれども、その中でも使い道を明らかにすることが、寄付者に張りあいというか、自分の寄付が本別町のこれに役立ったということが一つのやっぱりふるさと応援団としてはうれしいことだというふうに思うのですよ。ですから、なかなかその事業を特定するというのはなかなか難しいとは思っておりますけれども、毎回でなくてもいいのですが、先ほど申し上げた例で言えば、図書館の本をこういう形の整備をしたいというようなことがもし計画として挙げたならば、それは金額にももちろんよりますし、そのときの寄付額にももちろんよるのですけれども、今までも寄付を事業に充当してきていますよね、各分野で。そういうことで、さらにもう一步、細かい中身でこういうふうに使っていきたいと思っておりますということと一緒に募集、知らせていくといいのではないかなというふうに思うのですけれども、そういうふうにも思いながらも最近、2週間ほど前ですか。総務大臣が3割を超えるような寄付のところには、いわゆるこのふるさと納税の税制特例を外すというようなおふれを出すやの報道がありまして、本町はいずれにしても返礼品そのものは3割以内をしているというようなことをずっと言ってきたのですけれども、私からすると総務大臣がはしごを外したように、私は思っているのですよね。ふるさと納税はそれぞれの地域が取り組んでいろいろ工夫して進めてきたというふうに理解しているものですから、そういうのは少し総務大臣の考えがどうなのかなと思いつつも、テレビの報道ですから特例というか、ちょっと趣旨から外れたような返礼品の例を一生懸命紹介していました。その町の特産品でない物を返礼品にしているとか、中にはその町の出身者がつくった物だから返礼品にするというようなことをやっているものですから、ああこれではさすがに総務大臣もこれだと思うこともあるのだろうなというふうには思ったのですけれども、いずれにしても質問の問いの①ですが、報道された国の意向に対して、本町の対応としてはどのように考えているのか。今までと変わらないなら変わらないでもいいのですけれども、その辺についてまず最初に伺います。

二つ目に、先ほど来申し上げたとおり、今後まちづくりに関する事業名を明示して、ふるさと納税事業を進めるのは、ふるさと応援団づくりにも有効だというふうに考えておりますので、これについての見解を伺います。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 阿保議員のふるさと納税活用明示で身近にの質問の答弁をさせていただきます。

このふるさと納税の活用、本当に阿保議員の御質問、御提案をいただいてから本当に大きく前進をしてきています。ここに来て今、御質問にありましたように総務大臣から3割以上を超えるというのは、かねてから警鐘はならしてはいましたけれども、具体的に品名まで言うて対応をするということになりました。中には外国の商品を直接返礼品に使うなど

という画期的なことをやっているなというところもありましたけれども、それらを含めて相当実績を挙げているところと、反面納税額がマイナスになっている自治体もあって、これそのものというのはやっぱり問われるときに来ているのだろうなというふうに思っています。

私どもも、これが始まる時はなかなかスムーズに賛同してやったわけではなくて、もともと本別のまちづくりに、四つの目標に寄付をいただくということで、実施をしていましたから、返礼品をつけるということ自体、非常にこだわりもあったのですが、この個性あるふるさと寄付条例に基づいて26年から特産品による返礼品の提供を行ってきたところ、やっぱりこのような状況になってきたということで、本当に逆に少しずつその道筋が現れているかなと思っています。

まず1点目の御質問でありますけれども、総務省からの返礼品の調達額を寄付の3割以下とするということではありますが、二つ目には返礼品については地方団体の区域内で生産されたものや、提供されるサービスとすることが適切であると、2点について責任と良識ある対応が求められてきたところではありますが、一つ目の返礼品の調達額が寄付額の3割以下とする点につきましては、本町は返礼品の贈呈を開始した平成26年度から返礼品は寄付の3割に設定をして、事業者から提供を受けているということでありまして、基本的には見直しは行なっておりませんが、一部の製品において価格改定の理由などで3割超えのものがございましたけれども、内容量を調整をして設定寄付額の増額により対応しているところでもあります。

また、資産形成につながるような高額な返礼品については、既に取り扱いをやめておりますので、二つ目の返礼品は地方公共団体の区域内で生産されたものということで、実は私どもも紹介をさせていただきました。具体的には明治のチーズセットとか、北糖の砂糖を使っていただいている柳月三方六だとかありますが、また小池屋のポテトチップスもそうですけれども、いずれも本町の原料、これをしっかりと使っているということも含めて、これは承認をいただいたということでありまして、私どもの本別町の返礼品には一切、問題がないということになりましたので、これまた引き続き対応をしていきたいなと思っております。

いずれにしても、総務省からの見解が示されたということで、また取り扱いを継続していこうということでもあります。

次、2点目の御質問であります。阿保議員の御指摘のとおり、ふるさと納税を通じたふるさと応援団づくり、これがやっぱり大事ななというふうに思っておりますので、私どもの町ではそれぞれNPO団体などから提案されましたふるさと住民票の制度などがありますから、これも上手に活用させていただきながら、返礼品の充実や、またリピーターになっていただけるような、そういう本別町に関心や、さらにまたそのようなふるさと応援団という形の中にしっかりと認識をいただけるような、そういう取り組みを具体的に進めていきたいなというふうに思っていますが、また具体的にはその寄付の使い道とするため

のまちづくりに関する既存事業だとか新規事業を選定するための庁内体制を構築しながら、寄付の使い道の明確化を進めていきたいなと思っています。

また、ふるさと納税と並行して、自治体が事前に事業を限定して寄付を募るということ、一定額が集まった時点で事業を実施する制度、これをガバメントクラウドファンディングというらしいのですけれども、クラウドファンディングにガバメントをつけてやる制度、横文字で言えばそういうことなのですが、先進自治体の事例も参考に検討も進めていくということできせていただきたいと思うのですが、議員御質問のようにこれは目的をもって、事業の、これに使うためにということを示しながらいわゆるガバメントクラウドファンディングというものを導入しながら実施をさせていただきたい。こういうことで今、検討を進めているところであります。

今後ともふるさと納税の充実に努めますとともに、具体的なまちづくり事業の実施に新たな本町の魅力を発信できるように、ふるさと納税の自分のふるさと大切に思い、寄付という形でふるさとに貢献するといった本来の趣旨から逸脱することなく、魅力ある自治体に寄付したいという寄付者の要望や傾向を意識しながら、将来的に町全体が活性化するための事業につながるように、継続して取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き特段のまた御支援も賜りながら、答弁とさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） ①について、国の方針に全く合致した形で進んでいるということで、それはいいと思います。私自身はこのことについては、前にもお話ししたかもしれませんが、本来はこの形はあるべき姿ではないと。それは、地方の財政というのは国からきちんと補償されるべきものであって、地方が確かにこれは工夫もしているし、本町においてはふるさと応援団をつくるということでももちろん進めているわけですが、本来あるべき姿はそうではないというのは頭に置きつつも、私の周りではそういうことを言うとすごく批判される方もいらっしゃるのですけれども、でも本来はそうあるべきだという点では、これはこれとして、やはり地方財政を確立していくということは、これとはまた一つ一線を画して進めていくべきだということで、確かに財政の足しにはもちろんなるし、トータルすると約1億9,000万円だったと思っておりますけれども、平成18年からですね。という金額で有効に使わせてもらっているということは非常にありがたいことだと思いつつも、本来のあるべき姿ではないということもちょっと心にとめながら進めていくべきだということも私は思っておりますので、その点についての見解をちょっと伺いたいというふうに思います。

それから②のふるさと応援団をつくるということはずっと申し上げてきていますし、多分予算か決算の質疑のときにも、じゃありピーターを大切にすることでも大切でしょうということも話したと思うのです。ですから、そのときはまだリピーターということでの統計というか、記録はまだとっていないという話だったと思っております。これからは、や

っぱりその部分も大切にしながら、②で言っているそのふるさと応援団づくりというのを進めていくべきではないかというふうに思うのですけれども、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 阿保議員の御質問にお答えをいたします。

まずその地方財政の観点の部分と、本来あるべき姿ではないというところですが、本町が平成18年に個性あるふるさとづくり基金条例を制定をいたしまして、その本別町を応援していただく方から寄付を募って、そして当時設定をいたしました5事業、それを実施をしていくというところから始めたのが今につながっているのですけれども、当初やっぱり議論になったのが、やはり議員がおっしゃるように物とどうこうするのではなくて、やっぱり本別を応援してもらおうという気持ちを大切にしていこうということで、18年からスタートしています。そのふるさと納税が始まった当初も内部でいろいろ議論がありました。実際返礼品を導入したのは26年からですが、以前からその返礼品というのは国の制度としてはあったのですけれども、やはりその返礼品を送って、そして寄付を集めるというのではなくて、やはりまちづくりというところでの応援団、そういったところというのは当時からありまして、最終的にいろいろ議論を重ねて平成26年からこういった形で実施をしてきているところです。

議員からも何度か御意見等いただいていますリピーターの関係です。担当ともいろいろ協議をして、そのリピーターへの対応といいますか、大切にしていこうというところですね。本町が皆さんからいただいた寄付をこういった事業で使わせていただいているということも含めて、どういうふうにやっていくかというのはちょっと今、具体策はちょっとまだ導けていないのですが、とりあえずホームページや広報等では御紹介はしているのですけれども、寄付をいただいた道外の方、多数いらっしゃいますので、そういった方に今後、こういった形で返していくかというのがちょっと今後の課題なのかなど。件数でいくと例えば29年ですと3,247件の方から寄付をいただいておりますので、その辺も含めてちょっと今後検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） パソコンはそこそこにしかわからないのですけれども、リピーターの件でいうと、多分本名を書いてくると思うので、パソコンの名簿処理的なものを使えばできるのではないかなど、素人です。そういうふうに思っています。

それから、返礼品に町の紹介のパンフとかいろいろなカタログ的なものなどを入れていくというふうに思っておりますけれども、それにもアンケート的なもので再度の方ですかみたいなことをはがき1枚で答えてもらえるようなものというのは、そんなにお金のかかる話しではないと思うのです。だから本当に、言葉だけではなく、ふるさと応援団を固定的にふやしていくというか、そういうイメージでものを言えば、今来たものをいかに大切にするかというのは、これは先ほど来の議論にもあったとおり、本当に住民や有権者を大

切にするという意味でも重要なことだというふうに思っておりますので、ちょっと一工夫すればそんなに手間がかからないで、それからそのパソコン処理がどうのこうのは私はわからないのですけれども、いずれにしてもデータとして基礎的なものをつくっていくことは可能ではないかな。そういう意味で、いつも言っているように申しわけないのですけれども、このリピーターをどうやって大切にしていくかというところについて、一工夫が必要ではないかなとかねてから思っているのですけれども、再度伺います。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） お答えをいたします。

今、阿保議員のほうからいただいた御意見というのは持ち帰りまして、しっかりその辺は担当と含めて私どもの中でしっかり検討させていただきたいと思っております。確かに、メールで申し込んでいただいている方もおりますし、あと直接お電話であったり、はがきであったり、申し込みの方法はいろいろですし、今ネット上で決済をできるような仕組みをつくってききましたので、そういったものとあわせながらしっかり対応できるように、できることをしっかり考えていきたいと思っております。

○10番（阿保静夫君） 次行きます。それでは、私の2問目をいきたいと思っております。

本別高校支援のネットワークづくりをとということで質問をしたいと思っております。本別高校の平成31年度の募集枠が2間口と決定されました。入学者確保の今後の取り組みがまさに重要、正念場だというふうに思いますが、本別高校の教育を考える会の取り組みに加え、本別高校卒業生などの全道、全国的なネットワークをつくっていく考えはないかなどについて伺いたいと思っております。

本別高校の来年度の募集枠は2クラスとなったとの報告を受けました。一瞬の安堵とともに、まさに正念場という認識です。8月8日開催の本別高校の支援の輪を広げる町民の集いは大変感動的でした。とりわけ本別高校の取り組みについては、町内外の中学生とその保護者の皆さんにも広く伝えていきたいなというふうに感じたものです。

そこで一つ目ですが、本別高校卒業生を軸に、本別高校の支援の輪を広げるネットワークを全道や全国に広げていくことも一つの方法ではないかと考えております。見解を伺いますが、これは町が率先してやれという意味ではありません。もちろん町にも協力をしていただきながら、やはり我々卒業生や有志が、卒業生の皆さんと連絡、私で言えばやっぱり自分のクラスとか、その当時のクラブの仲間の人たちの中との連絡をとりながら、そういうネットワークの一端をになっていければなというふうに思っております。町としてもしできるとすれば、私が考えているのは、東京本別会、札幌本別会、そして帯広本別会ということで、毎年議長も含めて交流を重ねてきているところで、その人たちのやっぱりつながりやノウハウを、力を貸してもらおうというような方法が町としてはできるのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、ここまで来るとまさに正念場ですから、もう私の言葉で申しわけないのですけれども四の五の言ってもらえないなということで、やれることは全部やるという決

意も自分にもしながら、具体的な方法論も問いかけをしていきたいという風に思うのが①番の中身です。

②番ですけれども、今後町内中学生と本別高校生の触れ合う機会、イベントなど教育委員会に任せるだけではなく、まさに全町挙げて、あるいはスポーツ活動も含めて、全町挙げての取り組みを進めるべきというふうに思っております。よく私が目にしているのは、ボランティアクラブの活動ですね。中学生もいらっしゃるみたいで、その本当に何とこののですか、自然なつながりとか、ひまわり迷路のときの受付をやってくれたりとか、そういう姿を見ております。ああいう中から、あの先輩のいる本別高校に行こうというのは、これは人情というものだと思いますし、私は高校時代はクラブしかやっていないので余り言えないのですけれども、クラブのつながりというのも中学生、高校生の中でもし一定の形がつけられるのならば、かなり有効な牽引力になるというふうに私は思っております。町のきらめきフェスタも含めて、町としていろいろな事業の中で、こういった中学生、高校生を協力の一員にできるようなことが可能であれば、ぜひ中学生と高校生が日常的に話し合えるような場所をつくっていくのも有効だというふうに思っております。

教育長には以前にも申し上げたと思うのですけれども、教育長もそういう考えを少し持っているということをおっしゃったと思うのですけれども、提起されていたのは高校の先生と中学の先生方のつながりを今後ちょっと強化していきたいという話だったというふうに受けとめたものですから、いや、そこに子どもも入れてよというのが私の案です。ですから、事業関係だけにとどまらず、ここに表明したとおり町のいろいろな機会やイベントで、そういうつながりをつくる。中学生、高校生が登場する機会をつくるということも影の力になるのではないかなと、大きな力と言いたいところですが、プラスになっていくのではないかなというふうに思いまして、そういうことを②で提案をしたいと思えます。見解を伺います。

○議長（高橋利勝君） 答弁、佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君） 阿保議員より御質問のありました本別高校支援のネットワークづくりについて御答弁申し上げます。

1点目の本別高校の支援の輪を広げるネットワークについての御質問でありますけれども、8月8日に開催しました本別高校の支援の輪を広げる町民の集いには、町民や保護者の皆様、約280人の参加をいただき、本別高校の現状や学習活動、進路状況などを御理解いただくとともに、本別高校が持つ魅力を確認しあい、町全体で本別高校を支援していく共通認識が図られたものと捉えているところでございます。

しかしながら、実入学生の2間口を確保するためには、町内のみならず町外にも目を向けた取り組みも必要でございます。今後につきましても、引き続き帯広本別会、札幌本別会、東京本別会、東京清流会など、本別町にゆかりのある関係機関との皆様のお力添えをいただきながら、一人でも多くの生徒が本別高校に入学していただくよう活動してまいりたいと考えてございます。

2点目の御質問でございますけれども、町内中学校と本別高校との連携につきましては、本別高校で開催された進路クエストやオープンスクール、また部活動の中高合同練習などを行なってきておりますけれども、町主催の各種行事や文化、スポーツ等の行事におきましても、本別高校生の参加をいただき、小中学生のお兄さん、お姉さん役として大いに活躍いただいているところであります。

全町的なさらなる取り組みにつきましては、状況や情勢を鑑みつつ、今後検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本別高校の教育を考える会及び各関係機関との連携を密にしながら、本別高校の優れた点や地元に進学することの優位性を生徒や保護者に広く周知するなど、生徒確保に向けて一層力を注いでまいりますので、議員各位の御支援をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 先ほど申し上げたように、①に関することですが、8月8日の支援の輪を広げる集い、280名の参加ということで、素晴らしい集会だと思っております。

最後、でも教育長が中学生にもっと出てほしかったなという趣旨の話をされたと思いますので、その辺がやっぱり今後の一つの課題になるのだろうなというふうに思っております。あの中で、特に高校の校長先生がおっしゃっていたように、あと高校生の子からも発表があったとおり、マンツーマンの指導がされている。自分の高校時代にはちょっとあり得ない話でした。人数ももちろん多かったのでね。だから、それは例えば十勝でいえば帯広近郊の人数の多い高校に比べて、そのことはどういう価値的な位置づけになるのか。位置があるのかということは、あのとき聞いていて私はよくわからなかったのです。ただ、いろいろ帰ってから聞いたり考えると、すごいことだというふうに思うのですね。先生方、自分の勤務時間云々ということを度外視していることが、労働者として正しいかどうかはまた置いておいて、その熱意をくみ取るということは必要だなというふうに思うし、高校のことだから町として直接的なお金の支援等はもちろんできないから今の考える会という形だと思うのですけれども、中学生の皆さん、町内を問わず町外含めて、そういうことも管内の中学校を訪問されているということなので、すごい価値のあることだというふうに私は理解したのですけれども、その辺についても本別高校の今の現在持っている優位性とか特色という意味で今後、力を入れてお知らせをしていくとか、勧誘するときの一つの大きな力にしていくべきだというふうに思うのですけれども、その点についてどのように考えるか伺いたいと思います。

②番目の関係では、先ほど町の行事にもいろいろ中学生、高校生登場する場面をつくっているということで、まだまだこれから考える場面は出てくるのではないかな。もちろん勉強が本業なのですけれども、そういうことを意識的につくっていくということで、私もこれからこういうことにもどうだいということを提案はしていきたいと思っておりますけれども、

今まだこういうこととというのがあるとすれば伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕君） 阿保議員の質問についてお答えさせていただきます。

まず本別高校のマンツーマンの指導でございます。これは、私ども他の高校にない優位性だと思っております。要は生徒が高校3年生を卒業して、次にどこの道に進むのかという、そういう進路を早い段階から先生方が生徒一人一人に聞き取りを行ないまして、大学にとか、それから専門学校に進む方、そして就職をする方、いろいろございますが、それぞれのニーズに沿った進路が実現できるように、先生がそれぞれ個別に指導いただいております。進路であれば、進学であれば、英語が弱ければこの英語の部分をもう少し強化するというので進めてございまして、また町教育委員会といたしましても、本年度英語教諭を町教委で雇用しましたけれども、実は高校のほうにも英語教諭を派遣をしながら、高校生が最後3年生を迎えるときに、英検の準2級を合格するような、そこまでのレベルにもっていかうということで進めてございまして、それらの部分につきましても、就職活動におきましても、大変有利なことだと思っておりますので、教育委員会も今、本別高校が進めているマンツーマン指導を側面から支援していきたいと思っております。

また、2点目になります町内の行事とさまざまな高校生を活用しながら、町民の皆さん、それから小中学生に高校生との交流の場を多く設けていくということは大変必要なことだと思っております。私も事あるごとにそういう高校生を何とか中学生のほうとの話し合いの場のように引き出すといえますか、高校生からお話しをしていただく場ということで考えてございまして、例えば町内、町外の中学校の訪問をするときには必ず、例えば陸別であれば陸別から本別高校に来ている生徒を陸別の中学校のほうに私どもと一緒にいって、本別高校の今のあるよさを伝えていただくと。浦幌であれば、浦幌から入学されている生徒を浦幌の保護者とか生徒の説明会のときに、一緒にお越しいただいて説明していただくという取り組みもしております。

私どもはこれが大きな部分で何かでかい行事をもってきて、そこを何とかしようというものではございません。一人一人確実に本別高校のよさを知っていただくために、地道な努力をしまいたいと思っておりますし、そのためには今、本別中学校、それから勇足中学校におられる生徒、保護者さん、それぞれに私ども、それから高校の思いを直接親切丁寧にわかりやすく伝えていくことに限ると思っておりますので、その辺を全面的に努力をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 本別高校への入学する人を全国に呼びかけていくような組織づくりという点で言えば、やはり町としては先ほど言ったような東京本別会などを考えていくということは、それは非常にそのとおりで素晴らしいと思っておりますし、ぜひ町としてできることは先ほど言ったように、表立ってできることというのはなかなか難しいこと

はあると思うのですが、例えば我々議員にこういうことに協力してもらえないかとか、それから町内のいろいろな団体とか、いろいろなつながりを持っている方がやっぱりいらっしゃると思うのです。そういう方々の力も合わせて、ただ1点、まさに正念場を迎えつつあるこの本別高校を守るという言葉が適切なのかあれですけれども、本別高校の入学者をしっかりと確保していくと、そういうことをきちんと位置づけてやっていく必要があると思うのです。

ですから、町長を初めとして本当にいろいろな団体やグループやその活動をされている方々に、そういう協力をお願いをしていくという今後の対応も、私は遠慮なくすべきだというふうに思っております。できないものはできないのですからね。ですから、そういうことについても町長の姿勢というのは結構重要なのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 阿保議員の御質問のとおりだというふうに思いますし、また町に子どもたちや学びの場がなくなるなんていうことは、町そのものの存亡にかかわることですから、これは何としても避けなければならないと。でも、残念ながら本別高校3年連続1間口なのですよね。本来だったらもうとっくに、道教委の指針からするとアウトなのですよ。でも何とかことしも、この次も2間口ということで、この募集枠を設けてくれたのはこれは異例中の異例なのです。ですから、それだけに阿保議員の御質問のとおり、それだけにこれは本当に正念場なのです。ここで取りこぼすようなことがあったら、もう大変な結果に、あとは何も物も言えないようなことになってしまうので、そのためにはやっぱり何と言っても地元の進学率を高めるということが至上命題なのです。まずここをしっかりと。そのために今、私どもの職員体制の中も、特に職員のお子さんがある方々含めて、教育委員会中心になりながら、また教育長や副町長も含めて、先頭になって今、それぞれこの本別高校の優位性の理解をしていただくということをもって、かといって、子どもそれは未来ですから、そこまで強制的に何とかできませんけれども、でも本当に正しく優位性、先ほどから御質問ありますように、例えば進学するにでもこれだけの推薦校がありますよ、本当に大きな学校へ行なって、例えば50番だとか60番だってなかなか推薦が受けられないよりも、本別高校はそれだけ力があるのだったら、卒業生が言っていましたけれども、ほかの高校に行けるだけの、進学校に行けるだけの力があるのだったら本別高校に行ったほうが数倍、それだけの実力が発揮できますよ。お話しがありましたように、この科目が苦手だとしたら、その科目は年間80時間も特別に支援してくれる、そういう制度も上士幌、大樹、本別が文科省が指定になってこれだけの体制をとった。そういう環境だから。おまけに、おまけにと言ったらあれですけれども、本当に真摯に先生方はずっと前から、もう学校の中で学習塾をやっているような、そういう本当にマンツーマンでの指導をいただいたり、その教材の一部を町が補助させていただいて、考える会を含めて、通じてさせていただきますが、本当にやってくれています。そして進学指

導、就職指導、そしてふだんのそれぞれ生活指導を含めて、本当によくやっていただいて、特に今度着任しました校長先生は、とにかく学校を歩いて子どもたちの前に顔を出して、そして先生方の勉強もとっていただいて、イベントのときには本当に科学の実験までやって、子どもたちの興味を惹きつけながら、こういう学びができるよ、本別高校とはこうだよということも、本当にその心を大切にすの発信をしていただいていますから、本当に今が最大のチャンスだなというふうにと受けておめていますから、先生方も本当に頑張っているように、我々も本当にしっかりとこの現実に向き合って頑張っていかなければなりませんし、そのためには議会の皆さん方にも御指導いただきながら、それぞれ音更バスのそれで通学対応だとか、また陸別もそうですし、浦幌もそうですしということで、その本別高校への通学できる環境をしっかりと応援していただいたり、また支援をする体制をしていただいたりしています。

もう一つ、知り合い含めて、また隣近所にお子さんがいる御家庭など含めて、何とか一人でも本別高校に進学していただけるような、またそんな声かけも御協力いただければ、私どもも本当にこれ以上の取り組みはないのかなと、そんな気もしています。

何回も言いますが、本当にここまで来て、よくぞここまで来てくれたなというくらいの本当に正念場ですから、しっかりと全町挙げて取り組まさせていただくことも含めて、また御指導いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○10番（阿保静夫君） 2問目終わります。

◎延会宣告

○議長（高橋利勝君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

延会宣告（午後4時49分）

平成30年本別町議会第3回定例会会議録（第3号）

平成30年9月20日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1		諸般の報告
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第66号	平成30年度本別町一般会計補正予算（第10回）について
日程第 4	議案第67号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
日程第 5	議案第68号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
日程第 6	議案第69号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
日程第 7	議案第70号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第 8	議案第71号	平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第 9	議案第72号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について
日程第10	議案第73号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第11	議案第74号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1		諸般の報告
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第66号	平成30年度本別町一般会計補正予算（第10回）について
日程第 4	議案第67号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
日程第 5	議案第68号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
日程第 6	議案第69号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2

			回) について
日程第 7	議案第 70号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算 (第3回) について	
日程第 8	議案第 71号	平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回) について	
日程第 9	議案第 72号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第2回) について	
日程第 10	議案第 73号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について	
日程第 11	議案第 74号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育 の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める 条例の一部改正について	

○出席議員 (12名)

議 長	12番	高 橋 利 勝 君	副議長	11番	藤 田 直 美 君
	1番	水 谷 令 子 君		2番	柏 崎 秀 行 君
	3番	梅 村 智 秀 君		4番	石 山 憲 司 君
	5番	篠 原 義 彦 君		6番	大 住 啓 一 君
	7番	山 西 二 三 夫 君		8番	黒 山 久 男 君
	9番	方 川 一 郎 君		10番	阿 保 静 夫 君

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	大和田 収 君
会 計 管 理 者	花 房 永 実 君	総 務 課 長	村 本 信 幸 君
農 林 課 長	菊 地 敦 君	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美 君
住 民 課 長	田 西 敏 重 君	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次 君
建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有 君	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也 君
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美 君	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸 君
総 務 課 主 幹	小 坂 祐 司 君	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉 君
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄 君	教 育 長	佐々木 基 裕 君
教 育 次 長	久 保 良 一 君	社 会 教 育 課 長	阿 部 秀 幸 君
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	坪 忠 男 君	農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸 君
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君 総務担当主査 越 後 忠 君

◎日程第1 諸般の報告

○議長（高橋利勝君） 日程第1 諸般の報告を行ないます。

報告第12号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 報告第12号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、平成29年度決算に基づく各比率を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率であります。実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支額は1億914万1,000円の黒字となっておりますので該当はございません。また、連結実質赤字比率につきましては、本町の全ての会計の収支を合算し、黒字か赤字かを判断する指標でございますが、全会計合わせて3億5,681万7,000円の黒字となっております。

次の実質公債費比率ですが、公債費等の借金の返済に一般会計の標準的な収入がどの程度あてられているかを示す指標でございます。算定結果は8.7パーセントとなっております。

将来負担比率ですが、地方債残高等の一般会計が将来負担すべき額と一般会計の標準的な収入を比べ、負担の大きさを示す指標でございます。

算定結果は25.0パーセントとなっております。

参考としまして、法律で定める基準比率でございますが、早期健全化基準は実質赤字比率15.0パーセント、連結実質赤字比率20.0パーセント、実質公債費比率25.0パーセント、将来負担比率350.0パーセント、財政再生基準は実質赤字比率20.0パーセント、連結実質赤字比率30.0パーセント、実質公債費比率35.0パーセントとなっております。健全化判断比率のうちいずれかが基準比率以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町はすべて基準以下でございます。

次の、2、資金不足比率でございますが、資金不足比率は、事業の規模に対する公営企業ごとの資金不足額の割合でございますが、水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はございません。

参考としまして、経営健全化基準の資金不足比率は20.0パーセントであり、全会計と

も基準以下でございます。

以上、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） これで報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝君） 日程第2 一般質問を行ないます。

昨日に引き続き、順次、発言を許します。

10番阿保静夫君の3問目からとします。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 昨日に引き続き、3問目の質問をしたいと思います。

天候不順と停電、農業支援はということで伺ってまいります。

ことは、長雨、日照不足で農作物は近年例を見ない生育不良となっています。また、先般の胆振東部地震による停電ではお亡くなりになった方、それから、今なお被災された方々にお悔やみ並びにお見舞いを申し上げたいというふうに思いますが、本町においても、また全道的にも、とりわけ酪農家への支援について検討すべきというふうに思います。これらについて見解を伺いたいと思っております。

本年の気象条件は、例年になく長雨、日照不足で、豆類を初め、農作物は大きく成育不良となっています。豆類などでは、反収1俵にもならないかもしれないとの声があります。

また、9月6日未明の胆振東部地震では、震度7を記録した厚真町などの被災地の惨状は、まさに筆舌に尽くしがたいと言えます。本町では、約2日間の停電で、住民生活に対する影響もありましたが、とりわけ搾乳農家への影響は大きなものでありました。

つけ加えますが、停電終了後もこの2日間の搾乳農家の影響というのは、かなり深刻なものが残りました。私が聞いたある酪農家なのですが、1回乳房炎になると、その後のいわゆる生乳生産が落ち込むということで、それから、乳房炎まではいかないけれどもぐあいの悪くなった牛がいるということで、その農家は30頭くらい搾っている農家なのですが、約1割になります、3頭を処分したということです。

それで、私は、共済でそういう処分した牛のものは出るというふうに思っていたのですが、よく話を聞くと、乳房炎でそういう形で処分したものは、要するに、肉代にしかならないと。肉牛用の肉という形ではないので、そういう痛手を受けているというふうに聞いております。

北海道はまさに酪農王国ですから、報道で御承知かと思えますけれども、釧路方面では、飼っている乳牛の1割が死んだと。それから、2割が乳房炎になったなどという報道もされてきたということで、非常に大きな被害があったというふうに理解をしているところであります。

そこで、まず1番目ですが、農業経営の継続のために、制度資金を含めた各種資金の償

還を猶予する措置を講じることなどについて、JA本別町初め、関係機関との協議等が町としても必要ではないかというふうに考えます。見解を伺いたいと思います。

制度資金については、本町としては利子補給をしているということなのですが、農地流動化資金や農業経営基盤強化資金、いわゆるL資金というものです。ことしの予算書から見ると、例えば今言ったL資金は221万円の町としての利子補給をしているということで、農家の立場からいうと、利子を支払うのは何とか頑張っているにしても、元金のほうが1年でも例えば猶予されれば、それは一息つけるというようなことがあるものですから、町が利子補給している私の調べでは、畜産関係も含めて七つあると思うのですが、それらの資金で元金にかかる部分がもし猶予されれば、少しは農家にとっては一息つける部分があるのかなというふうに思ひまして、農協との協議等が可能かどうかも含めて、町としての考え方を伺いたいと思います。

二つ目ですが、今回の停電で搾乳農家の多くが大変な苦勞を強いられたというふうに聞いております。全道的な停電を経験し、非常電源の必要性を痛感したところですが、今後、酪農家などへの非常電源装置導入支援の考えはないか、伺います。

町の財政も大変厳しいという中で、例えば農業振興基金は前向き資金だよということで、みんなの理解の中で一部取り崩しながら進んできているというふうに理解しておりますけれども、今回のような事態の中で、本町では58戸の酪農家がいる、自家発電を持っているのは12戸というふうに議員協議会で説明をいただいていますので、本町もこの2日間の停電は大きな影響を与え、先ほど申し上げたような、停電が終わってからそういう牛の処分をしたというような例もあるというふうに思います。

最近、二、三日前から報道されていると思いますけれども、北海道道東あさひ農協では520戸の酪農家がいるそうですけれども、非常に大きな農協ですが、4割強が自家発電を持っている状況だそうです。残りのところ全戸に発電機を入れるというようなことを組合長が表明していたことがテレビなども含めて報道されていますが、なかなかすごい金額だと思います。

基本的には、発電機本体と配電盤というのが必要なのだそうです。配電盤を通さないと、今の最新の機械はコンピューター制御なものですから、本体でコンピューターが高電圧でいかれる場合もあるそうなので、そういう意味では、配電盤の設置が非常に必要だということで、その辺はこの間、本別農協の組合長とも、懇談ですけれどもした中で、農協としてとりあえずやりたいというのは配電盤のほうだよという話はされていましたが、災害はいつあって、いいかわかりません。ぜひ農協とも少し話を詰めて、技術的なことは僕もよくわからないのですが、配電盤と発電機、しかも今回調べさせていただいた発電機なのですが、エンジン発電機とトラクターで回す発電機があって、トラクターで回す発電機、大きな酪農家で持っている人に聞きました。そのほうが少し安いそうです。そうですね、エンジンがついていない分だけ安いし、メンテナンスも実はトラクターでつけるほうがいいのだそうです。要するに、エンジンがついていると、ブラシと言われ

る部品ですけれども、とりあえずメンテナンスがいいということで、そういうことも含めて、技術的なことはこれ以上私が申し上げるものではないと思いますけれども、いずれにしても、そういう相談をして、先ほどの58戸の中で12戸が発電機を持っているという比率は、ちょっともう少し上げるべき比率ではないかなというふうに私的には思っておりますので、そういうことも含めて、全額補助できないにしても何か起爆剂的に支援できるようなことも含めて検討していく必要があるのではないかとというふうに私は思います。その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 阿保議員の3点目の天候不順と停電、農業支援の質問の答弁をさせていただきます。

長雨、特に日照不足などで天候不順、今ちょうど、早朝から収穫作業が進められていますけれども、多くは芋だとかタマネギだとかですが、豆の収穫になると、何件か農家の方に現状を見させてもらったのですけれども、特に小豆の収穫なんていうのは早いところは始まっているのですけれども、機械に挟まらないそうです。丈が短いものですから、いつもの半分ぐらいしかない。ですから、別に刈って、集めて、そして脱穀しなければならないというような、大変な手間をかけているということですが、本当に、特に豆類はかなり低温と長雨で傷みがあるということで、9月11日に実は営対協で作況調査をしましたけれども、この中でも特に豆類が中心に減収は避けられないという状況の報告もいただいています。特にその中でも金時と小豆は大きく減少になるという、そんな状況になってきています。

また、6日に発生しました胆振東部地震の停電によります影響につきましては、今御質問にありましたように、酪農家の搾乳、搾乳できても、また明治本体が受け入れができないということですから、廃棄をしなければならないということで、大変な状況になったわけですが、それにしても、全体の58戸の中で発電機の用意がないというのは、これは本当に大きな一つの教訓として反省をしながら、生き物を扱っているところでは、こういうことも想定はまたできない話でありましたけれども、こういうことも起こり得るということを含めて、今回はそういう意味で、今御質問にありますように、今後こういうことも含めて対策を講じなければならないなということで、今お話をさせていただきます。

特にJAと、これは協議をしながら進めるところですが、まず1点目の御質問の制度資金の関係ですけれども、制度資金については、償還猶予ということではありますが、これは国の制度でありますから、償還猶予ということにはなかなか得ることでありませんが、JAにおける各種の資金の対応がありますけれども、これは減収などによりまして経営の実情や今後に向けた資金の状況なども考えながら、JA本別町と関係機関と、事の内容の分析や、また検討もしながら、必要な対応や対策に向けて協議を図っていきたいというふうに考えています。

特に長雨、今度は豪雨、日照不足などの農業被害に対しては、国が梅雨前線、台風など

による被害支援対策ということでL資金、質問ありましたように、さらにセーフティネット資金などの制度資金における特別措置として、これは農業者の運転資金などの資金調達と5年間の無利子の対策を講ずることとしているということでもあります。既にJA本別町と、実施内容だとか要件の確認について協議を進めているところであります。

また、地震、停電におきましても、そうした国の支援対策の動向をしっかりと把握しながら、今後の農業者の営農に支障がないような必要な資金の融資や融通について、実情を把握しながらJA、また本別町関係機関と検討、協議を図りながら、必要な対策、支援に努めてまいりたいというふうに考えています。

2点目ではありますが、搾乳農家の非常用電源の導入の関係でありますけれども、これもそれぞれ生産者、地域単位での整備を含めて検討がなされてきていますし、今JA本別町、酪農振興協議会、これらにおきましても対策の検討が図られていますから、今後、営農指導対策協議会、関係機関全体で今回の被害を教訓として、整備だとか配備体制、また支援のあり方について調査検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

それぞれ今御提案にありましたようなことについても、発電機はもちろんです、それを配電するキューピクルの問題もどのような対応していくか含めて、生産者はもちろんですが、今申し上げましたように、JAや関係団体等含めて、今後に向けてしっかりと協議を進めながら、これらの体制をとるように協議を進めていくと、こういうことを申し上げて答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） ①の関係ですが、私ももう30年以上農家をやっていて、冷害も経験したし、本当にほとんど何もとれなかった一昨年も経験して、基本的には農協がいろいろそういう資金対応とか、それから償還猶予もあつたりとか、借りかえとかというような、いろいろなありとあらゆると言つていくくらい対応をさせていただいております。

私が申し上げているのは、国の制度資金ですから、町でどうこうはできないというのは十分わかっているつもりなのですが、こういうことが毎年あるということではもちろんないと思っておりますけれども、今のままだと、やはり畑作農家でいうと来年の種代ぐらいしか残らないのではないかなという状況なのですね。畑作共済にはもう多分全員加盟している形だと思っておりますし、今の制度の中で減収分は一定補填されると、そういう制度だと思っておりますけれども、それにしても多分、生活費分が残らないとか、そういうようなことになり得ると思っております。

ですから、町が行なっている利子補給の金額総額はそんなに大きな金額ではないと言つたら失礼かもしれませんが、利子補給の一部を町も応援しているという形ですから、応援している資金の関係だけでも、国のほうと町も国の制度だというのは百も承知で言っておりますけれども、元金の一連の償還猶予ということではできないのだろうかということをぜひ働きかけることはできないのだろうか、あるいは道を通じてということも含めて、できないのだろうかという趣旨で①のところは伺っているわけです。

本別は主に豆の被害なのですけれども、全道的には水稲の被害も米の被害も非常に大きくて、十勝よりもっともっと深刻な状況だということも聞いております。私が所属している農民運動では、関係機関や金融機関に既に今と同じような趣旨で申し出をしているところですが、もちろん相手のあることなので、しかも制度としては確立している制度なので、なかなか厳しいのですけれども、いずれにしても、来年の営農に前向きに取り組めるためにも、町としてそういう取り組みを一つ農協と相談しながらできないだろうかということでも質問をしているわけで、制度的なものは制度としてなのですけれども、その点について農協ともう少し詰めていただきたいなというふうに考える次第ですが、その点について再度伺いたいと思います。

非常電源の②の関係ですけれども、町の財政事情も十分にわかっているつもりです。それで、報道されているのは道東のあさひ農協というところですね。この報道の中身だと、配電盤と発電機の100パーセントを農協で支援するというような趣旨に読み取りました。それはそういう農協だし、多分、酪農家が520戸ある合併した農協ですけれども、巨大農協ですから、そこをきちんとしなければならぬという発想になると思って、農協の力ももちろんいろいろあると思うのですけれども、本町においては、先ほど町長も言ったと思うのですけれども、酪農家の戸数の割にはまだ発電機の準備が不足しているという感じを持っているということだと思います。

先ほどのあさひ農協も、たしか48パーセントぐらいは自家発電を持っているのです。それで、非常に大きな酪農家ですから、ロボットがかなり普及しているということで、言いかえると、電源がなかったらもうアウトという状況だからということなのですが、それは農協としてそういう深刻な捉え方をしたということだと思いますけれども、本町においては、酪農家に限ってという考え方ではなくて、基幹産業の農業の一角を守っている酪農の部分を支援するという考え方で、例えば私たち畑作は、今まで緑肥の支援も受けていますし、堆肥の支援も受けていますよね。主に畑作農家ですよね。ですから、それは町の考え方の中で酪農家への支援というのが新たにあっても私は町民の皆さんは理解してくれるというふうに思っています。

問題は財源の部分ですが、農業振興資金は前向きな資金だよということで、そういう使い方をするのだという前提ではありますけれども、基幹産業の酪農を支援するということは、私は決して後ろ向きでないというふうに思うものですから、その辺の議論も少し詰めていけないだろうかというふうに思っております。その点について再度伺います。

○議長（高橋利勝君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦君） ただいまの阿保議員の質問にお答えさせていただきます。

一つ目の資金対応の関係でございますが、もちろん農協を中心としながら、基本的に制度資金等は農協が窓口となりながら貸し出しの手続等を含めて実施をしています。そこをあわせてしっかりと国に対する行政や、ただ国のほうからもはっきりした文書ではございませんが、そういった対策の検討等も含めて記載をされておりますので、その点通じてし

っかりと国には状況も含めて要請をしていく体制をとるべきだというふうに思っていますので、農協、そして町理事者と協議をしながら、その辺の取り組みは行なってまいりたいと思っております。

あわせて、制度資金で言いますと、被災状況だとかそういう割合に応じた、いわゆるこれまでも、例えば平成28年の台風被害、それ以前の冷湿害等含めて農協と町で資金制度をつかって貸し出し等含めて実施をしていますけれども、そこで救えない方々に対することも含めて、今後収穫の状況が明らかになったときには出てくるのかなというふうには思っていますので、そういったことも含めまして、今後しっかりと農協、関係機関と協議をして、町長の答弁にもありましたように、今後の営農が十分できるような体制がとれるような対策はこれまでどおり進めていきたいというふうに思っております。

2問目の発電機等の関係につきましては、実を言いますと、農協が全戸、戸別に歩きまして、再度細かな調査を実施していただいています。それで、先ほど排気量208トンという報告も含めてさせていただいていますけれども、議員協議会のほうで私が言った整備をされている12戸というのは、平成29年12月時点の施設調査の中でのお話でしたので、今回、戸別に回った中で15戸が整備をされているという状況を伺っております。

あわせて今回の災害に対しては、畑作農家等からの借り入れや支援体制、畑作農家だけではないのですけれども、民間からの借り入れも含めて34戸が借り入れをしていただいておりますので、合計で何とか発電機で対応できたのが49戸となっております。

搾乳農家は58戸、農大が入っていますので、それを抜くと町内の搾乳農家は57戸ですので、約8戸の方が対応できなかったと。それぞれ貸したのを終わった後に持ち回りをしながらという対応も含めてありましたけれども、そんな形となっております。

現状としまして、しっかりと農協や地域の取り組みを把握しながら、そこが経営の基盤といたしますか、責任も含めてありますので、その状況を受けとめて、必要となる部分が生じてきたときには対応してまいりたいというふうに思っております。生産者、そしてそれを受け入れる農協がどういった形でということも含めて、出てきた中でそれに十分応えるべく協議をさせていただいた中で対応させていただきたいというふうに今の時点では考えている内容でございます。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） ②の自家発電機の関係なのですが、農協と今後ともいろいろ相談をしながら、今できる最良の方法をとっていくというふうに聞いておりました。

先ほど私が例を申し上げたとおり、停電が終わってから3頭処分したということは、簡単に言うと、今の乳牛というのは、生乳生産に特化して改良されてきていますので、先ほど何とか発電機が、どんどん2軒か3軒くらいで使い回ししたのでしょうかね、そういう形の中で台数的には何とか確保できたという趣旨だったというふうに思っていますが、当然御承知だと思いますけれども、2時間ぐらいでいつも終わる搾乳作業が、5時間とか夜

中までかかったとかということで、先ほど言ったように、非常にたくましく見える牛もすごいデリケートなのですね。生乳生産の部分は何。

ですから、終わってから廃牛にしたということになってしまうので、その部分はあした来るかもしれない災害、30年後に来る災害かもしれません。でも、やはり備えは必要だということで、その辺は、今、停電終了後に実際の酪農家の状況が私の言ったような例がその1件だけなのか、それとも数件に及んでいて、停電後も廃牛にせざるを得なかった、そういうことがあるのか。これは経済の問題で、そろばん勘定もありますので、そういうことでなったのかどうなのかということも含めて酪農家の実態をつかみながら、1台でも多く整備される方向に進めばなというふうに思って私はいるのですけれども、今後とも農協との今回についての事後の話し合いということを進めながら対応していくという考え方で進んでいただきたいと思っているのですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（高橋利勝君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦君） 乳房炎の関係なのですけれども、その辺の治療を含めてしている農済で確認をしておりますが、震災前の9月1日から5日の間に乳房炎の治療を受けていた件数が47頭、そして震災後に6日から11日までの5日間の治療件数につきましては144頭、ですから確実にふえているという状況にはなっております。申しわけありません、具体的に何頭廃用にしたのか等含めては、細かなところは申しわけありません、把握をしていませんが、そういった100頭ぐらいふえているというのが現状でございます。

ですから、答弁で申しましたように、今後の影響というのはまだまだ出てくるというふうには認識をしておりますので、そういったことも含めてきちっと把握をしながら対応はしてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） いろいろ相談しながら対応していくということでもよろしいかと思うのですけれども、先ほど当初言ったとおり、発電機の導入に町として財政はなかなか大変だというのはもちろん理解しておりますけれども、例えば1割ぐらいの補助とか2割の補助とかということも含めて、そういうこともあわせて検討していくべきだと私は思っておりますけれども、その方向性について、再度最後に伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 御質問の趣旨はよく理解をさせていただいたと思っております。

それで、今、課長のほうからも答弁させていただきましたけれども、その実態だとか今後の方向性含めて、生産者みずからまずしっかり考えていただくことと、そしてまた農協も含めて、その相談、方向性を出しながら、そして、それにあわせて町も一緒に協議をしながらどういう方向がとれるか、頑張ってもこれ以上はというところについては、また別な方法をいろいろ含めて、我々も対応しなければならないということを思っていますが、基本的には、先ほど申し上げましたけれども、やっぱり生産現場がしっかりとしたそうい

う考え方をもちながら、なおかつここはこういうところが足りないとか、こういうところが必要だということについてはしっかり検討、また洗い出しをしていただいて、そこに向けて、先ほど質問の中にありましたように、例えば振興基金を、基金を積んでいるものをどのように活用できるかなどなど含めては、これからの協議になろうかと思えます。

これは畑作も含めて、収穫を終えて、また特に搾乳の関係については、今回の大停電の教訓を踏まえて、これからの生産体制、ただ一律何割というようなお話がありましたけれども、ただ、つなぎで搾っている所や、また売る人のだとか、ロボット入れている所といういろいろありますから、そこで前に自分の所で用意した人がいたら、我々は用意したのにそこに何も無いのかとか、例えばそういうお話が具体的に農協にもそういう話がかかっているということでもありますから、そういう実態だとか、不公平感を持たれるということもないように、自助努力と、また互助、共助、公助の中で対応していくと。

それもお話がありましたように、やはり酪農家だから搾乳個々ではなくて、本町の農業振興という視点の中で、それはどういう支援ができるか含めて、実態に合わせて協議をさせていただくということで、先ほどからの答弁でありますから、御質問の趣旨にしっかりと寄り添いながら対応を今後とも生産者、そしてJA関係機関と協議しながら対応を進めていきたいというふうに考えております。

○10番（阿保静夫君） 終わります。

○議長（高橋利勝君） 2番柏崎秀行君。

○2番（柏崎秀行君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

起業家等支援事業についてです。

平成16年で終了しました中小企業活性化条例、これにかわり、平成24年から施行されています起業家等支援事業ですが、7年が経過し、何件もの事業がこの制度を使い起業されている非常にいい制度だと思っています。そのほとんどの業者が順調に事業を展開されているのは御存じだと思いますが、さまざまな理由で廃業された業者もいるのが現状です。事業でするので廃業、いろいろな部分もあると思います、仕方ない部分もあると思いますが、人口の減少やインターネット通販の普及などで厳しい環境は続くばかりでございます。そういった問題を考慮し、継続的な支援等が必要だと考え、町長に伺います。

一つ目、起業家支援は事業費の2分の1、300万円の限度で1回のみ。商品開発は開業費の2分の1、30万円の限度で2回の合計が50万円、およそ1,000万円ほどの予算を計上されていますが、起業家支援で採択となった業者に対し、商工会と連携しどのようなサポートを行なっているのか。

また、廃業した業者があると思うのですけれども、今まで廃業になった業者にどうこう言うつもりもございません。これから廃業にさせないためにどのように対応しているのか。そしてまた既存の企業に対し、別分野への事業拡大、そうしたいときの支援、こういうことをどう考えているのか伺います。

2、起業家等支援の中で、商品開発に関する限度額、パーセンテージの見直し、より多くの業者や団体等が本別の特産品を開発する環境をさらに進める考えはないのか、この2点を伺います。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 柏崎議員の起業家等の支援事業についての質問の答弁をさせていただきます。

今、御質問にありましたように、この制度につきましては、本別町において新たに商工業などの事業活動や新しい分野での事業活動を行う方に対して財政支援を行ない、また起業の促進による産業の振興、また商店街の活性化と雇用の促進を図ることを目的としているものでございます。これは平成24年度から実施しているものでありまして、これまで平成24年度から起業に対する支援としては23件、新商品開発支援としては13件の事業認定として助成を行なってきたところであります。

御質問の1点目の採択となった事業者に対するサポートや対応、商工会との連携についての御質問であります。起業家等の支援を受けた事業者を対象として毎年成果発表会を開催しています。事業の認定を行う審査委員会委員も同席する中で、本事業の支援を受けてから3年間、起業後の経営状況や展望や、また、それぞれ業務の内容などの報告をしていただいております。この発表会は単に事業の報告をいただくだけではなくて、事業の持続と促進を図る起業家の方々の相互の意見交換や交流の場として開催をさせていただいております。

こうした機会を活用しながら、審査委員会としての情報の共有や商工会への加入促進を図る、こういう目的もありまして、その中で経営上で課題があれば、早期の対応を図るべく商工会の経営指導員、この方々が経営相談として事業者のもとにお伺いしながら助言、または指導をいただくように連携を図っているところであります。

実際に、この制度により開業した事業者の経営が思わしくない状況があった際には、営業が継続できるように商工会、経営指導員が十数回面談をしながら、経営内容の見直しや資金調達の相談など、きめ細かな対応を行ない、フォローアップも行った経過もございません。

本制度を活用いただいた事業者の皆様には、本町において今後も長きにわたって持続的に活躍されることはもちろんのことですが、事業活動がさらなる発展がされますように、商工会初めとする関係機関とも連携を密にしながら適切に支援をしてまいりたいというふうに考えています。

次に、2点目であります。

新商品開発に関する限度額の見直しの質問であります。新商品の開発に係る助成内容、これは先ほど申し上げましたけれども、13件がそれぞれ新商品の開発をしていただいておりますが、現在、地元の地域資源を活用する試作品、そして原材料やパッケージの制作費、さらにまた広告、また販売促進の費用など、これを対象にして対象額の経費の2分の1と。

1回の助成限度額を30万円、1事業所では2回までとしてその合計が50万円と、こう
いうことで助成をしているところであります。

御質問にありました限度額の見直しについてですが、本町の良質な農産物を原料とした
商品開発によって、魅力ある新商品の誕生につながることは、本町の知名度向上やイメー
ジアップにもつながるといふことでありますので、これは大変私どもも期待をしながら望
ましい事業だといふふうに考えております。

したがいまして、御質問の趣旨にもありましたとおり、限度額の見直しにより多くの事
業者、団体などが魅力的に、またそれぞれ特色を生かした特産品を開発していただくこと
で、また商業振興の意欲にもつながり、自治体の取り組みとしてこれらが促進されること
が大変重要といふふうに考えておりますので、商工会を初めとする関係機関、団体、審査
委員会の皆様の御意見をお聞きしながら、より多くの方々に活用される制度として、本町
としても商品開発の後押しができる制度として、その内容のあり方につきましては具体的
に、かつ適切に検討し、見直しを図ってまいりたいといふふうに考えております。

地域経済の発展や循環のためには、より多くの事業者の方が新たな取り組みにチャレン
ジいただくことが大切であります。さらに、この制度が有効に活用されることが重要と認
識しておりますので、今後とも引き続き議員各位、またそれぞれ商工業者、また起業され
る皆様方の意欲につながるようしっかりと取り組んでまいりたいといふふうに考えてお
りますので、以上申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 柏崎秀行君。

○2番（柏崎秀行君） ただいま町長のほうから答弁をいただきました。

1番の起業家等支援事業の中で、成果発表会、会員促進という部分で答弁をいただきま
したが、成果発表会を3年、これはなぜ3年なのかというのが一つと、先ほど申しました
けれども、新しい分野への事業拡大という中で、例えば異業種という言葉を使って、要領
の中に書いてあるとは思うのですけれども、この異業種が違う分野へ進出した場合の制度、
それとは別に、既存の企業が別分野に企業を拡大しようとしたときの支援というのは、こ
の中にうたわれていませんが、その辺は今後見直すという考えはございますか。1番の中
の2点です。

2番の商品開発の中ですが、イメージアップといふことで、この商品開発といふのは単
に自分で商品を開発しパッケージをつくり、店頭に並べるといふだけではなく、きのう、
阿保議員からも質問のありました、ふるさと納税なんかにもすごく直結することだと思
うのです。観光協会のほうでも、地元の特産品を使った商品をいろいろな所へ行って売
たり食べてもらったりする、そういう中で、この起業家支援、商品開発という部分でこ
ういふこともできるのだという広告とか、そういうふうに誘うということも今後必要にな
ってくるのではないかと思います、その辺2点について再質問させていただきます。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 成果発表会の再質問から始まるのですが、なぜ3年かといふこと

ですが、支援の期限だというふうに思っていますが、これは後ほど担当のほうから答弁させていただきますけれども、基本的には今ありましたように、異業種の方だとか、また新しい分野についてはどうなのだというのですが、これは実際に異業種も新しい分野、例えば建設業をやっている方が飲食をやるとか、そういうことにもしっかりと対応させていただきまから、どういう職種に問わず新しく商工会を通して、審査委員会を通して、これが起業家に合致するというか、これに該当するということになれば、それはそういうことになっていますから、そのための審査委員会を設けてやっていますから、それは今後とも同じくそういう対応をして、また新たな意欲を持ってもらいたいと思っています。

商品も同じことで、本当に今質問にあったところは大変重要なところだと思いますが、ふるさと納税、いろいろなメニューをたくさんつくっているのですが、一番はやっぱり新しくできた直接地元の農産物を利用したものが、ふるさと納税の返礼品のオーダーが物すごく多いのですね。ですから、そういうものを本当に積極的に開発していただいて、それこそ自主的に三方よしではないですけども、そのような商品を開発していただければ、これはもう最高かなというふうに思いますが、ただそこまでいきなり行き着くということではありませんけれども、そういう新しくいろいろなイメージを持ちながら、将来に希望を持ちながら商品開発をするということは既存の、例えば商店とか商業者がその中でまた新しい商品だとか、また別な異業種の人がそういう商品だとか、そういうことも両方兼ね合わせてありますから、それについても担当のほうからもう少し詳しく説明させていただきます。

PRについては、本当に大事なことだというふうに思っています。今御質問のとおり、一番私の足りないのはPRというか、そういう広く発信する力というのは非常に足りないのかなというふうに思っておりますので、それも含めて、担当もかなり時間も経過した中でそれぞれ頑張って対応しておりますので、その辺について答弁させていただきますのでよろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（高橋利勝君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） ただいま、町長からの答弁ありましたけれども、私のほうから若干説明させていただきます。

まず、成果発表会の年限を3年とした状況でございますけれども、起業家等支援の制度に関しましては、要綱を定めております。いわゆる制度適用としてのルールづけでございますけれども、その中で奨励金の対象者に関しましては、3年間以上の事業継続が見込まれるものということが一つの審査基準でございます。町といたしましても、当然やっぱり、この事業を適用していただいた後には、もちろん3年と言わず、先ほど言いましたように、長期にわたって事業活動をしていただきたいわけですけども、基本的には3年以上継続というところの基礎条件、これがありますので、3年間はきちっと成果を報告していただく中で、安定的なものにつなげていきたいというところでの年限ということで御理解いただければというふうに思えます。

また、異業種進出の関係でございますけれども、運用といたしましては、日本標準産業分類というものがございまして、その中で大分類、中分類、小分類と分かれていくのですが、その産業分類の項目の中で、中分類の中に同じく同一で属されるものについては、基本的には、仮に申請されたときには、現段階の運用としては同じ業種は適用とならないというふうになりますけれども、先ほど町長も申し上げましたとおり、建設業の方が小売業に進出する、あるいは飲食業に進出するということは、本当にそれは異業種ということでは経営基盤の確立、安定のためには、そういった部分、制度としては大いに活用していただきたいというふうに思います。

中分類というところでいうと、例えば一つの分類の中で飲食店の中で分類されるので、例えばそば・うどん店という分類があるとして、仮にうどん店を運営されていて、新しくそば店を出したいというときには、これは同じ分類という解釈の中では、これは適用としておりませんが、先ほど町長が申し上げましたとおり、こういった部分、制度としては今運用上というところでありますので、必ずしもこれがということではございませんので、先ほど言いました、今後振興上必要であるということであれば、またそういった部分も関係団体等の意見も聞きながらということは考えられるかなというふうに、今考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利勝君） 柏崎秀行君。

○2番（柏崎秀行君） 今、担当課長のほうから丁寧な説明をいただきました。

すごく前向きな説明で、そういうふうに属さなくても考えていくという前向きな答弁をいただきました。その中で、事業承継という言葉があります。

事業承継というのは、後継者に引き継ぐという中で、今、事業承継というのは3パターンあると言われております。一つは親族、もう一つは従業員、もう一つはM&Aといって、企業が企業に承継するという形、弁護士が入ってというので、この3番目のM&Aに関してはちょっと話は関係ないのですけれども、親族や従業員が商売を受け継ぐ、そういった中で、先日福祉大会に出たときに、本別町の高齢化率が40パーセントを上回るという話を聞いたときに、この町でも年々そういう後継者がいない、そういう理由で廃業されていく業者は後を絶たない、これから深刻な問題になっていくと考えています。

その中で、4として他人が事業を引き継ぐということが今言われています。十勝でも事業を引き継ぐときに町と商工会が一緒になって調査をし、こういうところは何年も続かないと、うちも体力の限界だと、年ももう限界だと、そういったときに町や商工会が広く募集をし、他人に事業を承継させるというのが必要になってくるのではないかと考えています。そういったときに、他人が事業を引き継ぐときには、起業家等支援というのはそこに引っかかってくるのか、かからないのか、こういうことを伺いたいです。

○議長（高橋利勝君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） ただいまの柏崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

事業承継の部分でございますけれども、制度の今の要綱の中では、例えば他人の方が引き継ぐといったときには、それは該当といいますか、そこは明文化されていないのが実情でございます。ただ、審査会の中でも委員の方から今後事業承継についてどうあるべきかということは意見が出されておまして、その制度設計がまだ議論が煮詰まっていないというような状況でございます。

おっしゃられるとおり、基本的にはそういった今まで顧客があって、経営されていたわけですから、それを当然引き継がれることについては、地域にとってもお店が持続することでもございますし、そういったことで実は町外からお客さんが来られている場合ということも十分あり得ると思いますので、お店をしっかり守っていくということは、私ども担当者としても大事だというふうに思っております。

したがいまして、今言われた事業承継のパターン、一つから四つまでであるというふうに議員言われたとおり、いろいろなパターンがあるかと思っておりますので、ちょっとその辺の部分に対応するかということについては、今後、事業承継のあり方、当然考えられるのは、譲る方についても考え方もあるでしょうし、当然譲り受けを希望される方についての考え方もあろうと思っておりますので、現に経営されている方々、当然商工会の方々の意見を聞くということも必要だと思っておりますし、そしてまた、そういった部分を支援するということでは、金融機関の方々等の意見を聞く必要もあるかと思っておりますので、それらの部分については、審査会委員の中ではそういったメンバー構成の中でそろわれておりますので、そこも含めて、今後しっかり議論していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○2番（柏崎秀行君） 終わります。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番石山憲司君。

○4番（石山憲司君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、通告いたしました1問について質問いたします。

犯罪防止及び本町の児童生徒が安心して通学できる環境整備として、防犯カメラを通学路及び主要幹線道路等の公共空間に設置及び設置に伴う町民のプライバシーに対する不安解消について質問いたします。

本町における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、ことし3月の声かけ事案、わいせつ事案以降、6月に4件、7月に2件、8月に2件と児童生徒を対象とした不審者情報が多発しております。

本町では、防犯カメラ等に関する意識調査、アンケート調査等がございますが、実施さ

れていないと思いますが、帯広市、札幌市の調査結果では、帯広市、札幌市とも97パーセント以上のほとんどの人が必要と答えております。犯罪を未然に防ぎ及び犯罪発生時には早期解決できるよう防犯カメラの設置が必要であると考えますが、見解を伺います。

また、帯広市のアンケートによりますと、防犯カメラ設置に対し、強い不安感があると答えた方が2.5パーセント、若干の不安があると答えた方が23.4パーセント、つまり4人に1人が不安を感じております。不安感の最大の要因は、録画された画像がどのように取り扱われるかわからないというものが68.7パーセントであります。

そこで、この不安解消の対策として、次の2点を申し上げたいと思います。

一つ目は、防犯カメラの設置及び運用のガイドライン策定であります。これは設置者が防犯カメラ及び画像の適正な管理と運用を規定するものであります。例えば画像の保存、適正な利用、画像の加工禁止や情報の取得、さらには目的外利用の禁止等を規定するものでございます。

2点目は、捜査機関から犯罪捜査を目的により要請を受けた場合の対応でございます。十勝管内では、新聞報道によりますと、2015年には鹿追町、2017年では広尾町が既に所轄の警察署と町との間で協定を締結しております。これらの対策をもって町民の不安感を軽減できるものと考えますが、お伺いいたします。

質問の3項目でございますが、防犯カメラの購入費への助成についてであります。ことし2月25日の北海道新聞によりますと、札幌市は2018年から2020年の3カ年で2,500台の防犯カメラを設置するとのことであります。そのうち2,000台については希望する町内会に対し防犯カメラの購入費を補助するというもので、道内発の事業であるようでございます。補助は、屋外の公共空間を24時間以上連続して録画できる小型カメラであること。補助額は上限が1台16万円であり、希望する1自治会に対し複数台申請することができるということでございます。

本町においても、自治会、事業者、町民が設置を希望した場合、厳格な管理運用ガイドラインを策定の上補助することは可能か否か、お伺いいたします。

以上、3項目につきまして町としての見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝君） 答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 石山議員の御質問の防犯カメラの設置についての答弁をさせていただきます。

町内におきまして、児童生徒対象とした不審者情報、これは春から、御質問にありましたように数件ありました。なかなかその実態がわからないということではありますが、後に新聞紙上でも出ましたけれども、複数いろいろな方ということではなくて、同一であろうということでもあります。

おかげさまで、それぞれ自治会の御協力だとか、また青パト隊だとか、防犯協会含めて、本当に本町の安全安心のために頑張っていただいている各団体の連携含めて、解決に向けてしっかりと対応いただいたことに改めて感謝申し上げたいなというふうに思っています。

その中で、不審者の情報、また、それぞれの犯罪防止に向けて防犯カメラが必要でないかという御質問であります。必要であると同時にまた、御質問にもありますように、住民の皆さんの防犯カメラに対する安全安心の対策をしっかりとらなければならない、プライバシーの問題ということで、御質問いただきましたけれども、それも含めて相反するようなことも中にあるかもしれませんが、それら含めて防犯カメラというのは、本町は犯罪のない、事前に犯罪の起こらない安全安心の町ということで、まさに、先ほど言いましたけれども、警察を筆頭にしながら、また、生活安全推進協議会、自治会、さらにまた緊急時には子どもが駆け込める、子ども110番の家だとか、青パト隊含めて非常に努力いただいているところですが、このカメラの設置につきましては、事前に犯罪を踏みとどまらせるという抑止力も含めた地域の防犯力の向上という意味では、犯罪者の検挙など事件の早期解決を鑑みたとき、有効な手段であるということは、これはもう言うまでもないことだというふうに思います。

特に児童生徒の登下校初めとする見守り運動について、今現在は、先ほどから何回も言っていますけれども、青パト隊含めて、朝から夕方の登下校時に本当に熱心に活動いただいているところでありまして、また交通指導員の皆さん、そしてまたすきやき隊の皆さんもしっかり見守っていただいて、また子ども110番の家など本当に地域挙げて、町挙げて子どもたちの見守り活動をしていただいていることではあります。これらが本町における刑法犯の抑止につながっているというふうに思います。

また、児童生徒の見守りに関しましては、登校時間、またおおむね時間帯が集中しておりまして、見守りができるという判断ということではあります。下校時にいろいろ不審者情報なんかもそうでしたけれども、一番ここが心配なところだということに思っています。特に放課後活動の違いによって帰る時間が異なって、1人で下校している児童生徒もいるということも事実でありますから、過去の不審者情報もあわせて、下校時に人数に少ないときに発生しているということが多くということが結果として判明いたしました。この下校時の見守りやパトロールについても関係機関と連携を図りながら、既存の見守り体制の見直しを含めて、さらなる強化、充実をさせていくことも必要だということに考えています。

また、地域の子は地域で育てるという言葉がありますように、住民の皆さんのお力をいただきながら、日ごろから見守りによる不審者への抑止につなげていきたいと思っておりますし、今後、関係機関、団体と協議を進めながら、防犯カメラについては、設置の有無について検討していきたいというふうに考えております。

2点目の防犯カメラ設置の際の町民の不安についての対応であります。防犯カメラの設置を実施する場合については、まさに今御質問いただきましたように、警察、関係機関含めてしっかりと協定というガイドラインを設けるということはやっぱり大事だと思うのです。その活用の仕方含めて、やっぱり住民の皆さんが明らかにこれが情報としてわかるようにしておくことが大事だということに思いますので、これらも含めて今後そ

それぞれ警察を含めて関係機関とどのような対策ができるのか、ガイドラインの設置など含めて協議を進める中で、鹿追町や、また広尾町のお話もありましたように、これらの協定も参考にさせていただきながら、それぞれ検討していかなければならないというふうに思っています。

また3点目ですが、防犯カメラの設置に関する補助につきましてですけれども、現段階ではまだそこまで至っておりませんが、本別地区防犯協会連合会、関係機関、団体と協議を進めながら、自主的にカメラの設置をするということの申し出の中には補助金の必要性の、これもガイドラインとあわせて、それら含めて十分に協議、検討させていただきながら、その上でこのことが必要であるということであれば、その補助内容などについてもどのような補助ができるのか、またどのようなことで対応することが適当なのか、これらも含めて十分に検討させていただきたいと思っています。

いずれにいたしましても、日ごろから地域住民の皆さんの御協力をいただいている本町でありますから、年末のパトロール、また春、夏、それぞれ四季折々の、特に集団的にそれぞれの団体が集まっての防犯パトロールなんか含めて、大変なまさに全町ぐるみでの支援体制、また安全安心の応援をいただいておりますから、このことにも十分に私どもも意を注ぎながら、その他の関係の皆さんとも協議させていただいて、防犯カメラがどのようにして活用できるか、どうやれば住民の皆さんの不安も解除できて設置ができるか含めては、先ほど申し上げましたけれども、もう一度しっかりと協議、検討させていただいて対応していきたいなと思っています。

以上申し上げます。答弁とします。

○議長（高橋利勝君） 石山憲司君。

○4番（石山憲司君） ただいまの答弁は、設置については検討をするということで理解してよろしいでしょうか。

もちろん今答弁の中にございましたとおり、本別町には警察署を初め、3町の防犯協会、それから本別町には生活安全推進協議会等ございます。そのほか、子ども110番の家、今回の事件で某町内会ではその時間帯におられる住宅全てに旗を掲げた自治会もございません。非常に悪質な犯罪だと思いますので、特に子どもたちに対するそのような犯行は、本町において絶対許されるものではないという考えであります。

町長は今、検討すると言いましたけれども、本別町には本別町安全で住みよいまちづくり条例というのがございます。平成12年に策定されたものです。この目的は、町民の生活安全意識の高揚と犯罪や事故等のない安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とし、その中には、町民の責務、事業者の責務、もちろん町の責務。町の責務の3条にございますが、その3項には町民の生活安全を確保するための環境整備に関することというのが、この施策をしなければならないという条例であると理解しております。

これに基づきましても、当然本別町の子どもたち、きのうの質問でも出ていましたが、子どもは地域の宝でございます。地域みんなで子どもを守っていかなければならない。も

ちろん保護者の方、それからお孫さんの安全を願うのは当然のことでございます。少なくとも本町に通う子どもたちが少しでも不安を感じないような施策を速やかに施行するのが町の責務であると私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 今御質問いただきましたけれども、また再質問ですけれども、その防犯カメラを設置するということも環境整備の中の条例の中の一つだというふうに捉えれば、そのとおりかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、犯罪の起こらない、起きない、起こさせないということを含めて、これだけ多くの団体の皆さん、言うなれば、自治会も含めて町を挙げて、そういう子どもたちの安全安心の登下校時も含めて本当にこれだけ見守っていただいたり、応援をいただいているという、そういうまちづくりができてきているということでもありますから、それをさらにまた巧みなそういう声かけだとかいろいろなそういう犯罪というのが出てきていることも事実ですから、そういうことも未然に防止するという抑止力については、防犯カメラがあるよ、ないよというのではえらい違う効果というものは、それは私どもも感じているところであります。

先ほど申し上げましたように、そのことが本当に防犯カメラを設置することがよしとするのか、また非とするのか、可とするのか含めてそれぞれ警察署も含めて関係団体、そして今それぞれ防犯に携わっていただいている各団体も含めて十分に協議、検討させていただきながら、必要とあればそういう体制をとっていきなさいと、こういうことの答弁をさせていただきます。

決してしないとか必ずやるとかということではありませんが、そういうことを含めて、これもやっぱりそれぞれの判断で、またいろいろな考え方もあるというふうに思いますので、そういうことを含めてしっかりと対応させていただければと思っています。物の見方によっては、やっぱりそこまでしなければだめなのかという方もいるかもしれませんが、やっぱりやったほうがいいよという方もいると思いますから、そういうことの整合性も含めて、どういう方法が最も適切な方法なのかということは、しっかりと対応するために多くの関係団体の皆さん方の御意見を聞きながら対応していきたいなというふうに思っています。

事業所、また商店の中にそれぞれ自主的に防犯カメラを設置している所が数多くありますけれども、ただ屋外と防犯カメラがどのような対応ができるのか、また室内と違ったいろいろなセキュリティーなんかも含めてありますから、そういうことも含めてしっかりと設置するにはこれだけの条件、さらにまた整備しなければならないような、またそれぞれPRしなければ、広報しなければならぬことなんかも含めて十分環境の整備をとりながら、そのような是非の判断ができるしっかりとした協議を進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（高橋利勝君） 石山憲司君。

○4番（石山憲司君） 非常に前向きといたしますか、御答弁いただきましてありがとうございます。

この問題は決して今回の事案だけで申し上げているわけではなく、本別町には仙美里、勇足も含めまして数年にわたり子どもに対する事案はございました。全てを云々というのは確かに現状においては無理です。財政的にも難しいところはあります。

ただ、防犯カメラの設置が、今、町長が言いましたとおり、未然に犯罪を防ぐ、その意味におきましても、既に防犯カメラは、捜査の段階では職質と2番目に有効であると、取り調べも有効であるということは新聞等でも報道されております。地域においてもぜひとも安全確保のために、そして子どもたちが安心して通えるまちづくりのためにも、ぜひこのことを推進していただくことを申し添えまして、改めて再質問で、町の今後の整備について具体的に、例えば一例でございますけれども、年次計画的に設置をしていくかとか、それから今、協議すると言いました。関係機関、警察、そして防犯協会、それから生安とか、ほかの団体もございます。それらとの協議を進めていくということですので、それらについて再度お聞きします。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再々質問をいただきましたけれども、設置するしない含めてしっかりと関係団体と協議しながら、結論を出していくということに先ほど言わせてもらいました。個人的な意見とは別でありますので、私どもが、例えば役場だけでやるとかやらないとかということの判断ができるものでもありませんので、それは地域住民の皆さん、要するに、自治会の了解、判断もいただかなければなりませんし、またそれをしっかりと指導いただく警察署、またそれと一緒に頑張っていただいている生安だとか、各種関係団体がありますから、質問の趣旨はよく理解をさせていただいていると私どもも受けとめさせていただきますので、その是非についてしっかりと協議をしながら、せっかくやるのでしたら、きちっと全体の理解の中で有効に、本当にこれをここに設置してやっぱりよかったなと言っただけのような方法をとらなければなりませんので、議論の中で、それは必要ないよということになれば、また別な話ですけども、そのような趣旨でしっかりと判断をしていきたいなというふうに思いますので、決して後ろ向きでも何でもありませんので、このようなことで答弁とさせていただきますと思います。

以上であります。

○4番（石山憲司君） 終わります。

○議長（高橋利勝君） 11番藤田直美君。

○11番（藤田直美君）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、以下2問について質問させていただきます。

それでは、1問目の本別町の防災、安全対策の再点検をということで質問をさせていただきます。

このたびの地震による大規模停電を教訓に、本別町の安全対策の再点検と防災対策の見

直し、充実が求められております。通信回線が不通となり、携帯電話がつながらなくなるなど、問題を多く残しました。住民への安全対策の呼びかけを強化するべきだと思います。

現在、情報伝達の手段は、行政防災無線でいち早くお知らせしていますが、市街地区が全戸設置になっておらず、屋外スピーカーでは聞こえにくいと言われていました。また、通信不能となり、消防への連絡が口頭での伝達しかできないという事態も起きております。幸いにも、病気やけが、火災などによる緊急車両の出動がなかったことは何よりもよかったですと思いますが、通信不能時の消防への連絡体制の強化が必要だと考えます。

そこで、一つ目は、非常時の職員の優先業務の確認や電源確保のための取り組みと、備蓄計画の見直しなどを今後どのようにしていくのか、考えを伺います。

二つ目に、現在20の自主防災組織があると聞いております。自主防災組織の強化と現状の取り組みについて伺います。

三つ目に、行政防災無線の全戸設置を望む声が多いですが、急ぐべきだと思います。見直しについて伺います。

四つ目に、これまでも何度か観光、防災、教育とさまざまな視点から質問させていただいていますが、今回も町民の方から、もっと情報が欲しいという声がありました。ホームページだけでなく、フェイスブック、ツイッター、ラインなどのSNSを活用した情報を提供する考えはないか。

以上、4点について伺います。

○議長（高橋利勝君） 答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田議員の本別町の防災、安全対策の再点検の質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目の非常時の職員の優先業務、初動マニュアルですけれども、これらの確認や電源確保の取り組みについてであります。また備蓄計画の見直しなどの今後の考え方ということですが、職員の優先業務の確認につきましては、これは大雨、土砂災害、地震災害を想定した防災マニュアルをもとにして対応しているところであります。今回の停電被害を教訓に、停電が回復するまでの対応と必要とする資機材など、現在、大停電が発生したときに必要な資機材などの見直しを行ないまして、備蓄計画や防災マニュアルに取り入れていきたいなというふうに考えております。

いまだかつて想定しなかったこの丸二日にも及ぶ停電でありましたから、これは大雨だとか地震の防災マニュアルでありますけれども、こういうことも起き得るということも今回の大停電を教訓として、それぞれ必要な部分をこれからの防災会議に諮りながら多くの御意見をいただいて、またこれに対応する分について必要な分をこの防災マニュアルに取り入れていきたいなというふうに思っております。

また、電源確保の取り組みにつきましては、発電機を主要の、特に避難所、これらには必ず配備をするという方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

2点目です。

自主防災組織の強化と現状の取り組みですが、御質問のとおり、今現在は20の自治会が自主防災組織の結成をしていただいて避難訓練などを実施していただいています。行政が全ての被災者を迅速に支援するという事は、これは難しいということでもありますから、地域住民の皆さんが自発的に、また避難行動や避難所の運営を行うことが重要になるということでもありますし、地域防災力の強化を図るために、引き続き出前講座や避難訓練などの防災活動を支援するとともに、自主防災組織率の向上にも務めてまいりたいと思います。

3点目です。

防災行政無線の整備につきましては、平成31年度にデジタル化への更新に向けて、今年度実施設計を今行なっているところであります。戸別受信機、これにつきましては土砂災害警戒区域がありますから、この警戒区域内に居住されている世帯の皆さんには要援護者などの特定の世帯、またこれらにも、これは無料で設置するという事で予定をしておりますが、戸別受信機の設置を全町民に対象とすべきかは町民からの潜在的なニーズに応えながら判断していく所存でございますので、これらについても御理解をいただきたいと思っております。

4点目です。

ホームページでなくてフェイスブック、ツイッター、ラインなどSNSを導入して情報を提供する考えにつきましては、公式ホームページ、SNSによります情報発信は時代背景からも有効であります。行政の立場から使い方を誤ると異なる情報が拡散するという危険性もはらんでおまして、これは大きな問題に発展するおそれもありますから、発信する内容を十分に考慮する必要があるというふうに考えています。地元住民に向けたものではなく、町外に住む親族縁者や知人、友人などにも安否情報や復旧の情報としては必要だというふうに考えています。

現在、情報を伝える手段としては、携帯電話のエリアメールによる緊急情報の配信サービスや、災害情報で共有するシステム、Lアラートにより発信された防災情報を目的にした、テレビやインターネットなどに情報を提供するなど、住民に向けた情報の伝達手段として活用しているところであります。

今後は新たなSNSの立ち上げ検討のほかに、公式ホームページにおきましても必要と思われる情報を発信できる仕組みだとか、情報をどのように公平に伝達できるか、これらについて検討をしていく必要があると考えております。

以上、申し上げます。

○議長（高橋利勝君） 藤田直美君。

○11番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

電源確保については、きのうから各議員の質問の中でも出てきたと思いますが、今回は1日から2日で電気が復旧したということもありますが、長期化に備えた電源確保ができていのかどうかということで、庁舎も含めた病院など、非常用電源がどのぐらい持つのかということ。

今回、一時はスタンドの燃料も20リッターまでですとか、流通がとまっていることもあり、そういう心配もなされてくるのかなとも思いましたし、非常食の備蓄に関してですが、コンビニやスーパーでも食料が余り入らないという状態がございました。農大に非常食の提供をしたという報告もあり、大人数の賄いは大変であると感じましたし、こども園もお弁当持参で登園になったということを知っています。お母様方の話では、お弁当の食材も余りなかったということでしたので、今回は避難所運営までには至らなかったということもあり、もっといろいろな施設への非常食の提供があってもよかったのではないかとこのふうにも感じております。その点についてもお聞きしたいと思いますが、今回、商工会青年部により福祉施設への食事の提供がありました。とても早い対応で、そのすばらしい行動力を行政は見習うべきだと思ひ、また非常食の備蓄数、提供の考え方、そこも再点検するべきだと思ひます。

二つ目の自主防災組織の強化と現状の取り組みについてですが、自主防災組織の役割として、平常時、災害時にそれぞれ地域に合わせた活動となっていると思ひますが、自主的な活動ということで、今回のように停電により情報の伝達や安否確認が町内全域で支援が必要となった場合、公助による行政などの対応では限界がある。そこで共助である地域での協力し合う体制、自主防災組織の活動が最も重要であると思ひますが、現在その自主防災組織のほとんどが人口減少や高齢化による人材不足で、十分機能するかなど不安を抱えているということを知っています。

ほかの自治体では、消防OBや消防職員を防災コーディネーターとして組織の一員になり、若い人材の確保など取り組んでいるところもあると知っています。出前講座、防災訓練なども行なっているということですが、その点の連携というのですか、その辺はどのようになっているのか。行政や消防組織など連携をとって高齢化対策をしていくべきだと思ひますが、伺います。

3点目の行政防災無線なのですが、更新時期も来ているということで、調査研究も進められていると何度か聞いてはおりますが、とても時間がかかっているのではないかと感じていますし、時間がかかっている理由と、町民の方からお金がかかっても設置したいという声が多くあるのですね。そういう方は経済的に余裕のある方だと思ひますが、早期に進めていただきたいということです。

四つ目、災害時には安全と安心が強く求められていて、このたび通信が途絶えたということで大変不安を感じている方が多かったとお聞きしています。災害時は御近所同士で声をかけ合って安心感を高めることも大事ですが、最近ではスマホをほとんど持っているという時代です。若い人たちや、人とのかわりが苦手な人、足が悪い人、耳の聞こえない人は、少しでも情報があると安心すると言っています。ホームページではなく、登録制の安心安全メールを配信している自治体の例をお聞きいたしました。本別町でも独自の安心安全のメール配信、SNSなどでも使える公式アカウントを設定して使えるような形にしてはどうかという点です。先ほど、何か混乱を招くというようなお答えもありましたが、

配信だけに設定できるということもあり、事細かに配信するということが大事ではないかと私は今回大変感じました。

また、町民の方から、見通しがあるなしまで、どんなことでもいいから、少しでもいいから情報が欲しいと。最初にホームページを見ましたところ、3行ほど断水の心配はないですとか、3項目ぐらいだったと思うのですが、こういうSNSを発信して、つぶやきのように、見通しがあるでもないでもいい、こんなこと気をつけてほしいとか、通信が途絶えたときに、駆け込みをしてくださいという言葉があったと思うのですけれども、そういうことがあれば駆け込みをしてくださいですとか、想定できることをどんどん入れていくと、それを見た町民の方は、こういうときはこういうふうにしなければならないのかとか、安心できるのではないかと私は感じました。ホームページ上の災害情報が少ないということもそうですが、配信の基準みたいなものが決まっているのかどうか、もっともっと情報が入らないのかということをお聞きしたいと思います。

あと、SNSの活用についてですが、見守りの部分ですとか人材が不足しているので大変だということ、大災害が起きたときは足りなくなってくると思うのですね。そのときに災害ボランティアの受け入れ体制をつくる时候にもSNSというのはとても効果があるものだと思います。何か手伝えることはないかと思って、でもなかなか動けないという町民の方が多くいたようなことも聞いておりますし、要らないところに行っても、それが余計なお世話になってしまうという考えを持っている人もいたようでございます。その点について伺います。

○議長（高橋利勝君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） まず1点目の非常時の職員の優先業務の関係なのですけれども、今マニュアル的に、今回のような停電については想定もしていなかったもので、そういうマニュアル的なものはなくて、今現在、各課部局に停電と通信設備が不通となった災害対応について必要な資機材などの調査依頼をしております。その報告を受けて災害対応の見直しを行ない、備蓄計画や防災マニュアルに取り入れていきたいと考えております。また、この停電が冬期間であった場合も想定して考えていきたいと考えております。

それと、自家発電の関係なのですけれども、大体役場が使っているので軽油が1時間当たり24リッターから28リッターが必要になりますので、今回、2日間ぐらいが対応可能となっております。

それと、非常食につきましては、今現在備蓄されているものについては、白い御飯が595食、赤飯が588食、五目御飯が572食、レトルトカレーが635食、水が2,819リッターを配備してあります。

次に、2番目の自主防災組織の強化の関係なのですけれども、藤田議員言われたとおり、今現在20の自治会で自主防災組織が結成されております。地域防災組織の避難訓練等につきましては、平成29年度は7回で、避難訓練が2カ所、非常の避難訓練が2カ所、本別町の防災対策についての防災コアが3カ所でありました。新たな自主防災組織の結成を

お願いし、自主防災組織率の向上に務めてまいります。また、出前講座や避難訓練など、防災活動について支援をする考えであります。

次、3点目の行政無線の全戸の設置についての考えですけれども、私どもも屋外拡声器については、窓ガラスの反響や大雨で聞こえにくいことは承知しております。防災行政無線につきましては、平成31年度にデジタル化の更新に向け今年度実施設計を行っております。戸別受信機を全戸に設置することにつきましては、関係機関等に意見を聞きながら判断していきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 小坂総務課主幹。

○総務課主幹（小坂祐司君） ただいま藤田議員のほうから自主防災組織と我々消防署の関連についてちょっとお話があったかと思えます。

住民課のほうと防災のほうと連携をとりながら自主防災組織の訓練等々に積極的に参加をさせていただいているところでございます。今後におきましても、連携を強化しながら自主防災組織の拡大に協力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 藤田議員のほうから質問がございましたホームページの更新、それからSNSの関係でございますけれども、ホームページの関係でございますが、今現在ホームページの仕組み上、私どもの課の広報電算担当のほうで更新業務をしております。ただ、それぞれの課、セクションでも必要な情報、発信というのはそれぞれあるかと思えます。今タイムリーに発信できるように、例えば原課のほうでも必要な情報をすぐさま私どもだけが更新業務をするのではなく、原課がそれぞれ必要な情報をタイムリーに発信できるような仕組みも今後検討していく必要があるのかなというふうに今思っております。そのシステム上の課題等については、今担当の中で検討するように話しているところです。ただ、原課それぞれに発信してしまうと、その情報が混乱してしまう場合もありますので、その運用基準については、また内部でも整理していく必要があるというふうに思っております。

また、SNSの関係につきましても、町長のほうから答弁がありましたように、運用上は確かに今の時代背景からは有利なものであるというふうに思っております。ただ、私どもが考えているのは、情報格差といいますか、もちろんスマホを持たれている方の普及率は大変向上しているかというふうに思いますが、やはり持たざる方もいらっしゃるということも現実にありますので、その辺の格差をどのように解消していくかというところは、まだ考える必要があるのかなというふうに思っておりますので、そのあり方というところも整理していく。ですから、持っている方だけがその情報を知っている、持っていない方はそれを得ていないというところもありますので、それをどう解消していくかというのはまたいろいろと皆様から御意見をいただくなり、その解消手段というのは考えていく必要

があるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 藤田直美君。

○11番（藤田直美君） 一通りお聞きしましたが、非常食の関係ですが、数はわかったのですが、私が先ほど申ししたのは、今回避難所運営はなかったのですが、非常食をそれだけ今現在備蓄していると思うのですけれども、運営がなかったのではほかの施設にも今備蓄している部分で今回提供することはできなかったのか、非常食の備蓄数と提供の考え方を伺ってはいなかったと思うのですが、その点をもう一度伺いたいのと。

SNSの関係ですが、何度もこの部分ではいろいろな方面から質問させていただいているのですけれども、やはり他町でやっている事例をもっと調べてみてはどうでしょうか。必要な人は本当に必要で、持ちたいわと思っている人もいますし、耳が聞こえない人ですとかそういう方たちのため、瞬時に動けない人のため、そういう部分でも大きく役立っているということもあるので、そういう観点からももっと調査するべきだと私は思うのですが、その点について伺います。

○議長（高橋利勝君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 非常食の関係なのですけれども、今回出さなかったという話ですけれども、形的に避難所を設置して、自主避難の場合だとかあるときには非常食を出さないときもありますけれども、そういう避難所に避難したときに非常食を出すような考えでおります。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 藤田議員の御質問でございますけれども、ちょっと私の説明が不足だったかもしれませんが、今言われていたSNS、確かにそれは有用な手段だというふうには認識しておりますので、その運用、あるいはその使い方等については、藤田議員言われるように、他の自治体で取り入れているところもございまして、そこを調査してはどうかということの御意見をいただきましたので、その辺も踏まえて、それをどうしていくかということはしっかりまた研究させていただき、そのあり方について取り進めさせていただければというふうに考えております。何とぞ御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 非常食の部分で、各介護サービス事業所ですとか障がい事業所のほうに、今回の災害において、食糧の備蓄等も確認をさせていただきました。それぞれ少ないところ、あるいは二、三日は大丈夫というところもありまして、ちょっと少な目な事業所につきましては、地域の方で食糧を提供してくださるというようなものを少し優先的に提供させていただいているということで、何とかこの期間中は乗り切ること

ができましたので、今回、町の備蓄の部分についての要請はしておりません。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 藤田直美君。

○11番（藤田直美君） 見直す部分がたくさんあったということのお話だったと思いますし、備蓄の部分でも、備蓄の内容ですとか備蓄の量などは、今後検討するところはたくさんあるのではないかと私も感じております。

地域防災計画は、防災会議で検討されていると思いますが、想定していないということは、これから使えなくなってくるのかなと思います。これだけいろいろなことが町民の方から聞こえてきますので、できることは早急に取りかかるべきだと思いますが、次の計画ですが、いつごろまでにその見直しがされた計画が出されるのか、その点について伺います。

○議長（高橋利勝君） 大和田副町長。

○副町長（大和田収君） 私のほうから、防災資機材の備蓄計画について説明をさせていただきます。

平成25年から29年の5カ年で策定をしております。ちょうど30年度からは新たな見直しをしまして進めておりますけれども、5年ごとに見直しを行うというのが基本となっておりますが、新たな課題等が発生した場合は、その都度見直しをするということになっておりますので、今回の停電を機に見直しをしていく。当然、防災マニュアル等についても大きな見直しをしていくというような考えで今進めておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（藤田直美君） 終わります。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩をいたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

藤田直美君。

○11番（藤田直美君） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

中学生、高校生におけるピロリ菌検査の実施をということで質問させていただきます。

ピロリ菌は、家族で所有している可能性が高く、陽性者においては胃がんなどの発症につながる可能性が高いと言われております。また、一度の除菌でその後の発症リスクは90パーセント以上軽減されると言われております。御家族への周知と実施を求めてまいります。

この質問は、今回3回目になりますが、前回から2年がたちまして、状況も少し変わってきておりますことから、質問させていただきます。

最初に提案したのは平成27年3月、その時点では、道内で実施されている市町村は7

市町村、その年度内で17市町村にふえ、現在平成30年4月時点では56市町村が取り組んでおります。全国的にも検査を実施する団体が大変ふえてきていることから、感染してから10年前後の中学生に対する除菌では成人に比べて確実に胃がん予防効果があると学術的結果に基づき行われております。

そこで、一つ目に、まず、なぜ中学生が対象なのかという点から再度申し上げたいと思います。日本の胃がんの患者数は肺がん、大腸がんに次いで第3位、女性では乳がんに次いで第2位、男性女性の比率でいうと2対1だったのがだんだん数が近づいている状況にあります。年間5万人の方が命を落とされていることと、国立がん研究センターによりますと胃がんの98パーセントがピロリ菌の保菌者という報告もなされております。

何年にもわたって胃炎が進行していく中で、慢性胃炎症状から胃がんへ進むことが確認されております。これは世界的にも知られていることです。日本の胃がん患者数は先進国の中でも異例と言われるほど多いようでございます。成人になってからのピロリ菌感染というのは、これまで多くの感染時期は5歳までと唾液による経口感染が考えられております。胃炎が進行する若い世代のピロリ菌除去が将来大人になってからの子どもへの感染を防ぐことにもなると考えます。

ピロリ菌除菌に用いる薬の対象が15歳以上であることから検査は受験前の中学2、3年生がよいとされております。特に本別町の子どもたちの40年先の胃がん、胃潰瘍の発症リスクを軽減させるため、また、生涯を通して健康な胃で長生きを楽しむ健康長寿のまちづくりを目指して取り組むべきではないでしょうか。

二つ目に、実施している市町村の多くは、検査の費用を全額町や市が負担としております。1次尿中抗体検査と2次尿素呼気検査の費用を全額町負担して実施するべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 藤田議員の中学生、高校生におけるピロリ菌検査の実施についての御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、北海道保健環境部のとりまとめでありますけれども、道内で中高生にピロリ菌の検査を実施している自治体数、これは今御質問にもありましたが、平成30年4月1日現在で53市町村になります。十勝管内では1市1町でありまして、いずれも中学3年生を対象に尿を学校に提出するという方式で検査を実施している状況であります。

本町でも、保護者のニーズ調査として平成30年3月、ことしの3月に現在中学2年生の生徒の保護者48名にアンケート調査をしました。56.3パーセントに当たる27名からの回答を得たわけではありますが、まず対象となります保護者自身が胃がん検査を受けたことがあるかという質問に対しまして、今までに胃がん検診を受けたことがない保護者が27名中19名でありました。約7割が検査はしていませんという回答でありました。次に、ピロリ菌を知っていますかという質問に対しては22名が知っているという回答がありました。次に、お子様に検査を受けさせるかという質問に対しては12名、44パーセント

が受けさせたい、そして、わからないが10名で37パーセント、受けさせないが4名、14.8パーセントという結果でした。受けさせないという中には、10代は早いと思うという意見もありました。

次に、専門医の意見であります、北海道対がん協会の所長によります平成29年10月の講演の中で、ピロリ菌の感染はほとんど2歳未満であること、両親や祖母のピロリ菌の感染が子どもの感染率を上げることが報告されております。予防としては、親、家族に対する感染対策が必要であることや、小児科系学会の大半が、これは無症状の中学生除菌に極めて懐疑的であるということでありまして、低年齢化を進めるにしても高校生以降の除菌が現実的な対応であるという意見も出されています。

さらに、胃がん発生の抑制という点では、40代までに除菌を行うと男女とも90パーセント以上の抑制効果が出るということでありまして、40歳以下の早い段階で発見すれば予防効果はあると考えられていますが、仮に除菌治療をして、その後の定期的な検査などが不要になるわけではありませぬし、一度除菌すればもう発がんしないという勘違いをされる部分も珍しくないということで、その後受診しなくなるケースもあるということでありまして、これは除菌した後も通院をするためにも、本人、保護者の理解は不可欠というふうに考えております。

現在、本別町で実施しております成人のピロリ菌の検査といたしましては、町国保病院で町民ドックのオプションとして35歳以上の町民の皆さんは血液検査として受診することができることになっておりまして、平成28年度からは対がん協会に委託をして、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん検診とあわせて40歳以上の町民に便検査で行うものの2種類があります。

平成29年度からは、この二つをあわせて70名が受診いただき、そのうち12名が陽性ということになりました。陽性となった方の年齢は70代が最も多く、次いで40代、50代となっております。

これらのことから、中学生に検査を実施する前に、まずは保護者に検査を受けていただくよう周知啓蒙していくことや、現在35歳以上を対象としている検査の実施年齢を引き下げて、若い世代に受診の機会を広げるなどの対応も効果的と考えておりますので、この検査につきましては、新年度に向けて検討してまいりたいというふうに思います。

以上、申し上げますとさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 藤田直美君。

○11番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

ただいまアンケート調査の結果などもお聞きしましたが、44パーセントの保護者の12名の方が受けさせたいということ、あとはわからないということだったと思うのですが、前回のときも申しましたが、やっぱりもうちょっと勉強する機会というか、医療講演会というか、そういうものをしていただきたいと。前向きに検討するというお話でしたが、2年間、ピロリ菌、胃がんに関しての講演はなかったかと私は認識していたのですが、ま

ずそれがあれば、もっと親御さんの意識も変わってきたと思いますし、早い段階での除菌の効果ですとか、もうちょっと研究している方のお話を聞くと、将来に向かってとても大事なことだと私は感じたので勧めたいと思って3回目の提案となりました。

先ほど町長は、除菌をしてからの感染も考えられるということでしたが、私が聞いた中では、中学生時点で除菌をするとその後はほぼないということがあるので、家庭内感染におきましても保護者のそしゃくであるとか、そういう部分で感染する機会が多いようですが、そういう危険性もなくなるということもあって、健康が維持できるだろうということもありますし、通常の生活では人から人へのもちろん感染はないのですが、ほぼそしゃくの部分だったりするというふうに私は聞いております。

そういうお話を、講演会も開くべきだと思っておりますし、また、帯広市では平成28年度から検査を実施しておりまして、平成27年度、平成28年度の2年間において105名の保菌者といえますか、感染者という報告もされております。また、検査だけではなく、除菌につなげるように勧めていくことがいいと私は思っておりますが、先ほど町長は53市町村で実施、私は56と言ったのですが、平成31年度以降検討中のところも3町村ございまして、これからまたどんどんふえていくということになってくると思います。本別町の子どもの将来を考えたときに、年々年もとりますし早目に行うことがいいと考えます。

帯広市においては、保護者対象の講演会、学校関係者、行政も含めての北大の胃がん研究センターの先生の講演会があったと聞いております。そういう関係の保護者を対象にした研修会、講演会を開催し、理解を深めていくことは考えられないのか、その点について再度伺いいたします。

○議長（高橋利勝君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 藤田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、勉強する機会についてというところで、確かにこの2年間、町としてというところでの講演会等は実施をしていなかったかなというふうに思います。ただ、どういうふうに啓発をしていくのかというところでは、町民全体という部分ですとか、あるいは学校教育の部分、学校の保健指導の部分というところもあるかというふうに考えておりますので、まず、そういう関係者での認識を一致させていくということは、これから必要になってくることかなというふうに思ったところでございます。

あと、早い段階での除菌というところで、中学生に対してのピロリ菌の検査というところなのですけれども、この点に関しては、いろいろな説を唱えられる先生がおられるというふうな状況なのではないかというふうに捉えております。

前回の御質問のときにも、厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会のことも御説明をさせていただいたかと思いますが、そちらの検討会につきましては、ピロリ菌が胃がんの予防抑制、胃がん発生の抑制、死亡率の減少の効果に対して、まだピロリ菌の抗体検査というのは根拠が十分に蓄積されていないので、検診としてこれからどう扱うべきかと

というのは、引き続き検証をしていくのだというような見解にとどまっております。

今もそういう状況であるということで、年齢を引き下げてやっていくという部分については、やはり反対の説を唱える先生の意見とかも聞きますと、無症状の中学生とか子どもに対して抗生剤の投与というのですか、お薬を使うことというのがどうなのだろうかですか、耐性菌の問題だとかアレルギーの問題だとか、いろいろなことを考えると、もう少し慎重になるべきではないかという意見を呈されている先生もおられます。

家庭内感染を防いでいくというようなところは、私たちも予防としては非常に重要かというふうに思っております、今回、がん検診のオプションとしてピロリ菌検査を一番低いところでは35歳、あと40歳以上というふうにやっているものをピロリ菌に関してはもう少し30代とか20代とか若い世代に引き下げて、まずは自分がこれから親になるような方々がきちんとピロリ菌を認識して予防に努めるということで子どもへの垂直感染、親から子どもへの感染を防ぐこともできると思いますし、家庭の中からの予防意識を高めていくということも可能ではないかというふうに考えておりますので、来年度につきましては、その方向で少し実施できないかということを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝君） 藤田直美君。

○11番（藤田直美君） 知識の部分ですとか、また、各お医者様の関係も認識の違いがあるということでしたので、私も聞いている中ではそういう考えのお医者様も確かにありました。

ですが、副作用に関しては、副作用のリスクより胃がんにかからないという胃がんになるリスクを考えたときには、服作用というのは1週間の薬の服用、15歳以上の服用というのは、やはり副作用に対応できるということで15歳以上というふうになっているようでございます。嘔吐と下痢が3日ほど続くような副作用しか今のところは確認されていないということでありまして、そういう安全性の部分も含めてですが、やはりもっとその辺の勧めているところの町村の考えですとか、行なっている受け入れ体制ですとか、そういう部分というものをもっと聞いてみるのはいかががかなと思います。

来年度においては、そういうものも含めてがんに対する知識ですとか母子感染の部分ですとか、前回も言いましたが、そしゃくの部分を気をつける啓発もしていただけるということでしたので、そのように進めていただきたいと思うのと、もっと講演会というか勉強をする機会というものをつくっていただきたいと思います。

帯広市でのアンケートでは、100人ぐらい来ていただいた中で90パーセント以上が受けさせたい、除菌させたいという方だったようです。その講演を聞いたときに。それを聞きますと、やはり少しでもそういう可能性があるのであれば、受けてみたいと思う方がいるのだということと、私がお話した中学生の親御さんの中では、ほとんど皆さんそういうふうにお話をされていたので、ぜひそういうお話も周知していくような方向ですべきではないかと思いますが、その点についても一度伺います。

○議長（高橋利勝君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） がん予防に対する啓発という部分につきましては、これは胃がん検診にかかわらずいろいろな部分で必要なことではないかというふうに考えております。ピロリ菌も含めての部分で、健康管理センターだよりですとか、そういうものも活用しながら適宜必要な情報提供ですとか、そういうものは行なっていきたいというふうに考えております。

あと、勧めているところの状況も確認もしながらというようなところですが、私たちも幾つか実施している町の状況ですとかも聞かせていただきました。あくまでもこれは法定の検診というか、決められた検診ではないので、親御さんの考え方で受ける受けないが決まってくると思いますが、1次検診、最初の尿検査まではある程度受けてくれても、そこで陽性になった後、きちんと2次検査に行かないですとか、あと2次検査に行かないので当然除菌もされないというような自治体も結構あるというような話も伺っております。そういうことを鑑みますと、やはり啓発の部分ですとか、あとは保護者の皆さんにも予防の重要性を知ってもらうために、まず、みずから検診を受けていただくというようなところも非常に重要かというふうに考えておりますので、今後も実施市町村の状況ですとか、厚労省の動きですとかも確認をしながら検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○11番（藤田直美君） 終わります。

○議長（高橋利勝君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第66号

○議長（高橋利勝君） 日程第3 議案第66号平成30年度本別町一般会計補正予算（第10回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第66号平成30年度本別町一般会計補正予算（第10回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、元職員の業務上横領に係る弁済金等の計上、新たなふるさと納税専用サイトを導入することに伴う寄付金の増額及び返礼品等の関係経費、本別町居住支援協議会補助金、畑作構造転換事業補助金の追加、橋りょう長寿命化事業の調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,238万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,580万8,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

12ページ、13ページをお開きください。2、歳出ですが、2段目にあります、2款

総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 節共済費 5 6 9 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、一般職に係る市町村職員共済組合追加費用等負担金が確定したことにより調整するものであります。

その下の 8 節報償費 7 5 0 万円の増額、1 2 節役務費 1 6 2 万円の増額及び次にございます 1 4 目基金費 2 5 節積立金中、個性あるふるさとづくり基金積立金 1, 5 0 0 万円の増額補正は、新たにふるさと納税専用サイトを 1 カ所導入することに伴い、寄付金の増収を見込み補正するものであります。

同じく、2 5 節積立金中、公共施設等整備基金積立金 1 万円の増額補正は、寄付者の意向により積立を行なうものであります。

上の 1 目一般管理費に戻りまして、1 1 節需用費、庁舎等修繕料 5 0 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、職員住宅 2 棟の屋根を早急に修繕する必要が生じたので補正するものであります。

2 目下の 1 7 目諸費 1 9 節負担金補助及び交付金 3 6 万 7, 0 0 0 円の増額は、自治会へ交付いたします街路灯維持費交付金を実績に基づき、調整するものであります。

一番下段にあります、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 2 3 節償還金利子及び割引料 8 5 2 万 9, 0 0 0 円の増額は、平成 2 9 年度障がい者自立支援給付費及び医療費負担金の実績確定によりまして、平成 2 9 年度に交付されました国と道費負担金の精算により返還するものであります。

1 4 ページ、1 5 ページをお開きください。上段にあります、2 項老人福祉費 1 目老人福祉総務費 1 9 節負担金補助及び交付金 2 3 0 万円の補正は、本別町居住支援協議会に対する国庫補助事業が採択されたことによるものであります。

次の 2 目養護老人福祉施設費 1 3 節委託料防火設備定期検査業務委託料 5 万円及び 1 8 ページ、1 9 ページをお開きください。一番下段にあります、1 0 款教育費 4 項社会教育費 2 目公民館費 1 3 節委託料、防火設備定期検査業務委託料 1 5 万 6, 0 0 0 円の補正は、建築基準法の改正に伴い、特定建築物等の定期検査報告以外に、新たに防火設備の定期点検報告が義務付けられたことから補正するものであります。

1 4 ページ、1 5 ページへお戻りください。中段の 4 款衛生費 1 項保健衛生費 6 目環境衛生費 1 9 節負担金補助及び交付金、公衆浴場経営経費助成 8 0 万円の減額補正は、町内の公衆浴場廃業による調整であります。

下段の 4 項病院費 1 目病院公営企業費 1 9 節負担金補助及び交付金 3 万 8, 0 0 0 円、2 4 節投資及び出資金 2 0 0 万円の増額補正は、医療機器の更新に伴うものであります。

一番下段にあります、6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 1 9 節負担金補助及び交付金、畑作構造転換事業補助金 4, 6 5 4 万 5, 0 0 0 円の補正は、本別町農業協同組合を事業主体とする馬鈴薯荷捌機 1 台の導入、仙美里地区馬鈴薯機械利用組合を事業主体とするポテトハーベスター 1 台のリース経費など 5 事業に対する補助金であります。なお、この事業は国による補助事業でございます。

16ページ、17ページをお開きください。1段目にあります、7款1項商工費6目消費者対策費11節需用費55万6,000円の補正は、北海道消費者行政推進事業を活用し、消費者問題啓発資材を購入するものであります。

中段にあります、8款土木費2項道路橋りょう費4目橋りょう維持費13節委託料2,690万円の減額、15節工事請負費2,690万円の増額補正は、交付金事業の執行見込みにより調整するものであります。

別添の予算説明資料をお開きください。右側2段目の補正事業説明でございますが、社会資本整備総合交付金本別町管内橋りょう長寿命化事業ですが、橋りょう補修、架換工事については、補正前1億666万3,000円を補正後1億3,356万3,000円に増額し、下段の橋りょう補修調査設計委託については、補正前4,520万円を補正後2,410万円に、次の橋りょう計画策定については、補正前1,500万円を補正後913万5,000円に減額し、物価調査については、補正前40万円を補正後46万5,000円に変更するものです。なお、総事業費1億7,626万3,000円は変更はございません。

左側の事業費ですが、補正額については、地方債を200万円増額し、一般財源を200万円減額しております。

この資料での説明は省略させていただきます。

予算書にお戻りください。16ページ、17ページをお開きください。一番下段の、5項住宅費1目住宅管理費11節需用費、修繕料234万2,000円の増額補正は、公営住宅等の今後の修繕見込みによる調整でございます。

18ページ、19ページをお開きください。上段の9款1項消防費2目非常備消防費8節報償費、消防団員退職報償金115万8,000円の補正は、消防団員1名の退職に伴うものであります。

その下の、18節備品購入費、多目的テント10万円の補正は、本別町にお住まいの匿名の方からの寄付により購入するものであります。

以上で歳出を終わりました、6ページ、7ページをお開きください。1、歳入でございますが、1段目の1款町税1項町民税1目個人2節滞納繰越分14万1,000円、下段にございます、2項1目固定資産税2節滞納繰越分10万3,000円の増額補正及び8ページ、9ページをお開きください。一番下段にございます、19款諸収入4項1目7節雑入中、上から4行目の町税損害賠償金125万1,000円及び町税損害賠償金遅延利息分57万2,000円の補正につきましては、元職員の業務上横領に係ります本人からの弁済金を計上するものであります。

6ページ、7ページにお戻りください。3段目の9款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

2段下にございます、13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金2節老人福祉費補助金、住宅市場整備推進等事業費補助金230万円の補正は、歳出で説明いたしました、本別町居住支援協議会に対する国庫補助事業が採択されたことによるものであり

ます。

下段の14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金4,654万5,000円の補正は、歳出で説明いたしました畑作構造転換事業補助金に対して、北海道を通じ国より全額補助されるものであります。

一番下段にあります、10目商工費道費補助金1節商工費補助金60万円の補正は、消費者問題啓発資材購入費に対して補助されるものであります。

8ページ、9ページをお開きください。2段目にございます、16款1項1目寄付金1節総務費寄付金中、公共施設等整備基金指定寄付金は、嫌侶墓地利用有志一同様からの指定寄付金であります。

下の個性あるふるさとづくり基金1,500万円の増額補正は、歳出で説明いたしました、今回、新たにふるさと納税専用サイトを1カ所導入することにより、寄付金の増収を見込み補正するものであります。

次の5節消防費寄付金、消防団物品購入費10万円の増額補正は、本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金でございます。

下段の17款繰入金1項1目特別会計繰入金1節介護保険事業特別会計繰入金551万8,000円の補正は、平成29年度繰越金の確定による精算償還金であります。

10ページ、11ページをお開きください。20款1項町債2目衛生債1節病院債20万円の増額補正は、医療機器の更新に伴うものであります。

次にあります、4目土木債1節道路橋りょう債200万円の増額補正は、橋りょう長寿命化事業の事業費調整に伴うものであります。

以上で歳入を終わらせていただき、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります、1、追加。これは、平成31年4月からのごみ収集運搬業務を実施するために設定するものです。事項、ごみ収集運搬業務委託、期間、平成31年度から平成35年度、限度額、2億5,514万7,000円に金利変動、物価変動等に伴う増減額を加算し、消費税及び地方消費税の額を加算した額とするものでございます。

次に、5ページをお開きください。第3表、地方債補正であります、1、変更。これは、事業の追加、事業費の調整に伴い限度額を変更する内容であります。起債の目的、公共事業等7,240万円を7,440万円に、過疎対策事業3億3,320万円を3億3,520万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第10回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正等一括とします。

梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） それでは、議案第66号平成30年度本別町一般会計補正予算（第

10回)についてお伺いいたします。

歳出の3款民生費3項児童福祉費、14ページ、15ページになります。18節備品購入費55万円の減額、こちら車両普通自動車と御記載があります。また、続きまして下段、27節公課費2万円、自動車重量税の減額となっております。こちら発達支援センター事業と記載がありますが、こちらについての詳細をお伺いいたします。

続きまして16ページ、17ページ、7款商工費1項商工費6目消費者対策費11節需用費55万6,000円、消耗品費啓発資材等、こちら提案説明がありました、消費者対策にかかわる物品を購入ということでございますが、どこからこういった物を購入されたのか詳細をお伺いいたします。

続きまして12節役務費1万2,000円、こちら手数料折込とございますが、こちらについても同様をお願いいたします。

続きまして18ページ、19ページ、10款教育費4項社会教育費2目公民館費13節委託料15万6,000円、こちら業務委託料、防火設備定期検査、公民館事業、こちらも御説明いただきました建築基準法の改正に伴って定期検査が必要になったという御説明ございましたが、どこの業者がどのように定期点検を行なうのか、その選定に当たって何社等比較されたのかとか、そういったことを詳細御説明いただければと思います。こちらについては、地方自治法第2条14項におきまして、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないと、常に計画的で効率的な運用に留意することが求められてございます。

御質問を何点か質疑させていただきますが、該当しないことについては答弁を求めません。

1番目、当初予算に立てられなかった理由、またはその事由等ありましたらお聞かせください。

また、これを補正予算に上げられました目的についてお聞かせください。

3番目、この補正予算に上げられた必要性、こちらについてお答えください。

4番目、この補正予算に上げられて事業を遂行するにあたって、得られる効果についてお聞かせください。

つまりは妥当性、合理性、こちらがあることについて御回答いただきたいです。

○議長(高橋利勝君) 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長(大橋堅次君) 質問にお答えさせていただきます。私のところは14ページ、15ページの3款民生費3項児童福祉費4目児童発達支援センター費18節備品購入費と、27節の公課費についてお答えをさせていただきます。

当初予算を3月議会で通していただきました。3月予算に出す場合に、事前に原課のほうで予算要求をいたします。その時点では新車の購入、約1,200CCの4WD、自動ブレーキシステムの車が適当と課で判断をし、予算要求をさせていただきました。新年度になりまして執行する段階で、当然同じ1社で見積り合わせをすることにはなりませんので、

同じような1,200、4WD、自動ブレーキシステムが備わっている物同士で競争をしないと競争の原理が働きませんので、本別にありますトヨタ3社、マツダ1社、日産1社、計5社にカタログ等とか、私が赴きまして、営業の方と1,200、4WD、自動ブレーキシステムで同じ土俵で見積りをしたいということを相談しました。その結果、同じ状態ではできないということが判明しまして、4WDでは競争ができない、自動ブレーキシステムは競争ができないということで、1,200CCの車で見積り合せをしました。結果として、予算いただきました197万5,000円より少ない価格の車でしたので、55万円の減額とさせていただきます。

次に2万円の減であります、これはエコカー減税が入っておりますので、この分の2万円を減額させていただきました。以上であります。

○議長（高橋利勝君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 私のほうからは消費者行政の関係の、ページでいいますと16、17ページの関係でございますけれども説明させていただきます。

まず、需用費55万6,000円の内訳でございますけれども、この事業につきましては消費者問題の解決のために、いわゆる消費者被害等の削減のために使いなさいというような趣旨の交付金でございます、今現在考えておりますのは、全世帯に配布する啓発チラシ、それから環境問題、レジ袋の削減等で考えておりますエコバックを作成いたしまして、啓発をさせていただきたいと考えております。

当初で組めなかった理由でございますけれども、これが道の補助金ということでございまして、決定が8月6日というようになってございまして、そういったタイミングの問題からですね、この時期の補正となっております。

必要性等でございますけれども、一つでもですね、いわゆる消費者被害にあわないようにするというのを目的としてございまして、基本的に効果として表れるのは、私どもに寄せられる消費者相談の件数の減少がですね、そういったものの効果として表れるというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝君） 阿部社会教育課長。

○社会教育課長（阿部秀幸君） 梅村議員の御質問にお答えしたいと思います。中央公民館の13節委託料の防火設備定期検査についてのお話をさせていただきます。

これにつきましては当初、予算のほうには計上しておりません。これについての内容を説明させていただきます。

中央公民館につきましては、もともと消防法に基づく消防設備の保守点検等で年2回の点検、それから建築基準法に基づく特定建築物の定期報告制度によりまして、3年に1度の定期調査報告を行っております。この定期報告調査につきましては、実のところ昨年29年がちょうど対象年になってございまして、昨年報告を行っております。

それで、今回この建築基準法の改正によりまして、今年度から防火設備について、点検報告を総合振興局へ提出することとなりました。

これにつきましては、平成25年に福岡で発生した火災事故におきまして、火災時に自動開閉するはずの防火扉が正常に作動しなくて、大きな犠牲者が出ましたということで、その教訓からこの事故の再発防止策として、防火設備の点検に関する規定が強化されたものでございます。

それで、平成29年3月時点では総合振興局から来た通知において、防火設備の報告については経過措置期間ということで、30年度までは報告不用ということでした。ですが、ことし6月に改めて通知が来まして、30年度から報告が必要という通知が来しましたので、振興局のほうへ開始年度の確認をさせていただいております。確認いたしましたところ、開始当初の経過措置期間が平成28年6月1日から3年間、平成31年5月31日までという形になっておりましたが、各都道府県の行政長の判断、北海道につきましては平成28年、29年度は報告の必要がなくて、30年度から確認が必要ということを確認されたということです、それによりまして今回計上させていただいたところです。

この検査につきましては、ことし追加でさせていただくことにはなるのですが、今後これにつきましては、強化によってまいとし検査報告が求められるということになりますので、全ての防火設備について作動させなければならないということになりました。

公民館の点検箇所でございますけれども、階段がそれぞれございます。1階から3階までですね。その階段の上下に設置されている防火扉、公民館におきましては6カ所ございまして、随時閉鎖式です。普段は開いておりまして、煙の感知機によって反応して閉まるというものでございますけれども、この点検を行なう内容となっております。以上です。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） それぞれ御回答いただきまして、14ページ、15ページ、子ども未来課長に御回答いただきました件です。こちらですね、1,200CCを絶対条件とされたようなのですけれども、こちらその1,200CCにこだわられた理由というのが何かあるのでしょうか。あればお聞かせください。

次16ページ、17ページの高橋企画振興課長に御回答いただきました件です。こちらについては、見込まれる効果として相談件数の減少ということですが、現在どの位の相談が寄せられて、見込まれる件数、どの位の減少件数が見込まれるのか、お考えをお聞かせください。

続きまして18ページ、19ページ目なのですが、こちら第10款の教育費、防火扉の件で御回答いただきました。こちらについて、15万6,000円の定期検査に係る費用の内訳といたしますか、業者さんに委託しているのであれば、そちらの選定についてどのように選定されたのかとか、いわゆる相見積もりとかそういったものをとられたのかとか、そういったことをお伺いいたします。

○議長（高橋利勝君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 車両の購入の1,200CCにこだわった理由なのですが、経費が一番安いのは軽自動車が一番安いのかなと思います。児童発達支援セン

ターの使用目的が町内に限定されず、十勝管内、もしくは管外にも行くような研修、出張がございますので、軽はまず排除させていただきました。ただし大きな車になりますと当然、議員わかっているとおり車両の値段も上がります。1,400だとか1,200あるかと思えますけれども、当然営業の方からカタログを見せてもらって、1,200のほうが安いという判断もあります。1,200に絶対こだわったわけではないですけれども、1,200が適当という判断の中で新年度予算に要求をさせていただきまして、議決をいただきました。以上であります。

○議長（高橋利勝君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 消費者相談の件数の状況でございますけれども、平成29年度につきましては14件。このほとんどがはがきによる架空請求、ちょっとマスコミ等でもございましたけれども、裁判所からの連絡ですというようなことでございます。今年度に入ってからは、今のところゼロということという状況でございます。以上です。

○議長（高橋利勝君） 阿部社会教育課長。

○社会教育課長（阿部秀幸君） 梅村議員の質問にお答えしたいと思います。この防火扉の検査の内容でございますけれども、これにつきましては建築基準法に基づいた検査となっておりますというお話は先ほどさせていただいたところですが、点検の内容でございますけれども、感知器との連動閉鎖確認であったり、機能点検、ボルトやネジ類の増し締め、注油等を行なって、なおかつ閉鎖時点の速度も調査するというところでございまして、内訳につきましては、防火設備の当然報告書が必要となりますと報告書、それから煙感知器との連動にかかわる点検、それから防火戸の動作点検、現地での立会検査を必要としますので、内訳として入っております。これに伴いまして、新たに国土交通大臣が交付した防火設備検査員の資格を持った者と、あと町内には1級、2級建築士の方がいるということではありますけれども、検査器具等がちょっとないということもありまして、見積もりをいただいた中で積算をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） それでは16ページ、17ページの企画振興課長に御回答いただいた件、こちら啓発のチラシと、環境を考えられたエコバック、こちらの作成を考えられているということなのですが、依頼する業者さん、こちらについての選定について、何社位比較されたのか、またその業者さんは町内業者さんなのか、またその業者さんを選ばれるについて考えられている理由というのですか、そういったものがもしありましたらお答えください。

○議長（高橋利勝君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 御質問にお答えいたします。基本的にそのチラシ、あるいはエコバックにつきましては、当然地元企業で扱える物については地元で調達したいというふうに思っております。啓発チラシ等につきましても、これまでの実績等がございますので、それらを踏まえた中で算定しながら対応していきたいというふうに考えております。

まだ、これからということになりますので、補正予算をお認めいただいた後の着手ということになりますので、当然今議員言われたように地元調達、そして扱える業者さん等、そして金額に応じて当然見積り合せ等々ございますので、それにつきましては必要な手続に沿った形で購入していきたいというふうに考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝君） ほかにございませんか。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 先般説明いただいたものと合わせてなのですが、まずページでいうと6ページ、7ページの説明がありましたけれども、滞納繰越分で個人が14万1,000円、固定資産税で10万3,000円という部分は、不納欠損分と町の未納分という分け方で説明いただいた分ですと、今の二つは町の未納分にあたるのかなというふうに思っております。それが正しいかどうかということで伺います。

それから9ページの一番下ですね。諸収入になる部分で、これは説明がありましたとおり、7節雑入ですね、その記述の下から二番目と一番下ということで、町税損害賠償金、これは説明いただいた中では不納欠損分だというふうに理解をしているところです。それからその下の延滞利息、これが57万2,000円、これも説明いただいた数字だと思っております。そして聞きもらしたかもしれませんが、町の未納分の中で、町税の24期分の65万5,000円の部分がどこにあるのかを、まず御指摘をお願いしたいと思います。

私が今述べたことが、まず間違っている部分は指摘をして説明をいただきたいと思っております。

今度、別な話です。9ページの1節総務費寄付金で二つ目に書いてある個性あるふるさとづくり基金、説明の中では新しいシステムの導入で1,500万円ほどの補正をするということで、かなり大きな金額だというふうに理解するのですが、新システムの導入でこれだけの増があるという、その辺の説明をもう少ししていただきたいということです。大きくは2点です。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） それでは私のほうからは、寄付金の個性あるふるさとづくり基金の関係、ちょっと御説明をさせていただきます。この関係につきましては6月に補正をいたしまして、新しいシステムといいますか、仕組みを導入させていただきました、それ以降関係者と協議を行なってまいりました。

今回補正をした中身でございますが、ふるさと納税の専用サイトがございます。今ふるさとチョイス1カ所で、本別町の特産品を紹介しながら寄付をいただいているのですが、今回もう1カ所、楽天を予定をしておりますが、そちらのほうの専用サイト開設をして寄付金の増収を見込んだということでございます。

これまでの協議の中で、おおよそ30パーセント程度は増額できるのではないかとということで1,500万円を増額しております。関連して、歳出のほうもそれに伴います寄付金ですとか、あとその利用する際の手数料等を計上したところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 歳入、個人住民税と固定資産税等につきましては、阿保議員がおっしゃるとおり、未納部分と不納欠損で充当処理された分が足さった金額が来ております。そのあとの雑入のほうの町税損害賠償金の125万1,000円というのが、不納欠損処理して充当していないものと、道民税にまわった部分を引かされた数字がここに来ております。その下の町税損害賠償金57万2,000円については遅延利息金の金額になっております。以上です。

○議長（高橋利勝君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 9ページの寄付金の項の個性あるふるさとづくりで、楽天のふるさと納税を扱うシステムを導入するというので、その楽天の実績というかポータルサイトをふやしたから当然いろんな人が見る可能性がふえるので、当然ふえるということは私もわかりますけれども、楽天を選んだという一つの理由づけみたいなものがあれば伺いたいというふうに思います。

それから未納分の関係ですけれども、今の説明でわかりました。結論からいいますと。ちょっと私の見ている資料が、合計額の部分が65万5,000円と言ったのが合計額のだということが今気が付きましたので、理解しました。ありがとうございます。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 阿保議員の御質問にお答えいたします。今回ポータルサイトの楽天を選定した理由でございますけれども、いろいろと資料を取り寄せまして、その中でいろいろ比較検討させていただきました。6月に補正をして新たに提携をしました事業者の方とも意見交換をする中で、サイトとしての集客力、それと寄付の実績、そういったものを比較して、楽天が他のポータルサイトよりも実績含めて伸びている、優位であるということをお聞きして、それで楽天のほうに選定をさせていただきました。

サイトの特色というのはいろいろございますけれども、ふるさとチョイスと呼ばれる所は、ふるさと納税の情報を提供するというスタンス、基本的な情報収集におすすめのサイトということでお聞きしています。やっぱり楽天は楽天市場といいますか、そういった所での利用者が多いということと、利用される方には楽天のサイトを利用して、例えば物を購入するときもそうなのでございますけれども、今回のこのふるさと納税をされる時もポイントが付与されるような仕組みになっているということと、そういう意味で楽天を利用される方が多いというふうにお伺いしております。以上です。

○議長（高橋利勝君） ほかにございませんか。

大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 3点ほど。

1点目は歳出の17ページでございます。橋りょう維持費の委託料と工事請負費の関係でございますが、事業費が一億六百万円ほどですか、そのうちの二割五分ほどの金額の節の流用をしております。これは地方自治法上何ら問題ないのですが、委託費で2,600万

円減額しているということは、今回の長寿命化の調査設計が全て終わったのか、全体の計画している調査設計委託が全部終わったので本工事に入れたのか、その辺を明快にお答えいただきたいということ。

2点目は歳入の、これは今話題に上りました、9ページの元職員の関係でございます。これは簡単明瞭にいきますと、当初から二百三十万円ほどで、いろいろ手数料等々入って六十万円ほどで二百八十万円位ということで、マスコミ等も動いてございました。こないだの説明では北海道の分もあるということでもございましたので、それらを再度、申しわけないのですが、額を明快にお知らせいただきたいということと、元職員が最高裁で棄却されているということでもございますから、この二百数十万円、北海道税も入れてですね、それで元職員との補償をいただいて、とりあえずは今までの分については額的な精算、金の流れとしては精算できるということの解釈でよろしいのでしょうか。その辺を明快にお答えいただきたいということでもございます。

3点目でございます。4ページの債務負担行為でございますが、これは債務負担行為の補正でございますから、この時期の補正ということでもございまして、来年度からになりますね。それで来年度からのごみの収集でございますから、複数年に渡っての契約ということになるかと思うのですが、この一連の流れといいますか、ごみの収集の仕方が来年の4月から変わるということでもございますから、それらが大きく影響しているのか、はたまた影響しないで、今の補正でございますから、今ある元の予算の額で補正をして、また新たに来年度、正式にまた増額してやっていくのか、その辺、今わかっている範疇の中で、3点ほどお聞きしたい。

○議長（高橋利勝君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 大住議員の1番目の質問にお答えをさせていただきます。調査設計、全て終了しているかということでもございますが、今現在では全て発注をさせていただいております。5つの委託がございまして、今現在3つの補修委託と、橋りょうの個別施設計画を1本やっております。あと実勢価格調査という5つの委託で、全て今発注して、その執行残という見込み額での補正としております。以上です。

○議長（高橋利勝君） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 大住議員にお答えいたします。まず今ここに出ている金額、町民税が14万1,000円、こちらに今回補正額出ている14万1,000円と、固定資産税が10万3,000円で、それと国保税の分がありまして、このあと国保税のほうの補正出て来ますけれども、国保税の全体の金額が41万円です。北海道のほうに行く部分が34万4,000円。それとあと、雑入が遅延分の57万2,000円となっております。

これで終わりかという話で、この金額については本人からの弁済の意思があったのに、今3月1日にもう納入されている部分は本人から弁護士に渡っていますので、その弁護士からの金を、今回の補正で入った段階で終わりになる形ですけれども、今後最終的には調査して、議員協議会でも話したように、その分は今後調査して、これから賠償請求するか

どうか、示談となるか判断していきたいと考えております。

○議長（高橋利勝君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 今の部分でございますけれども、今回の補正計上させていただいている分については、刑事裁判で立証された部分です。これは裁判になって、今本人が弁済を認めた分ということですので、それに基づいて道の分と本町の部分で分けて予算化をしたということです。

これからにつきましては、うちのほうでまだ担当調査しておりますので、そういう部分が出て来た次第また、今度民事のほうになっていくと思いますので、そういう形で協議させていただきたいと思います。

それからもう1点、債務負担行為につきましてはです。これにつきましては今まで足寄の銀河クリーンセンターのほうにごみを搬入をしていましたが、来年31年4月から帯広市のくりりんセンターへ搬入することになります。その部分の5年間の経費を、今回債務負担行為として補正予算を追加させていただいたことになります。

そういう形で、これからは収集方法、それから分別も今協議をしておりますけれども、そういう部分も詰めながら、4月からはスピーディーに速やかに移行できるような形でと考えておりますので、事前にこのような形で取らせていただいた次第でございます。以上です。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 橋りょうの節の流用は理解いたしました。調査設計が終わったということでの解釈です。

元職員の関係は担当課長から細かく説明いただきましたけれども、私が求めたのはそういうことではなかったのです。今回の120万円と五十何万円で、とりあえず副町長から説明あったように、刑事の部分では町としては終わったという解釈。あと、新たにこの間中から説明ある額が十六万なにがしと、ほかに出てくるかもしれませんし、どうなるかわからない部分も含めて、新たに出てきたときには当然町民の皆さんにも報告あると思いますが、それは民事でやるというような、今の御答弁だったと思います。そういうことでよろしいのかということの確認。

それと4ページの債務負担でございますけれども、5年間の契約云々ということがございます。帯広まで運ぶということで、もうこれは決まっていることがございますから、新たに31年度からですか、4月1日から、どこの業者がやるとか、そういうことをこれから決めることだと思いますから、今回の補正には関係ないのでございますけれども、そのときにまた3月定例なりで、債務負担の補正が出てくるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 私のほうから債務負担行為の関係、ちょっと御説明をさせていただきます。先ほど副町長からも説明をさせていただきました。今後5年間の、要する

にこれから契約をすることによって発生する、町が負います債務の負担をここで定めておくと。要するに、この契約をするために必要な議決をいただくということでございます。

実際の委託契約というのは今後結ぶこととなります。その委託にかかる予算そのものは、31年4月に単年度分、その年度分ですね、それを5年間計上していくわけなのですけれども、今ここで定めております金額そのものが、例えばこれから契約をしていった段階で、町のほうで積算をして積み上げた金額が下回るようであれば、それは債務負担行為補正というのは発生するようになるというふうに思います。

○議長（高橋利勝君） 大住啓一君。

○6番（大住啓一君） 細かくわかりました。

2点最終確認ですが、税金の元職員の関係、これは重要なことでございますので、これで解決ということではなく、我々にも報告受けています十六万円なにがし、二十数万円の関係については逐一、臨時議会等もございまして、それらのことについては説明いただくということによろしいかと思えます。

それとごみの収集ですが、億のお金が動くことでございますから、当然議会の議決等も必要になってくると思えます。債務負担、今議決するのは、出てきたことですから、これから採決になると思いますが、この部分についても明快な説明を求めさせていただいた中での審議になると思えますので、その辺の考え方だけ再度。

○議長（高橋利勝君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 税の関係につきましては、議員おっしゃるとおり、これから新たなことが出て来ればその都度御報告等していきたいと思っております。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） ごみ収集の関係、答弁させていただきましても、債務負担行為ということでお願いをしているのですが、実は今の収集態勢になったときも債務負担行為で、やっぱり複数年を担保しなければ、業者の方もそれぞれ設備投資だとか人的な配置だとかいろいろあるものですから、単年度単年度というのはなかなか行かないということで、複数年ということで、前回からもそれお願いしています。今回も、今までの足寄から帯広に変わるということで、運送費などを含めても、かなりまた金額も変わってきます。ただ、それに対してまた複数年ということでお願いをして、その一定の金額を担保したということの、この今回の予算であります、これからですね、先ほど課長から言いましたように、いろいろな運送方法含めて積算しながらですね、業者、何社で見積もりをさせていただいて、そこに参入していただく意思のある業者を選定させていただいて、そこで入札をさせていただいて、最終決定をさせていただくと。こういう流れになると思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号平成30年度本別町一般会計補正予算(第10回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号平成30年度本別町一般会計補正予算(第10回)については、原案のとおり可決されました。

○議長(高橋利勝君) 暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長(高橋利勝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第67号

○議長(高橋利勝君) 日程第4 議案第67号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重君) 議案第67号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)につきまして提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,972万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,070万3,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により、説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費12節役務費8万1,000円につきましては、特定健診データ提供が増加する見込みとなっているためのものです。

6款1項1目基金積立金5,172万7,000円の増額は、平成29年度決算により、剰余金の5,131万6,000円と元職員の業務上横領にかかる弁済金41万1,000円を基金に積み立てるものでございます。

積立金の状況ですが、平成29年度末現在2,374万8,000円、今回の積立金5,172万7,000円の計7,547万5,000円となっております。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金791万5,000円の増額補正は、療養給付費等負担金631万1,000円などの精算償還金でございます。

続きまして、歳入ですが、3ページ、4ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税1節医療費給付分現年課税分の補正は歳入歳出の差額分を計上するもので、4節医療給付費分滞納繰越金29万1,000円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越金7万8,000円、6節介護納付金分滞納繰越金4万2,000円は、元職員の業務上横領に係ります本人からの弁済金を計上するものでございます。

6款1項繰越金1目療養給付費交付金繰越金22万円の増額補正は、退職者医療給付費に係る過年度分交付金清算金でございます。

2目その他繰越金5,901万1,000円は、一般被保険者分の前年度からの繰越金でございます。

以上、議案第67号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号平成30年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第68号

○議長（高橋利勝君） 日程第5 議案第68号平成30年度本別町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 議案第68号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）につきまして提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,747万7,000円とする内容でございます。補正内容につきましては、平成29年度の決算が確定したことに伴います繰越金の精算額でございます。

それでは、歳入から事項別明細書により説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、4款1項1目繰越金1万4,000円につきましては、平成29年度決算に基づく繰越金でございます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、3款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金1万4,000円につきましては、平成29年度決算に基づく一般会計への繰出金でございます。

以上、議案第68号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第69号

○議長（高橋利勝君） 日程第6 議案第69号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 議案第69号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度の決算及び決算見込みによる精算、介護支援専門員実務研修受講に伴う地域支援事業交付金の増によるものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,597万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,291万2,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。1、歳入ですが、4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金2節過年度分294万1,000円、および2目地域支援事業交付金2節過年度分51万9,000円の補正は、前年度の実績確定による精算交付金であります。

次の段の7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節地域支援事業繰入金42万9,000円の補正は、介護支援専門員実務研修受講に伴う地域支援事業交付金限度額超過分の増に伴うものであります。

次の段の8款1項1目1節繰越金3,208万6,000円の補正は、平成29年度決算見込みによる前年度繰越金であります。

予算書の5ページ、6ページをお開きください。2、歳出ですが、3款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費の9節旅費11節需用費19節負担金補助および交付金は、介護支援専門員実務研修受講にかかる2名分の経費であります。

次の段の4款1項1目基金積立金2,103万4,000円の補正は、前年度繰越金を基金に積戻しするものです。

次の5款諸支支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金23節償還金利子及び割引料899万4,000円の補正は、介護給付費に係る国庫負担金等及び地域支援事業に係る国庫交付金等について、平成29年度の実績確定に伴います精算償還金であります。

次の5款諸支支出金2項繰出金1目一般会計繰出金551万8,000円の補正は、決算による前年度精算償還金であります。

以上、平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明にかえ

させていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） それでは議案第69号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について質疑を行ないます。

ページでいうと5ページ、6ページになります。2番歳出、3款地域支援事業費2項包括支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費9節旅費についてです。29万3,000円、こちらについてはですね、ただいま介護に関する実務研修2名分ということですが、普通旅費29万3,000円について具体的な内訳をお知らせください。

あわせてですね、当初予算に立てられなかった理由、またはこうした経緯に至った事由あればお聞かせください。

○議長（高橋利勝君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 梅村議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護支援専門員実務研修受講の旅費29万3,000円でございますが、こちらは今年度の研修の開催地が札幌市になります。日程が前期3日間、後期4日間という日程になりまして、開催時間の関係上、前泊も必要になるものですから、2人分の札幌、それぞれの日数かける2回を計上させていただいております。

当初に見込めなかった理由でございますが、今回受ける2名の職員につきましては、4月の人事異動に伴いまして異動してきた職員でございます。異動してきた段階で介護支援専門員の資格を持っていないということで、今回補正で対応させていただきました。以上です。

○議長（高橋利勝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号平成30年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第70号

○議長（高橋利勝君） 日程第7 議案第70号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第70号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、選挙不在者投票経費収入の計上、防火設備定期検査業務委託料の追加並びに執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,658万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費、2段目、13節委託料、防火設備定期検査業務委託料5万円の増額補正は、建築基準法改正によりまして、防火設備点検報告が義務付けられたことによる補正であります。

1段戻りまして、12節役務費、受水槽清掃、飛びまして18節備品購入費マットレスの減額補正は、見積り合わせ執行残による係数整理でございます。

続きまして上段の歳入であります。1、歳入。4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金2万9,000円の増額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みによりまして増額するものであります。

下段の、6款諸収入1項1目1節雑入6,000円の増額補正は、町議会議員選挙不在者投票経費収入、利用者8人の不在者投票人数確定により補正するものでございます。

以上で、平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第71号

○議長（高橋利勝君） 日程第8 議案第71号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 議案第71号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について、提案理由を説明申し上げます。

補正の概要につきましては、勇足地区で新築物件があるため、浄化槽工事の増額補正をするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ557万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,392万2,000円とする内容でございます。

事項別明細書により歳出から説明をいたします。

4ページの中段をお願いいたします。2款土木費1項下水道費2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費557万3,000円の増額は、当初設置予定の浄化槽は5人槽2基、7人槽4基、10人槽2基に対しまして、現在5人槽2基、7人槽3基、20人槽1基が工事執行済みでございましたが、新たに勇足地区での新築物件が、14人槽の予定があるため、増額し対応するものでございます。

4ページの上段の歳入をお願いいたします。4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金62万7,000円の減額は、個別排水処理事業の起債対象事業費の増による収入の調整によるものであります。

7款1項町債1目土木債1節下水道債620万円の増額は、歳出で説明いたしました、工事請負費の増及び浄化槽の設置人数の槽の増による起債対象額の増によるものでござい

ます。

3ページにお戻りください。第2表、地方債補正、1、変更。

起債の目的、個別排水処理施設整備事業の限度額1,430万円を2,050万円に改めるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号平成30年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第72号

○議長（高橋利勝君） 日程第9 議案第72号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 議案第72号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では新たに防火設備の定期点検報告が義務付けられたことによる委託料の増額と資本的収支では医療器械の故障による更新の購入経費の追加が主な内容でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出の第1款病院事業費用第1項医業費用を19万6,000円増額し、費用の合計を13億378万円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文かっこ書き中、3,394万4,000円を3,398万3,000円に、3,210万9,000円を3,168万8,000円に、183万5,000円を229万5,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を403万8,000円増額し9,169万5,000円に、支出の第1款資本的支出を407万7,000円増額し1億2,567万8,000円とするものであります。

第4条、企業債については、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、2ページをお開きください。起債の目的は、医療機械器具整備事業、限度額1,200万円を、事業費の変更により1,400万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

次に4ページ、5ページをお願いします。補正予算説明書の収益的支出ですが、支出の1款病院事業費用1項医業費用3目経費15節委託料19万6,000円の増額補正は、建築基準法の改正に伴う防火設備の定期点検報告が義務付けられたことによります検査の委託経費で、防火扉4カ所、防火シャッター2カ所でございます。

次、一番下段の表、資本的収支の支出から御説明いたします。1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費、アルゴンプラズマ凝固装置購入407万7,000円の増額補正は、内視鏡を用いたポリープ切除や止血に用いる機器を1台更新するものです。

現有機器は平成18年に購入し、耐用年数6年のところ12年間使用しておりましたが、メーカーからは、故障した場合の修理対応は不可能といわれており、今回故障により更新するものです。

戻りまして、中段の収入ですが、1款資本的収入1項1目企業債200万円の増、2項出資金1目他会計出資金200万円の増、3項負担金1目他会計負担金3万8,000円の増は、いずれも新たな機器の購入による事業費の変更に伴い調整を行なったものであります。

以上、平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等一括とします。

梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について質疑を行ないます。

4ページ目、5ページ目、ただいまですね、支出についてアルゴンプラズマ凝固装置、

こちらの購入について御説明がありました。私も事前の調査の段階で、金額の妥当性とかそういったものについては問題がないと、このように解釈しているところなのですが、1点御説明会った中で、現在機が平成18年に購入をして耐用年数も過ぎています。修理対応も難しいよというような説明を業者からいただいていると。今回購入される機械については、こちら私が調べているところですね、もう製造が今後はされない機器というのですか、そのように聞いているのですが、新たに購入される機器自体の今後のメンテナンスについては、特に問題なくなされるということによろしいのでしょうか。

補足します。簡単に言うと、これからはもう製造が停止されるというのですか、現在は販売されているんだけど、廃版になる機器だというふうに私は調べているのです。

○議長（高橋利勝君） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 梅村議員の質問にお答えいたします。廃版になるということについて私ちょっと把握しておりませんでした。現在販売されるということは、耐用年数なりに、それは当然メーカーとして保証するものと考えております。

○議長（高橋利勝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第73号

○議長（高橋利勝君） 日程第10 議案第73号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第73号本別町立へき地保育所条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例および都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例を踏まえ、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正をする政令、および、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を受け、へき地保育所に通う子どもにかかる利用者負担額の算定についての規定を改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

へき地保育所を利用する子どもの保護者が負担する利用者負担額については、地方税法の市町村民税額により算定しているため、次の2点について改正を行うものであります。

1点目、地方税法上、婚姻を前提とする寡婦と未婚のひとり親の取扱いに差があることで、未婚のひとり親に不利な取扱いとなっていることから、未婚のひとり親からの申請に基づき、地方税法上の寡婦等とみなした上で市町村民税の算定を行い、ひとり親家庭における利用者負担額を軽減するものです。

なお、未婚のひとり親が男性の場合に限り、算定の年の合計所得金額が500万円以下の者に適用することとしております。

2点目、地方税法において、平成30年度分税率から、指定都市に住所を有するものについて道府県民税は2パーセント、市町村民税は8パーセントの合わせて10パーセント、指定都市以外に住所を有する者については、従来どおり道府県民税4パーセント、市町村民税8パーセントの同じく合わせて10パーセントであることから、指定都市に住所を有する者とそれ以外の者で、所得が同一であるにも関わらず利用者負担額が異なることのないよう、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、利用者負担額に係る市町村民税所得割の算定を行うものであります。へき地保育所の利用者負担額を算定する際、保護者が指定都市からの転入者であった場合に、影響が出ないように改正するものです。

指定都市とは、地方自治法で政令で指定する人口50万人以上の市と規定されている都市で、全国20市あり、道内では札幌市のみであります。

なお、今回の改正による、へき地保育所を利用する子どもの保護者が負担する利用者負担額について、対象となり利用者負担額が変更となる児童はおりません。

それでは、改正条例を朗読し、説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例（昭和40年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表備考第7項を第9項とし、第3項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

第3項、支給認定保護者の申請に基づき、申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの。）であるときは、これらの者を地方税法第292条第1項に規定する寡婦又は寡夫とみなして、

所得割の額を算定するものとする。ただし、寡夫とみなす場合においては、当該算定の年の合計所得金額が500万円以下の者に限る。

第4項、所得割の額を算定する場合には、当該算定に係る市町村民税の賦課期日において支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第314条の3第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を同項に規定する指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第74号

○議長（高橋利勝君） 日程第11 議案第74号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第74号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、ただいま議決をいただきました、議案第73号と同様な改正を認定子ども

園に通園する児童にかかる利用者負担についても適用するものであります。

未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例および都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例を踏まえ、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令、および、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を受け、こども園に通う子どもにかかる利用者負担額の算定についての規定を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

こども園を利用する子どもの保護者が負担する利用者負担額については、地方税法の市町村民税額により算定しているため、次の2点について改正を行なうものであります。

1点目、地方税法上、婚姻を前提とする寡婦と未婚のひとり親の取扱いに差があることで、未婚のひとり親に不利な取扱いとなっていることから、未婚のひとり親からの申請に基づき、地方税法上の寡婦等とみなした上で市町村民税の算定を行ない、ひとり親家庭における利用者負担額を軽減するものです。

なお、未婚のひとり親が男性の場合に限り、算定の年の合計所得金額が500万円以下の者に適用することとしております。

2点目、地方税法において、平成30年度分の税率から、指定都市に住所を有するものについては道府県民税は2パーセント、市町村民税は8パーセントの合わせて10パーセント、指定都市以外に住所を有する者については、従来どおり道府県民税4パーセント、市町村民税6パーセントの合わせて10パーセントであることから、指定都市に住所を有する者とそれ以外の者で、所得が同一であるにも関わらず利用者負担額が異なることのないよう、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、利用者負担額に係る市町村民税所得割の算定を行うもので、こども園の利用者負担額を算定する際、保護者が指定都市からの転入者であった場合に、影響が出ないように改正するものであります。

なお、今回の改正による、こども園を利用する子どもの保護者が負担する利用者負担額について、2名の者が指定都市からの転入により対象となる予定であります。

それでは、改正条例を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表備考第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

第4項、支給認定保護者の申請に基づき、申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が未婚のひとり親、婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの。）で

あるときは、これらの者を地方税法第292条第1項に規定する寡婦又は寡夫とみなして、所得割の額を算定するものとする。ただし、寡夫とみなす場合においては、当該算定の年の合計所得金額が500万円以下の者に限る。

第5項、所得割の額を算定する場合には、当該算定に係る市町村民税の賦課期日において支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第314条の3第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を同項に規定する指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告（午後3時49分）

平成30年本別町議会第3回定例会会議録（第4号）

平成30年9月21日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1	認定第 1号	平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 2号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	認定第 3号	平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 4号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 5号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 6号	平成29年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 7号	平成29年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 8号	平成29年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 9	認定第 9号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第10	同意第 6号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第11	意見書案第7号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書
日程第12	意見書案第8号	日欧EPAの慎重な審議を求める意見書
日程第13	意見書案第9号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
日程第14	意見書案第10号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第15		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、 広報広聴常任委員会)
日程第16		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第17		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1	認定第 1号	平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 2号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	認定第 3号	平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 4号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 5号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 6号	平成29年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 7号	平成29年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 8号	平成29年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 9	認定第 9号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第10	同意第 6号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第11	意見書案第7号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書
日程第12	意見書案第8号	日欧EPAの慎重な審議を求める意見書
日程第13	意見書案第9号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
日程第14	意見書案第10号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第15		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、 広報広聴常任委員会)
日程第16		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第17		議員派遣の件

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝君	副議長	11番	藤田直美君
	1番	水谷令子君		2番	柏崎秀行君
	3番	梅村智秀君		4番	石山憲司君
	5番	篠原義彦君		6番	大住啓一君
	7番	山西二三夫君		8番	黒山久男君

9番 方川一郎君

10番 阿保静夫君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
会計管理者	花房永実君	総務課長	村本信幸君	
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	飯山明美君	
住民課長	田西敏重君	子ども未来課長	大橋堅次君	
建設水道課長	大槻康有君	企画振興課長	高橋哲也君	
老人ホーム所長	井戸川一美君	国保病院事務長	藤野和幸君	
総務課主幹	小坂祐司君	総務課長補佐	三品正哉君	
建設水道課長補佐	小出勝栄君	教育長	佐々木基裕君	
教育次長	久保良一君	社会教育課長	阿部秀幸君	
学校給食共同調理場所長	坪忠男君	農委事務局長	郡弘幸君	
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	村本信幸君	

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷺巣正樹君 総務担当主査 越後忠君

開議宣告（午前10時00分）

◎日程第1 認定第1号ないし日程第9 認定第9号

○議長（高橋利勝君） 日程第1 認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、日程第9 認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

お手元の平成29年度本別町一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。

歳入合計は、予算現額77億345万9,000円、収入済額75億391万1,121円、不納欠損額154万2,824円、収入未済額3,113万4,829円であります。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入の決算状況であります。歳入合計は、予算現額77億345万9,000円、支出済額73億9,198万1,433円、翌年度繰越額1億5,593万9,000円、不用額1億5,553万8,567円あります。

歳入歳出差引残額は1億1,192万9,688円となりました。

決算額は、前年度と比較いたしますと、歳入4.1パーセント、歳出が4.2パーセント増の決算となりました。

主な要因といたしましては、認定こども園施設整備補助2億4,644万円、橋梁長寿命化事業4,798万9,000円、向陽町団地公営住宅改善事業8,186万4,000円などが減少したものの、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業2億6,561万円、地方創生拠点整備事業、義経の館改修、増築でございますが、4,794万9,000円、勇足小学校大規模改修事業2億5,586万3,000円など、新規、大型事業の実施と、既存事業であります社会資本整備総合交付金事業、道路事業や公債費などが増加したことによるものであります。

次に、10ページをお開きください。

実質収支額は、3、歳入歳出差し引き額1億1,193万円から、4、翌年度へ繰越すべき財源278万9,000円を差し引いた1億914万1,000円の黒字決算となっております。

ここからは資料の方で説明させていただきます。別冊の平成29年度本別町各会計決算資料を御覧ください。

一般会計の資料は1ページから54ページまででございます。

まず、決算資料13ページ、第1表を御覧ください。

普通会計決算収支の状況であります。中ほどの実質収支E欄の一番下、平成29年度合計欄を御覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源278万9,000円を差し引いた実質収支は、1億914万1,000円の黒字を保っております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、800万8,000円の黒字であります。一番右側の実質単年度収支を御覧ください。これは単年度収支に財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還金を黒字とみなし、財政調整基金取り崩し額を赤字と見なして調整した額であります。1億1,740万4,000円の赤字となりました。

次に、14ページ、第2表を御覧ください。

歳入決算額の状況であります。表の右端、平成29年度の欄を御覧ください。

構成比の大きい順に申し上げますと、上から10行目、地方交付税39.9パーセント、下から2行目の町債が13.0パーセント、一番上にごございます町税が12.3パーセント、上から14行目の国庫支出金9.8パーセント、その1行下の道支出金7.9パーセントの順となっております。

それでは、一番上にごございます町税の状況であります。総額で9億2,421万7,000円の決算額となり、前年度と比較すると476万7,000円、0.5パーセントの減となりました。

税別の内訳でございますが、20ページの第4表を御覧ください。

中ほどの収入済額の合計g欄の上から3行目、(1)の市町村民税は4億2,518万7,000円で対前年度0.2パーセントの増となっております。

主な内容としましては、②の個人所得割が168万8,000円、0.5パーセントの減、④の法人税割が312万円、6.7パーセントの増になったことによるものであります。

(2)固定資産税ですが、下の行にあります①純固定資産税は4億1,138万9,000円で、対前年361万8,000円、0.9パーセントの減となり、内容としましては、土地が3.2パーセントの減、家屋が0.9パーセントの増、償却資産が1.8パーセントの減となりました。

なお、町民税と純固定資産税の2税で町税総額の90.5パーセントを占めております。それでは14ページの第2表にお戻りください。

町税以外で前年と比較し増減率の大きいものですが、増の主なものとしては、右端の平成29年度欄、上から5行目、株式等譲渡所得割交付金124.3パーセント、下から6行目、寄付金84.6パーセント、上から3行目、利子割交付金75.0パーセントの増となりました。

減の主なものについては、上から12行目、分担金及び交付金50.0パーセント、1行上の交通安全対策特別交付金9.0パーセント、1行上の地方交付税4.7パーセントの減

となっております。

地方交付税につきましては、29億9,482万7,000円で、前年度と比較すると1億4,888万1,000円、4.7パーセントの減となりました。

地方交付税の内訳ですが、普通交付税が26億6,925万8,000円、対前年比較で1億4,117万2,000円、5.0パーセントの減となっております。特別交付税ですが、3億255万9,000円、対前年度比較で770万9,000円、2.3パーセントの減となりました。

普通交付税については、基準財政需要額では、公債費は増額となったものの、トップランナー方式導入によります単位費用の減、歳出特別枠が削減されたことによる地域経済・雇用対策費の大幅な減少などにより、対前年1億3,264万円、3.5パーセントの減、基準財政収入額では、町民税所得割及び法人税割の増、固定資産税償却資産の増などにより876万4,000円、0.9パーセントの増となったことが大きな要因でございます。なお、地方交付税総額ではピークの平成12年度と比較いたしますと、13億6,991万2,000円、31.4パーセントの大幅な減少となっております。

次に、1行飛びまして、分担金及び負担金が3,246万円で、対前年3,252万1,000円、50.0パーセントの大幅減であります。これは、町立の常設保育所2カ所の閉所によります保育料の減が主なものであります。

1行飛びまして、国庫支出金は7億3,299万7,000円で、対前年8,634万6,000円、13.4パーセントの増となりましたが、これは、地方創生加速化交付金、社会資本整備総合交付金、公営住宅整備事業分等が減少したものの、子どものための教育・保育給付費負担金、地方創生拠点整備交付金、社会資本整備総合交付金道路事業分、学校教育施設整備費等補助金などが増加したことによるものであります。

その下の道支出金は5億8,764万2,000円で、対前年7,060万8,000円、13.7パーセントの増となりましたが、これは、安心子ども基金認定こども園施設整備事業補助金、食料供給基盤強化特別対策事業補助金等が減少したものの、子どものための教育・保育給付費負担金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金などが増加したことによるものであります。

その下の財産収入は4,610万4,000円で、対前年298万円、6.9パーセントの増となりましたが、これは町有地売払い収入の増によるものであります。

その下の寄付金は9,087万2,000円で、対前年4,165万5,000円、84.6パーセントの増となりましたが、これは個性あるふるさとづくり基金、農業振興基金への寄付が増となったことによるものであります。

その下の繰入金であります。一般会計における繰入金の決算額は3億158万2,000円で、対前年4,500万2,000円、17.5パーセントの増となっております。

繰入金の主なものにつきましては、財政調整基金2億3千万円、減債基金2千万円ですが、財政調整基金は、歳入確保の見通しがつかなかったことにより取り崩しいたし

ましたが、最終的には1億458万8,000円の積戻しをいたしました、差し引きで1億2,541万2,000円の減額となっております。

2行飛びまして、町債であります、決算額は9億7,087万8,000円で、対前年2億988万5,000円、27.6パーセントの増となりました。

これは、辺地対策事業債、公営住宅建設事業債は減額となりましたが、勇足小学校大規模改修に伴う学校教育施設等整備事業債の増、過疎対策事業債では、認定こども園施設整備事業が減となったものの、明渠排水事業、国営利別川左岸土地改良事業負担金が増となったことが主な要因であります。

町債の構成比は13.0パーセントで、昨年より2.4ポイント増となっております。

次に、歳出の決算状況であります、21ページの第5表を御覧ください。

目的別に見た歳出決算状況であります、表の右側、平成29年度の欄を御覧ください。

各費目別の構成比は、大きい順に見ますと、民生費17.7パーセント、土木費14.6パーセント、総務費14.2パーセント、衛生費13.3パーセント、農林水産業費11.2パーセント、教育費10.7パーセント、公債費9.2パーセントの順となっております。

増減率で見ますと、農林水産業費が、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、国営利別川左岸土地改良事業負担金により82.5パーセントの増、教育費が勇足小学校大規模改修事業により36.7パーセントの増となり、災害復旧費が事業費の減少により36.0パーセントの減、民生費が認定こども園施設整備補助の減により16.2パーセントの減となっております。

次に、22ページの第6表を御覧ください。

性質別に見た歳出の決算状況であります、表の右端、平成29年度の欄を御覧ください。義務的経費は人件費、扶助費、公債費を言いますが、上の行から人件費12億1,957万7,000円、5行目、扶助費5億2,202万9,000円、3行下、公債費6億7,952万6,000円となり、合計は24億2,113万2,000円で、前年度に比較し2,083万円、0.9パーセントの減となっており、構成比では32.8パーセント、前年と比較しまして1.6ポイントの減となっております。

うち、人件費は対前年1億5,437万5,000円の減となり、構成比では16.5パーセントと、前年度より2.9ポイント減少しております。

5行目にあります扶助費は、認定こども園の開設により、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の増により、対前年7,230万8,000円、16.1パーセントの増で、構成比でも7.1パーセントと、前年度より0.8ポイント増加しております。

3行下にあります公債費につきましては対前年6,123万7,000円、9.9パーセントの増となりましたが、一般単独事業債、災害復旧事業債が減となったものの、過疎対策事業債、臨時財政対策債などの元利償還が増となったことが主な要因であります。

次に、下から5行目にあります、投資的経費の決算額は14億7,348万4,000円で、対前年2億7,764万4,000円、23.2パーセントの増となり、構成比でも3.

0ポイントの増となっております。これは、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、地方創生拠点整備事業、義経の館改修増築事業でございます。それと、勇足小学校大規模改修事業などの新規、大型事業の実施、既存事業の社会資本整備総合交付金事業、道路事業の増などが主な要因であります。

投資的経費の内訳は、29ページから33ページの第14表に記載をしております。また、町道改良舗装の状況は34ページ第15表に添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明させていただきます。

まず、23ページの第7表を御覧ください。

経常収支決算額の推移であります。歳入では町税以下、経常収入である一般財源の額を、歳出では人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、表の右側、平成29年度の欄、下から2行目の歳出合計34億8,332万7,000円を、中ほどにあります歳入合計41億132万5,000円で除した率は、一番下の欄の84.9パーセントとなり、前年度より2.8ポイント上昇しており、依然として財政構造は硬直した状況が続いております。

次に、飛びまして42ページの第20表を御覧ください。

町債現在高の状況であります。平成29年度末における地方債の現在高は、右から4列目、差引現在高E欄の一番下にあります合計の欄になりますが、70億9,135万2,000円となりました。

左端にございます平成28年度末現在高A欄と比較いたしますと、3億4,189万2,000円、5.1パーセントの増となります。これは、2の一般単独事業債、3の公営住宅建設事業等債等で借入額が減少したものの、4の学校教育施設等整備事業債及び9の過疎対策事業債の借入額が増加したことによるものであります。

次に、44ページの第22表をお開きください。

この表は、平成29年度までに借入した町債の、平成30年度以降の年度別償還見込額を推計したものであります。

一番下の合計欄であります。元利合計の償還額の推移は、平成16年度をピークに減少してまいりましたが、大型事業の元金償還が始まります平成32年度以降は増加をいたします。なお、この表は平成30年度以降の借入額を加味しておりませんので、あくまでも目安として作成したものであります。

次に、45ページの第23表を御覧ください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。中段にございます、財政構造の弾力性を判断する指標の公債費比率であります。平成29年度は4.6パーセントとなり、前

年度を1.7ポイント上回っております。

その下の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります起債制限比率は、3カ年平均で1.5パーセントとなり、前年度を0.2ポイント上回っております。

次に、46ページの第24表を御覧ください。

債務負担行為比率は、債務負担行為額の標準財政規模に占める割合であります。平成29年度欄の下から2行目にありますとおり2.4パーセントとなり、認定こども園建設費補助金の支出が始まったことなどにより0.8ポイント増加いたしました。

なお、年度別の内訳につきましては、次のページ以降に記載をしておりますので御覧いただきたいと存じます。

次に、49ページの第26表を御覧ください。

積立金の状況であります。

平成29年度末基金積立金の現在高ですが、表の右端の欄、下から2行目にあります合計額は36億5,465万7,000円で、前年度末現在高と比較すると6,383万9,000円、1.7パーセントの減となっております。

平成29年度は、基金から2億8,714万2,000円を取り崩しており、財政調整基金を中心に2億2,330万3,000円を積み戻しておりますが、新規の積立額は財政調整基金1億448万7,000円、減債基金2,000万6,000円、農業振興基金2,220万円、個性あるふるさとづくり基金7,561万2,000円となっております。結果、取り崩し額全額を積み戻すことができませんでした。

次の50ページ、第27表を御覧ください。

健全化判断比率の状況であります。

次の51ページ、第28表は、連結実質赤字比率等の算出表でございます。次の52ページ、第29表は実質公債費比率の算出表となっております。次の53ページ、第30表は将来負担比率の算出表であります。各指標の算定結果につきましては、昨日報告第12号で報告しておりますので、省略させていただきます。

以上、説明を申し上げてまいりましたが、普通会計の平成29年度決算は、対前年4.2パーセント増の決算となりました。

平成29年度の普通会計決算の特徴は、歳入では、町税が対前年0.5パーセント減、地方譲与税が0.3パーセント減、地方消費税交付金が2.9パーセント増となり、地方交付税については、普通交付税は対前年5.0パーセントの減、特別交付税は対前年2.3パーセントの減となったことから、臨時財政対策債を合わせた総額も対前年4.6パーセントの減となりました。

地方交付税につきましては、平成12年度のピーク時に対しまして13億6,991万2,000円、31.4パーセントの減少となっており、これは平成29年度の歳入決算額に対しまして、18.3パーセントに相当する額であり、本町の財政は依然厳しいものとなっております。

したがいまして、歳出では施策の厳しい選択など、財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることができましたが、依然、財政の硬直化は続いております。

今後の経済情勢も、人口減少、高齢化の進展、雇用問題など、依然として厳しい状況が続き、町税の増額は見込めない中で、引き続き厳しい財政運営が予想されるため、国の施策、特に地方交付税の動向などを注視するとともに、経常的な収入の確保や更なる経常経費の削減を図り、財政の健全化に努めながらの財政運営が重要と考えております。

町民生活の安定を図るためには、本町財政の実情を職員のみでなく、町民の皆さんともしっかり共有し合い、長期的な健全財政の確立を図るとともに、機動的、弾力的な行財政運営にあたらなければならないと考えております。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、平成29年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 次に、認定第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第3号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件について提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 認定第2号平成29年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

国民健康保険制度は国民生活を支える重要な役割を担っておりますが、高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い医療費は増嵩しております。

近年、市町村に生じた所得水準や医療費水準の差により、保険料水準に大きな開きが生じており、特に小規模市町村では財政が不安定になりやすいといった構造的な問題をかかえています。こうした状況を改善し、国保制度の安定的な運営に向け、平成27年5月に成立した国民健康保険法の改正が行われ、平成30年度より運営主体を市町村から都道府県の広域化になっております。

それでは初めに、決算資料に基づき本会計の運営の概要について説明させていただきます。決算資料の57ページをお開きください。

平成29年度における年間平均の加入者の状況であります。世帯数が1,231世帯、前年比56世帯の減となっております。

被保険者数は2,257人で加入割合につきましてもは世帯数で町全体の34.1パーセント、被保険者数は32.0パーセントとなっており、前年比では世帯数で1.2ポイント、被保険者数で1.0ポイントの減となっております。

次に、医療費の状況について御説明申し上げます。

資料の71ページをお開きください。

一般分につきましては、上の表の下段、医療諸費計が8億3,804万7,290円、前年比4.29パーセントの減、下の表の下段、右から2番目にあります一人当たりの医療給付総額は37万1,398円、前年比0.75パーセントの増となっております。

72ページをお開きください。

下の表の(4)退職者医療費の推移の下段、右から2番目の退職者分の医療費等の合計額は741万4,856円で、前年比68.04パーセントの減となっております。

73ページをお開きください。

右から2番目の一人当たりの医療給付総額は41万533円、前年比36.08パーセントの減となっております。

74ページをお開きください。

表の下段、右から4番目の全体医療費、費用額の総額は8億4,546万2,000円、前年比5.94パーセントの減、その2列右の一人当たりの医療費、費用額は37万4,595円で、前年比0.23パーセントの減となっております。

次に、決算の概要について、歳入歳出の決算書の事項別明細書により主なものについて歳入から説明させていただきます。

特別会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。

歳入は予算額の13億9,733万8,000円に対して、収入済額14億1,170万9,927円で、101.0パーセントの執行率となっております。前年度と比較しますと2.3パーセントの減となっております。

次に4ページ、5ページをお開きください。

歳出は、支出済み額の合計額が13億5,247万8,717円で、予算額に対し96.8パーセントの執行率となっており、前年比2.7パーセントの減となっております。

次に、事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。

歳入の内訳ではありますが、主な項目について説明させていただきます。

1款国民健康保険税の収入済額は、2億6,512万6,786円、収納率につきましては現年度分が98.0パーセント、前年比0.2パーセントの増、滞納繰越分が16.7パーセントで前年比1.3パーセントの減となりました。

不納欠損額247万3,992円は生活困窮などによるものなどで合計30人分、33件となっております。

次に、同じページの下の方、3款国庫支出金の収入済額は2億5,819万860円、主な内訳は1項国庫負担金1目療養給付費等負担金の1億8,607万9,860円、次ページの2項国庫補助金1目財政調整交付金5,814万4,000円となっております。

4款療養給付費等交付金は、退職者加入に係る療養給付費分で、606万8,000円となっております。

続きまして、5款前期高齢者交付金は2億7,494万4,518円となっております。

次に、6款道支出金は6,386万9,000円で、内訳は1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金737万1,000円、2目特定健康診査等負担金126万9,000円、2項道補助金1目財政調整交付金5,522万9,000円となっております。

14ページ、15ページをお開きください。

8 款共同事業交付金は高額医療に対する交付金で、2 億 6,341 万 1,954 円となっております。

10 款繰入金は 2 億 1,997 万 8,225 円で、内訳につきましては 1 項他会計繰入金 1 億 5,658 万 3,225 円と、次のページの 2 項 1 目基金繰入金 6,339 万 5,000 円となっております。

11 款繰越金は前年度繰越金の 5,532 万 7,910 円となっております。

次に、歳出を説明させていただきます。

20 ページ、21 ページをお開きください。

1 款総務費につきましては、事業運営に係る事務的経費であります。支出済額は 4,264 万 3,833 円となっております。

2 款保険給付費の支出済額は 7 億 647 万 6,377 円、前年比 6.3 パーセントの減で、主な内訳は 1 項、療養諸費が 6 億 1,975 万 6,279 円、前年比 5.5 パーセントの減となっております。

続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。

2 項高額療養費は 1,389 件分で 8,398 万 8,838 円となっております。

4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金は 6 件で 252 万円となっております。

5 項、葬祭費につきましては 21 件で 21 万円となっております。

24 ページ、25 ページをお開きください。

6 款介護納付金は 876 人で 4,988 万 7,742 円となっております。

7 款共同事業拠出金は財政平準化のための高額医療費に対する共同拠出金で、2 億 7,618 万 9,123 円となっております。

8 款保健事業費は 4,883 万 54 円で、その内訳は生活習慣病の発症や重症化を予防するための 1 項特定健康診査等事業費 750 万 5,487 円と、2 項保健事業費 57 万 6,568 円、3 項健康管理センター事業費 4,074 万 7,999 円となっております。

26 ページ、27 ページをお開きください。

9 款基金積立金は 3,261 万 7,259 円、10 款諸支出金は 7,014 万 8,819 円となっております。

戻りまして、6 ページをお開きください。

実質収支に関する調書によります歳入歳出の差引額は、5,923 万 1,000 円となっております。

次に、基金の状況について説明申し上げます。

8 ページをお開きください。財産に関する調書の一番下の表、3、基金につきましては、前年度末残高が 5,452 万 6,000 円、決算年度中の増減高が 3,077 万 8,000 円の減で、決算年度末残高は 2,374 万 8,000 円となったところであります。

以上で、認定第 2 号平成 29 年度本別町国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明を続けてください。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重君） 認定第3号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

はじめに、本会計は75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいを持たれた方の医療費について、他の会計から独立した形で、都道府県単位の広域連合によって運営されております。なお、運営方法につきましては、広域連合は、保険料の賦課、医療の給付などの財政運営、市町村は保険料の徴収、資格の異動の受付などを行っております。

決算書並びに決算資料に基づきまして御説明させていただきます。

決算資料の75ページをお開きください。

ページの下段、平成29年度の加入状況は、年間平均で75歳以上が1,522人で前年度とほぼ横ばいとなっており、65歳から74歳までの一定の障がいのある人が54人で、前年度に対して14.3パーセントの減、合わせて1,576人で前年度の1,578人で横ばいとなっております。

次に、76ページの表の左から3番目の一番下の欄、収納額計は保険料の納入額8,205万320円で、前年度に対して5.2パーセントの増、現年度分で5.1パーセントの増となっており、収納率では現年度分が99.9パーセント、滞納繰越金が39.3パーセント、合わせて99.8パーセントとなっております。

次に、決算の概要につきまして歳入歳出決算書の歳入から御説明させていただきます。

決算書の31ページ、32ページをお開きください。

歳入は、予算額合計で1億2,462万1,000円に対して、収入済額は1億2,339万6,399円で99.0パーセントの執行率となっており、前年度に対して4.0パーセントの増となっております。

続きまして33ページ、34ページをお開きください。

支出済額の合計は1億2,338万2,485円で、予算に対しまして99.0パーセントの執行率となっており、前年度に対して4.3パーセントの増となっております。

次に、決算事項別明細書の37ページ、38ページをお開きください。

歳入の内訳ですが、主な項目について説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、決算資料でも申し上げましたが、収入済額が8,205万320円、2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は4,070万6,050円で、前年度に対しまして0.4パーセントの増となっております。

次に、歳出であります、39ページ、40ページをお開きください。

中ごろにあります2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億2,095万4,470円で、前年度に対して4.0パーセントの増となっております。

次に、歳入歳出差引であります、ページを戻りまして35ページをお開きください。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引残高は1万4,000円となっております。

以上で、認定第3号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 次に、認定第4号平成29年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 認定第4号平成29年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに各会計決算資料により、決算と介護保険事業の概要につきまして説明させていただきます。

各会計決算資料の77ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、平成12年4月に創設された介護保険制度に基づき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、本年度は第6期介護保険事業計画、これは平成27年度から29年度までのものです、の最終年度になります。

中段から決算の概要を記載しておりますが、歳出は、支出済額9億8,317万6,000円で、予算現額10億1,274万1,000円に対しまして97.1パーセントの執行率となり、歳入は、収入済額10億1,526万2,000円で、予算現額10億1,274万1,000円に対しまして100.2パーセントの執行率となっております。

平成29年度の運営状況であります、次の78ページから説明させていただきます。

一般状況ですが、(1)の介護保険対象人口は前年度末より189人減の7,074人で、(2)の第1号被保険者数は前年度末より6人減の2,911人となっております。

年齢区分ごとの状況は、65歳から74歳の前期高齢者は前年より9人減少しており、75歳以上の後期高齢者につきましては3人増となっております。(6)の要介護認定者数は472人で、前年度と比較して5人の減となっております。

次に1ページ飛びまして、80ページをお開きください。

(2)の介護保険料の収納状況につきましては、収納率は98.3パーセントで、未収額は95件、326万9,650円となっております。

次に、81ページをお開きください。

保険給付状況につきましては、給付費合計が8億4,435万4,712円で、前年度と比べて1.2パーセント増加しております。

主な内容ですが、在宅サービスのうち訪問リハビリが39.7パーセントの増、通所リハビリが10.4パーセントの増、通所介護が29.6パーセントの減、短期入所療養介護は31.4パーセントの減、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これは町外での利用となりますが1206.5パーセントの増となっております。

地域密着型サービスは、認知症対応型共同生活介護が8.9パーセントの増、小規模多機能型居宅介護が6.2パーセントの増となり、在宅サービス給付費全体の52.8パーセントを占めております。

在宅サービス全体では3.1パーセントの増となり、施設サービスは介護老人保健施設の減少もあり、0.6パーセントの減となっております。

下段の5、計画と実績ですが、第6期介護保険事業計画の平成29年度における給付見込額、これは計画です、8億9,667万8,825円に対し、実績額は8億4,435万4,712円となり、達成度は94.2パーセントとなっております。

以上が平成29年度における介護保険事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、特別会計歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の42ページ、43ページをお開きください。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが、予算現額10億1,274万1,000円、収入済額10億1,526万1,963円、前年度比3.4パーセントの増、不納欠損額4万9,320円、収入未済額322万330円となっております。

44ページ、45ページをお開きください。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額10億1,274万1,000円、支出済額9億8,317万5,960円、前年度比4.4パーセントの増です。不用額2,956万5,040円となっております。

歳入歳出差引残額は、3,208万6,003円となりました。

続きまして、46ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は10億1,526万2,000円、歳出総額が9億8,317万6,000円で、歳入歳出差引額が3,208万6,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は3,208万6,000円となります。

次に、48ページをお開きください。

基金の状況です。介護保険基金につきましては、前年度末現在高が1,378万円、決算年度中増減高が354万9,000円の増、決算年度末現在高は1,732万9,000円となりました。

50ページ、51ページをお開きください。

歳入です。1款1項介護保険料は、前年度対比0.6パーセント増の1億8,783万2,610円で、歳入総額に占める割合は18.5パーセントとなっております。

2 款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で、通所型介護予防事業、認知症高齢者見守り事業など合わせて47万4,200円となっております。

3 款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度と比べ0.3パーセント減の2億2,485万6,211円となっております。

4 款1 項支払基金交付金は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、第2号被保険者の保険料から交付されるものです。

前年度と比べ1.4パーセント減の2億3,771万5,128円となっております。

次の5 款道支出金は、介護給付額に対する法定負担割合による負担金と財政安定化基金交付金及び地域支援事業交付金で、1 項道負担金から3 項道補助金までの合計で、前年度と比べ0.2パーセント減の1億4,237万6,738円となっております。

52 ページ、53 ページをお開きください。

7 款繰入金1 項他会計繰入金は、前年度対比4.5パーセント増の1億7,076万9,000円で、歳入総額に占める割合は16.8パーセントとなっております。

次に、56 ページ、57 ページをお開きください。歳出ですが、1 款総務費1 項総務管理費1 目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費と地域包括ケアプロジェクト推進事業及び総合的な介護人材確保対策にかかわる経費であります。

2 項賦課徴収費は保険料の賦課徴収に係る経費で、3 項介護認定審査会費は十勝東北部介護認定審査会の負担金及び認定調査等に伴う経費であります。

2 款保険給付費1 項介護サービス諸費は居宅・施設サービス給付費等に係る経費で、合計で前年度比1.2パーセント増の8億4,435万4,712円となっており、歳出総額の85.9パーセントを占めております。

58 ページ、59 ページをお願いします。

3 款1 項財政安定化基金拠出金1 目財政安定化基金償還金は、平成27年度から平成29年度までの3カ年で財政安定化基金へ償還するものです。

4 款地域支援事業費1 項1 目介護予防・日常生活支援総合事業費は、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業などに係る経費となっております。

2 項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び介護相談員に係る経費、生活支援体制整備事業費などとなっております。

60 ページ、61 ページをお開きください。

5 款1 項1 目基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と平成28年度決算などによる積み戻し分を積み立てたところであります。

6 款諸支出金は、第1号被保険者への介護保険料還付、国庫・支払基金及び一般会計への前年度精算償還金となっております。

以上で、認定第4号平成29年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 次に、認定第5号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 認定第5号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を御説明申し上げます。

はじめに、決算資料により介護サービス事業運営の概要と決算の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

決算資料の82ページをお開き願います。

本別町介護サービス事業特別会計につきましては、平成19年度から新たに設けた会計でございます。これにつきましては、介護保険法に基づくサービス提供に対するものでございまして、一つ目に施設ということございまして、特別養護老人ホームの運営費、特別養護老人ホーム本体、定員50名、ショートステイ、要介護認定者並びに要支援認定者並びに障がい者、合わせてショートステイということ5名の定員、及び在宅のサービスに対する事業でございまして、要介護認定者に対する居宅介護支援事業、要支援認定者に対する介護予防支援事業の合わせた会計でございます。

中段にあります決算の概要でございますが、歳出は支出済額2億8,747万5,000円で、予算現額2億8,954万1,000円に対しまして99.3パーセントの執行率であります。

歳入は収入済額2億9,114万3,000円で、予算現額2億8,954万1,000円に対しまして100.6パーセントの執行率となっております。

それでは、平成29年度のサービス事業内容であります。次の83ページをお開き願います。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設入所者の年度末の利用者数は定員50人に対しまして50人でございます。内訳につきましては男性12人、女性38人となっております。

なお、平成29年度の入退所者の内訳は、入所者が15人、退所者が15人となっております。また、平均の利用年数につきましては、3年9カ月となっております。

介護度別の入所者数につきましては、重い介護、要介護4と5と合わせまして33人で、全体の66パーセントを占めております。全体の要介護度の平均につきましては3.94となっておりまして、前年度4.16に対しましては若干低い状況となっております。

次に、ショートステイの利用状況でございますが、1日5人の定員に対しまして、1日当たり平均利用人数3.15人の利用となっております。

次に、84ページをお開き願います。

居宅介護・介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援では、1,187件で対前年度比20件の減、介護予防支援では、478件で対前年度比124件の減となっております。

続きまして、決算内容につきまして、歳入歳出決算書の事項別明細書により主なものを御説明させていただきます。決算書の71ページ、72ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款サービス収入1項1目介護給付費収入は、対前年度比0.7パーセント減の1億9,010万595円で、歳入総額の65.3パーセントを占めてございます。そのうち、1節施設介護サービス費収入及び2節短期入所生活介護費収入合わせて1億6,763万9,135円、2目自己負担金収入3,115万2,439円となっておりまして、収納率につきましては99.99パーセントとなっております。

3節居宅介護サービス計画費収入は、対前年度比0.9パーセント減の2,034万9,060円、4節居宅予防支援サービス計画費収入は、対前年度比20.2パーセント減の211万2,400円となっております。

1款飛びまして、3款寄付金収入72万円は、個人4名の方から御寄付をいただいております。

4款繰入金は、対前年度比33.5パーセント増の6,438万4,434円となっております。

5款繰越金は、対前年度比19.4パーセント減の468万9,300円となっております。

次に、73ページ、74ページをお開き願います。

6款諸収入1項1目1節雑入は4万3,911円となっております。

7款財産収入1項財産売却収入1目1節物品売却収入は2万1,600円であります。

次に、75ページ、76ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款介護サービス事業費1項施設介護サービス事業費は、対前年度比5.1パーセント増の2億5,012万7,513円で、歳出総額の87パーセントを占めてございます。そのうち人件費が、賃金等を含めまして2億3,177万7,866円となっておりまして、支出総額の81.2パーセントを占めてございます。

飛びまして、18節備品購入費の内訳につきましては、当初予算で組ませていただきました、介護用ベッド2台、回転式移乗ボード2個、さらには御寄付をいただきましたものにつきましては随時補正をさせていただきます、褥瘡予防のマットレス等を買わせていただいているところでございます。

次に、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費及び77ページ、78ページの2目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費でございまして、人件費、居宅介護支援職員4名分を含めまして、対前年度比5.2パーセント増の3,734万7,093円となっております。

歳出総額につきましては2億8,747万4,606円となりまして、歳入歳出差し引き額は366万8,073円となっております。

続きまして、67ページにお戻り願います。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額2億9,114万3,000円、歳出総額2億8,747万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源については、ありません。したがって、実質収支額366万8,000円となっております。

以上で、平成29年度本別町介護サービス事業特別会計決算認定の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝君） 次に、認定第6号平成29年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第8号平成29年度本別町水道事業会計決算認定について、以上3件について。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 認定第6号平成29年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

まず最初に、本別町全体の給水状況について説明をさせていただきます。

決算資料の85ページをお願いいたします。

本別市街地の上水道を中心に、4カ所の簡易水道、2カ所の専用水道、勇足西宮農用水道により給水が行われています。

本町が管理運営している簡易水道は勇足、仙美里、美里別の3カ所です。

農業用防除施設は、美里別及び勇足簡易水道区域内で、192基に給水をしております。

平成29年度における総配水量は24万2,545立米、総有収水量は21万9,436立米、また年度末の給水人口は、前年度比0.08パーセント減の1,257人で、普及率は前年度より0.95ポイント増の78.46パーセントとなっております。なお、有収率につきましては、前年度より1.05ポイント増の90.47パーセントとなったところでございます。

次に、平成29年度の主な事業と決算の概況につきまして、決算書の事項別明細書により主な内容について歳出から説明をさせていただきます。別冊の特別会計歳入歳出決算書の95、96ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費、中ほどの2目維持修繕費15節工事請負費の主な内容は、老朽化による機器更新3機種と配水管の移設工事2カ所、計量法による201基の量水器の更新工事を実施しております。

3目基金費は基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は152万5,787円となっております。

3款公債費は、次のページ、97ページ、98ページをお願いいたします。1項公債費は起債償還の1目元金2目利子で、年度末における起債の未償還元金は5億9,777万4,850円となっております。

下段の歳出の合計です。予算額1億3,016万9,000円に対し、支出済額は1億2,837万645円で、執行率は98.62パーセントとなっております。

次に歳入であります。91、92ページをお願いいたします。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料の収入済額は、前年度比3.94パーセント増の4,144万420円で、収納率は現年度分で99.82パーセント、過年度分で11.69パーセントとなっております。

次のページ、93、94ページをお願いいたします。

下段、歳入の合計は予算額1億3,016万9,000円に対しまして、収入済額は1億3,064万7,151円となっております。

続きまして、84ページをお願いいたします。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引き額227万6,000円が実質収支額となり、翌年度へ繰り越すこととなっております。

以上で、平成29年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号平成29年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を説明申し上げます。

まず最初に、本別町全体の下水道の普及状況について説明をさせていただきます。決算資料の94ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の平成29年度末における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が287.3ヘクタール、管路延長が5万1,537メートル、世帯数が2,905戸、人口が4,821人となっております。

また、下水道普及率は66.85パーセント、水洗化率は91.31パーセントとなっております。

なお、浄化槽を含めました汚水処理人口は5,973人となっており、汚水処理人口普及率は82.82パーセントとなっているところでございます。

次に、平成29年度の主な事業と決算の概要につきまして、決算書の事項別明細書により、主な内容について歳出から説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の112、113ページをお願いいたします。

1款総務費2項施設管理費2目処理場管理費13節委託料の内、業務委託料の3,778万5,308円の内訳は、処理場の維持整備業務委託料3,181万6,800円、汚泥処理業者による運搬処理委託料が471万9,164円、汚泥利用組合への運搬委託料が81万7,344円と、コンポスト運搬委託料が43万2,000円となっております。

次のページ、114、115ページをお願いいたします。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費15節工事請負費6,190万5,600円の内訳は、マンホール改修工事及び汚水管渠新設工事405万円、終末処理場の機器、汚泥貯留槽外8機種の更新工事を5,785万5,600円を実施しております。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費は、合併処理浄化槽15基分の新設工事費でございます。

3款1項公債費は起債償還元金、利子で、年度末における起債の未償還元金は26億4,967万6,211円となっております。

下段の歳出の合計ですが、予算額は4億9,861万2,000円に対し、支出済額が4億9,558万7,756円で、執行率は99.39パーセントとなっております。

次に、歳入であります、108、109ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料の収入済額は6,706万5,274円で、収納率は現年度分で99.56パーセント、過年度分は31.06パーセント、2目の個別排水処理施設使用料は調定額1,161万5,578円で完納されております。

次のページ、110、111ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は、予算額4億9,861万2,000円に対し、収入済額は4億9,909万5,218円となったところでございます。

次に、104ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります、歳入歳出差し引き額は350万7,000円となっており、翌年度に繰り越すこととしております。

以上で、平成29年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明を続けてください。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 認定第8号平成29年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

平成29年度における水道事業の概要ですが、給水戸数は2,664戸、給水人口は4,895人、総配水量は54万1,636立米、総有収水量は前年度比1.02パーセント減の44万2,295立米です。有収率は81.66パーセントとなっております。

次に、14ページをお願いいたします。

平成29年度の主な工事でございますが、本別町浄水場・上水道配水施設機器更新工事により、浄水場の現場操作盤3面と配水施設のテレメーター、遠方監視装置の3施設間の機器更新を行ないました。

また、平成29年9月18日の台風18号の豪雨災害により、第1取水施設の一部が被災し、復旧工事を進めてまいりましたが、平成30年3月8日から9日の大雨により、年度内の完成ができなくなったため、翌年度へ繰越をしております。

水道管工事につきましては、南広場水道管整備工事を行ない、配水管延長は487.88メートルの増となったところでございます。

15ページになります。計量法による量水器更新工事により、464個のメーター機器の取替えを行っております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。1ページ、2ページにお戻りください。

(1)の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比3.36パーセント増の1億7,116万518円となっており、内訳は水道使用料が主な1項営業収益では、前年度比1.14パーセント減の1億2,163万2,774円、2項営業外収益では、前年度比16.38パーセント増の4,952万7,744円となっておりますが、増額の主なものは一般会計からの補助金が対前年739万円の増によるものでございます。

次に、支出の総額ですが、前年度比3.51パーセント増の1億6,835万3,903円となり、1項営業費用は、固定資産減価償却費、固定資産除却費等の増により、前年度比2.79パーセント増の1億5,211万5,255円となり、2項営業外費用は、消費税納付の増により、前年度比10.87パーセント増の1,623万8,648円、3項の特別損失はありませんでした。

なお、税抜き額の明細は20ページから27ページに記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入の総額は、水道管整備や機器更新工事、平成28年度発生災害復旧事業の減及び平成29年度発生の災害復旧事業の翌年度繰越による企業債、国庫支出金の減により、前年度比59.48パーセント減の4,090万円となっております。

支出の総額では、前年度比39.48パーセント減の1億716万3,417円で、内訳は1項建設改良費では、主に工事請負費の減により前年度比50.31パーセント減の7,100万4,260円。なお、平成29年度発生の災害復旧費2,559万6,000円は翌年度へ繰越をしております。2項企業債償還金では、前年度比5.81パーセント増の3,615万9,157円となっております。

資本的収支では、6,626万3,417円の不足額が生じましたが、当年度・過年度分損益勘定留保資金6,125万8,960円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額500万4,457円で補填をいたしました。

なお、税抜き額の明細は28ページ、29ページに記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比1.15パーセント減の1億1,263万5,102円となっております。

2の営業費用は、合計で前年度比2.90パーセント増の1億4,995万7,015円となっております。3の営業外収益は、前年度比21.43パーセント増の4,952万7,300円となっております。

4の営業外費用は、企業債利息が主でありまして、前年度比3.02パーセント減の1,632万8,718円となっております。5の特別損失は、ありません。

なお、平成29年度末における未償還元金は9億6,399万9,366円となっております。

また、全ての項目を差し引きますと、当年度は412万3,331円の純損失となったところでございます。

6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

下段に記載されています、供給単価と給水原価であります。1立米当たりの供給単価は対前年22銭増の254円、給水原価は経常費用の増及び有収水量の減によりまして、対前年8円77銭増の342円94銭となっております。

以上で、平成29年度水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） 次に、認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の11ページをお願いいたします。

平成29年度の病院事業報告書から説明させていただきます。

1、概況の(1)総括事項であります。平成29年度における病院事業会計の決算は、損益勘定において、消費税抜きで、収入11億3,305万4,139円、消費税込みでは11億3,687万9,790円、このうち一般会計からの繰入金は昨年度比2,858万9,000円減の3億2,995万4,000円であります。

支出は12億6,527万4,919円となり、差し引き1億3,222万780円の損失をもって終了したところであります。

また、資本勘定につきましては、消費税込みで収入1億6,356万5,892円、支出1億9,396万4,227円で、差し引き3,039万8,335円の不足額を生じたところであります。

次に、13ページをお願いします。

2、工事、(1)建設工事の概況、②器械及び備品購入費は、電子カルテシステムなど8品目17台、消費税込みで1億428万6,744円の器械・備品を購入いたしました。

次に、14ページの3、業務、(1)業務量であります。イの入院は、延べ患者数合計で17,273人、1日平均47.3人で、前年度比、延べ患者数で2,276人、1日平均では6.2人の増となり、ロの外来は、延べ患者数合計で4万4,384人、1日平均182.7人で、前年度比、延べ患者数で2,730人、1日平均で11.2人の減少となったところであります。

次、15ページ、16ページをお願いします。

上段の表(2)事業収入に関する事項であります。消費税抜きの数値となっております。医業収益は9億4,124万1,927円、前年度比0.5パーセントの増加で、うち入院収益は4億478万6,469円、前年度比4.4パーセントの増、外来収益は3億1,810万6,200円、前年度比3.6パーセントの減となっております。

入院収益の増加は、1日平均患者数が41.1人から47.3人に増加したことなどによるもの、また、外来収益の減少は、1日平均患者数が193.9人から182.7人に減少したことが主な要因で、入院は内科、外科、耳鼻咽喉科共に患者数の増加、外来は主に外科患者数の減少が影響しているものと考えております。

その他医業収益は、2億1,834万9,258円で、ほぼ前年同額。

医業外収益は、1億9,181万2,212円で、前年度に比べ2,971万9,253円、13.4パーセントの減少となりましたが、一般会計負担金3,344万5,000円の減が主な要因であります。

下の事業収入合計は11億3,305万4,139円で、前年度比2,466万1,307円、2.1パーセント減の決算となったところでございます。

下段の表、(3)事業費に関する事項であります。医業費用は12億1,165万5,810円で、前年度比5.0パーセントの増となりました。内訳は給与費が7億8,538万5,103円で、前年度に比べ5,403万1,155円、7.4パーセントの増であります。うち給料が2億9,731万2,907円で、前年度比1,914万9,866円、6.9パーセントの増、手当が1億8,104万3,555円で、前年度比1,726万3,089円、10.5パーセントの増、賃金が1億1,376万9,959円、前年度比897万691円、8.6パーセントの増となったためです。

材料費は1億5,260万4,393円で、前年度比4.2パーセントの増であります。うち、薬品費が7,404万2,103円、前年度比462万9,997円、6.7パーセントの増となったためです。

経費は1億9,579万5,502円で、前年度比185万8,621円、0.9パーセントの減であります。

減価償却費は、器械備品減価償却費の減により7,002万6,965円となり、前年度比277万8,285円、3.8パーセントの減です。

資産減耗費は369万2,885円で、前年度比152万8,177円、70.6パーセントの増であります。固定資産除却費が164万4,230円、119.8パーセントの増となったのが主なものです。

医業外費用は、5,361万9,109円で前年度比155万542円、3.0パーセント増となりました。

下から4段目、特別損失は、支出ありません。

以上、事業費合計は12億6,527万4,919円、前年度比5,932万3,326円、4.9パーセント増の決算となったところでございます。

次に、戻りまして5ページをお開きください。

財務諸表の平成29年度の損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。1の医業収益の合計9億4,124万1,927円から、2の医業費用合計12億1,165万5,810円を差し引いた医業収支は2億7,041万3,883円の医業損失となり、3の医業外収益合計1億9,181万2,212円から、4の医業外費用合計5,361万9,109円を差し引いた医業外収支は1億3,819万3,103円の黒字となり、事業収支合計では1億3,222万780円の当年度純損失となります。

一番下段、当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金17億8,791万8,057円を加えた19億2,013万8,837円となります。

次に8ページの貸借対照表を御覧ください。資産の部の下段の方になりますが、2の流動資産合計は1億5,101万7,403円、次の9ページ、負債の部、4、流動負債合計は2億3,655万2,851円で、差し引きマイナス8,553万5,448円ですが、上段(2)イの1年以内に償還予定の企業債8,838万9,270円は、補てん財源を算出する際には含まれないとされているため、これを除いた流動負債は1億4,816万3,581円となり、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足という状況とはなっておりません。

次に戻りまして、3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支であります。消費税込みの数値となっております。収入の1款資本的収入決算額は1億6,356万5,892円で、1項企業債、2項出資金など、器械・備品購入費及び企業債元金償還等に係る財源として受け入れたものであります。7項寄付金58万円は、個人5名からの寄付金でございます。

支出では、1款資本的支出決算額1億9,396万4,227円で、内訳は、1項建設改良費は1億428万6,744円で、先ほど事業報告で申し上げました器械備品購入費であり、2項企業債償還金8,909万7,471円は、企業債償還金の元金分、3項投資58万12円は、寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものであります。

差し引きいたしますと、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は3,039万8,335円となります。過年度分損益勘定留保資金2,571万6,937円及び当年度分消

費税及び地方消費税資本的収支調整額468万1,398円で補てんしたところであり
ます。

以上、平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算の説明とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これで、提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております、認定第1号平成29年度本別町一般会計歳入歳出
決算認定について、ないし認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計決算
認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をも
って構成する、平成29年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中
の継続審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま一括議題となっております、認定第1号平成29年度本別町一般
会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号平成29年度本別町国民健康保険病院
事業会計決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く10
名の委員をもって構成する平成29年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託
し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 2時02分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、平成29年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の
結果について申し上げます。

委員長に篠原義彦君、副委員長に大住啓一君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎日程第10 同意第6号

○議長（高橋利勝君） 日程第10 同意第6号教育委員会委員任命について同意を求め
る件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第6号教育委員会委員任命について同意を求める件に
つきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年10月20日をもちまして任期満了となります教育委員会委員について、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇にお住まいの布施耕一さんを、人格、識見とも適任と判断し、引き続き再任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意をいただきますようによろしくお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第6号教育委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝君） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第6号教育委員会委員任命について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

◎日程第11 意見書案第7号

○議長（高橋利勝君） 日程第11 意見書案第7号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 意見書案第7号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をします。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書案。

国際法史上初めて、核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、昨年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択されました。昨年暮れの第72回国連総会では、すべての加盟国に禁止条約の早期署名・批准を呼びかけた「多国籍核軍備撤廃交渉の前進」決議が125カ国の賛成で採択され、条約発効を求める機運を示しました。

核兵器禁止条約は、第1条において核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」さらに、その「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、各兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。同条約は50カ国が批准した時点から90日後に発効します。

8月9日に長崎市が主催した平和式典に参加したグテレス国連事務総長は、核兵器の完全廃絶は、国連が最も重視する軍縮の最優先課題であり、すべての国に、核軍縮を約束し、緊急課題として目に見える前進を開始するよう呼びかけました。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応え、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきです。

よって政府に対し、各兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣です。

皆さまの御賛同のほど、よろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第8号

○議長（高橋利勝君） 日程第12 意見書案第8号日欧EPAの慎重な審議を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番(阿保静夫君)〔登壇〕 意見書案第8号日欧EPAの慎重な審議を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

なお、説明は案文の朗読をもってかえさせていただきます。

日欧EPAの慎重な審議を求める意見書案。

政府は、7月17日、日欧EPAの署名を行い、秋から始まる臨時国会で承認及び関連法案の審議が行われる見込みとなっています。政府は「対策を講じれば影響は少ない」として、農業生産量にも自給率にも影響を及ぼさないとしています。

このことは、影響をもたらすことを意味しており、その影響額を含めた内容はいまだに明らかにされておりません。政府は日欧EPAがもたらす影響額を明らかにするとともに、その対策でどこまで緩和するのかを明らかにするべきです。

また、日欧EPAでは豚肉の関税が最終的に70億円、乳製品は90億円減収することになりますが、その財源は、豚マルキンや生乳生産者補給金の財源となってきました。この財源がなくなっても、豚マルキンや生産者補給金の財源をどうするのかを明らかにしなければ、納得できるものではありません。

小麦から加工された、パスタやマカロニそして小麦は安く輸入されることになって、北海道産の小麦の売り先はどうなるのか、またハムやベーコン、乳製品が輸入されると、国内の加工向け原料が減少することは明らかで、とりわけ北海道は大きな影響を受け、価格下落が懸念されます。

よって、国及び国会においては日欧EPAの承認並びに関連法案審議は、影響額とその対策及びマルキン、生産者補給金財源の確保を含めた慎重な審議を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣です。

皆さまの御賛同のほど、よろしく申し上げます。

○議長(高橋利勝君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号日欧EPAの慎重な審議を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号日欧EPAの慎重な審議を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第9号

○議長(高橋利勝君) 日程第13 意見書案第9号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

方川一郎君、御登壇ください。

○9番(方川一郎君)[登壇] 意見書案第9号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読によって説明にかえさせていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書案。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記。

1、地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。

2、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。

3、一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。

4、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同を、お願い申し上げます。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第10号

○議長（高橋利勝君） 日程第14 意見書案第10号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

○8番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第10号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年の通常国会で創設が予定される森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

議員各位の御賛同を、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(高橋利勝君) 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規程によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(高橋利勝君) 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第 17 議員派遣の件

○議長（高橋利勝君） 日程第 17 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 129 条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成 30 年第 3 回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会宣告（午後 2 時 30 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成30年 9月21日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 石 山 憲 司